

## 福祉教育常任委員会

令和7年2月21日（金曜日）午後2時46分開会

### 出席委員（7名）

委員 長 益 子 丈 弘  
委員 堤 正 明  
委員 相 馬 剛  
委員 山 本 はるひ

副委員 長 星 宏 子  
委員 室 井 孝 幸  
委員 眞 壁 俊 郎

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 出席議会事務局職員

書 記 石 田 篤 志

### 議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
  - (1) 3月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
  - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午後 2時46分

### ◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆様、大変お疲れさまでございます。皆様おそろいですので、福祉教育常任委員会を開会したいと思います。

ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

協議事項は次第のとおりでございます。

各位におかれましては、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます、御挨拶といたします。



### ◎協議事項

○益子委員長 それでは、次第2、協議事項に入ります。

(1)3月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

○石田書記 (3月定例会議における委員会の運営について説明。)

○益子委員長 ただいま事務局より説明がございました。

まず、確認事項から順次確認してまいりたいと思います。

付託予定の議案については、今説明のあったとおりでございます。

また、日程につきましても、先ほど御説明ありましたとおり、審査3月5日水曜日から3月6日木曜日、7日金曜日ということで、保健福祉部、教育委員会、教育部、子ども未来部ということで、3日間を想定してございます。また、3月5日におきましては、先ほど来から出ておりますとおり、

当常任委員会に請願が提出されてございますので、3月5日にこちらを取り扱いたいと思っておりますが、こちらのほうでございます。

また、委員会における事前のテーマということで、事前通告が今定例会まで延長されたことに基づきまして、締切りが2月25日の夕方5時までということでございますので、こちらも皆様のほうで御活用いただければと思います。まず、確認事項でございます。

次に、協議事項に入ります。

協議事項においては、先ほど説明ありましたとおり、審査においては当初予算もでございます。また、今回3月定例会ということで長時間の審査・審議が見込まれることから、先ほど御説明ありましたとおり、教育総務課、スポーツ振興課、保育課におきましては、それぞれ6日と7日、場合によっては西那須野庁舎から来ますので、該当される部におかれましては午後に来るように、まずこちら皆様の御協議をしたいと思います。午後からということでもよろしいですか、担当されるところは。

〔「結構です」と言う人あり〕

○益子委員長 はい、それではそのようにさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

次に、請願についてを議題といたしたいと存じます。

まず、説明がございましたとおり、今回、橋本秀晴氏から、健康長寿センター長寿の湯の継続に関する請願ということで、請願が提出されました。また、紹介議員ということで、紹介議員4名、名を連ねてございます。それらの皆様と協議でございますが、まずこの参考人招致として、提出者をこちらに招致して御意見を伺うかどうか、この点に関して皆様から御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局のほうから説明がありましたとおり、請願の提出者におかれましては、ぜひ提出する際にこちらの意見を述べたいということで強く要望がございましたので、我々としては3月5日に行つてはどうかと考えておりますが、皆様いかがでございますでしょうか。

堤委員。

○堤委員 長寿の湯の継続による請願だと思うんだけど、継続というタイトルだけだとちょっと分かりにくいので、やはりこの請願者からの説明があったほうがより分かるかなというふうに思います。

○益子委員長 今、堤委員から、そのような説明があったほうが分かりやすいのではないかなというような御意見ございましたが、皆様いかがでしょうか。招致するような方向……。

はい、室井委員。

○室井委員 私も同じような考えです。

○益子委員長 よろしいですか。

ほか、皆様よろしいでしょうか。

今、2名の各委員から御意見ございましたが、それでは、参考人招致を行うことで決したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 はい、ありがとうございます。

続きまして、紹介議員の招致について協議したいと思います。

まず、こちら4名の方、紹介議員として名を連ねておられます。先ほどあったように、この紹介議員の招致をするかしないかによっては、当初の予定より1時間ほど前倒しになって開催するものと見込まれます。なぜかと申しますと、やはり紹介議員におかれましては、小島議員においては建設経済の副委員長さん、森本議員におかれましては総務企画の委員長さんということで、それぞれやはり3月5日から7日において委員会が開催さ

れるものと見ますので、それらの取扱いということで皆様と協議したいと思います。またあわせて、今回この請願の紹介者ということで、前回、私どものほうの、皆様も御記憶あるかと思うんですが、健康長寿の際の決議というか決定を見るに当たって、それぞれこちらに書いておられます4名の方、賛成また反対ということであったかと思うんですが、それらから今回の提出に至っては、4名一緒にこの請願については提出するというございますので、御意見を伺う必要もあるのかなとは個人的に考えてございますが、皆様においていかがお考えか、その点御意見をいただければと思います。

山本委員。

○山本委員 私は必要ないと思います。今までも西那須野の議員さんの意見も聞いておりますし、橋本さんが地元の方なので、そこで集約して話をいただければ、審査を行っている議員さんに来ていただくことはないのではないかなというふうに思います。

○益子委員長 山本委員、ありがとうございます。

山本委員からそういった紹介議員はいいのではないかなというお話ございましたが、皆様いかがでしょうか。

〔「同じ考えです」と言う人あり〕

○益子委員長 よろしいですか。

それでは、紹介議員については、今回招致をしないということで決したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、今回紹介議員の招致は行わないことに決します。

続きまして、3番目でございます。

今回のこの常任委員会におきまして、所管事務調査を行うかどうかということで協議をしてほし

いということで事務局からございましたが、いかがいたしましょうか。

○眞壁委員 やらなくていいんじゃないですか。

○益子委員長 今、眞壁委員から、今回行わなくてもよろしいのではないかというような御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

〔「なしで」と言う人あり〕

○益子委員長 よろしいですか。

それでは、今回所管事務調査は行わない方向に決したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、そのように取り計らわせていただきます。

協議事項は終わりましたが、そのほか皆様のほうから何かございますか。

堤委員。

○堤委員 この3月5日の日程なんですが、まず請願が1件出ておまして、もう一つは同じこの健康長寿の湯の請願に関する条例の一部改正も出ていますので、この前の陳情・請願の内容とそれから議決案件の内容がほぼ同じ場合は、議決案件の条例を何か決議を優先するようなことが前話し合われたと思うんですけども、今回どのような運営になるかちょっとお聞きをしたいんですけども。

○益子委員長 それでは、ちょっと事務局に御説明をお願いします。

事務局。

○石田書記 今回の請願なんですが、こちらの長寿の湯のほうは、早期再開に向け民間企業、なるべくやってくれるところを早く見つけて再開してほしいというこの請願なので、今回の条例のとは直接関わりはないという認識でございますので、前回の公民館のときのような一緒に審査というのは考えてはおりません。

○益子委員長 今、事務局から説明がございました。はい、堤委員。

○堤委員 それでは順番としては、請願から審査をして採決をした後にこの条例の一部改正の審議に入るという順番でよろしいですかね。

○益子委員長 今、事務局から説明ありましたとおり、今回の請願におきましては早期再開を求めているものでございます。また、保健福祉部の所管で議案第11号、那須塩原市健康長寿センターの条例の一部改正につきましては、この条例の内容ということでございますので、こちらは今回の請願とは感知しないということで、別々のものというような取り扱いをさせていただきたいと今説明あったとおりでございます。そのように諮らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

○堤委員 私が言っているのは、順番がちょっと大事なものですから、例えば条例の一部改正でもう長寿の湯が条例から削除されるわけですよ、この条例の一部改正の内容としては、それを先に議決した後で長寿の湯の継続についてというのは、何かちょっとおかしくなっちゃうもんで、この請願を優先して審議されるのであれば別に問題ないと考えます。

○益子委員長 ほか、いいですね。

事務局、はい、お願いします。

○石田書記 公民館のときは、本当に相反するかどうか、直接的に本当に関わっているような請願と公民館の使用料を上げるか上げないか、反対とか、そういう相反するものだったので、同時にやったんですけども、今回はもうこの請願も休業を前提としたもので、なるべく早く再開してほしいというような形なので、相反していないものだと思いますので、この順番で問題ないかと。

○堤委員 了解です。

○益子委員長 よろしいですか。

ほか、何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 なければ、今協議事項で行わせていただいた、皆様に確認していただいたとおりに行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 はい、それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、(1)3月定例会における委員会の運営についてを閉じたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、(1)を閉じます。

続きまして、(2)その他に入ります。

その他として何か皆様からございますか。

堤委員。

○堤委員 今回の常任委員会、5、6、7の3日間という格好で、もう4日目はないということで、再確認ということでよろしいでしょうか。

○益子委員長 今協議していただいたとおり、今回所管事務調査も行わないということでございますので、特段何も問題なければ、スムーズに進めば、この3日間で行いたいと考えてございますが、場合によっては、もしかすると長時間にわたって、ないとは思いますが、一応予備日ということで考えていただければと思うんですが、特段なければ、そういった休会というような扱いで考えてございます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、(2)その他を閉じたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、(2)を閉じます。

---

◇

## ◎その他

○益子委員長 続きまして、大きな3、その他に入ります。

その他として何か委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 では、私のほうから1点でございます。

先頃、提言書を皆様におまとめいただきまして、誠にありがとうございました。おかげさまでまとまりまして、後ほど3常任委員会ということで提示させていただきます。また、今回、正副委員長も含めてなんですが、提言書について今後提出されると思いますので、その際にまた皆様にお知らせをさせていただきたいと思います。本当に御協力ありがとうございました。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 事務局ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 お昼の話ないですか。

○石田書記 (事務連絡。)

○益子委員長 それでは、大きなその他を閉じたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

---

◇

## ◎閉会の宣告

○益子委員長 以上をもちまして、本日の協議事項は全て終了となります。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時03分

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和7年3月5日（水曜日）午前10時00分開会

### 出席委員（7名）

委員 長	益 子 丈 弘	副 委 員 長	星 宏 子
委 員	堤 正 明	委 員	室 井 孝 幸
委 員	相 馬 剛	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	山 本 はるひ		

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 橋 信 行	社会福祉課長	平 井 克 巳
社会福祉課長 補 佐	小 田 由起子	福祉政策係長	吉 村 明 倫
福祉政策係 主 査 (係長級)	薄 井 一 樹	地域福祉係長	田 端 政 昭
障害福祉係長	薄 葉 哲 郎	社会福祉課 主 幹	添 谷 弘 美
生活福祉課長	高根沢 寿 夫	生活福祉課長 補佐兼生活 支 援 係 長	若目田 治 之
保 護 係 長	大 森 義 智	保護係副主幹	梅 田 千 尋
高齢福祉課長	秋 元 武 志	高齢福祉課長 補佐兼高齢 福 祉 係 長	印 南 和 也
介護管理係長	山 田 慎太郎	介護認定係長	君 島 栄 三
地域支援係長	君 島 忍	国保年金課長	江 連 宣 仁
国保年金課長 補佐兼管理 係 長	関 根 達 弥	国保年金係長	小 出 涉 美
国保年金係 主 査 (係長級)	三 浦 怜 子	国保年金課 副 主 幹	江 連 真由子
健康増進課長	亀 田 康 博	健康増進課 主 幹	根 本 カ ヨ

保健予防係長 阿久津 宏 介

健康増進係 大 島 圭 子  
副 主 幹

参考人

西 那 須 野  
自 治 会 長 橋本 秀晴  
連 絡 協 議 会  
会 長

出席議会事務局職員

書 記 石 田 篤 志

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[請願審査]

- ・ 請願第 1 号 健康長寿センター長寿の湯の継続に関する請願

[保健福祉部]

- ・ 保健福祉部長挨拶

[健康増進課]

- ・ 議案第 1 1 号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について  
予算常任委員会（第二分科会）
- ・ 議案第 2 5 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計予算
- ・ 議案第 2 6 号 令和 7 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・ 議案第 2 7 号 令和 7 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

[社会福祉課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 2 5 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計予算

[生活福祉課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 2 5 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計予算

[高齢福祉課]

- ・ 議案第 1 号 那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- ・ 議案第 2 号 那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- ・ 議案第 3 号 那須塩原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の

制定について

- ・議案第 4 号 那須塩原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- ・議案第 5 号 那須塩原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- ・議案第 13 号 那須塩原市介護保険条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 25 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 28 号 令和 7 年度那須塩原市介護保険特別会計予算

〔国保年金課〕

- ・議案第 9 号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について
- ・議案第 12 号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第 25 号 令和 7 年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第 26 号 令和 7 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
- ・議案第 27 号 令和 7 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算

開会 午前10時00分

### ◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆様、おはようございます。

本日より今定例会として、任期中最後の常任委員会が本日より3月5日、6日、7日と3日間の予定で開催されます。

3月は弥生とも言われております。それは、木草弥生うる、木草がますます生い茂るということからされております。

また、3月は新たな出会いや別れなど、節目の月でもございます。このメンバーで市民福祉向上の前進を目指して努めてまいったわけでございますが、いまだ道半ばの定例会でございます。少しでも市政が市民の身近で喜ばれる施策につながりますように、委員はもとより執行部の皆様におかれましても積極的な議論の場となり、今後の施策の分水嶺の場となりますことを期待申し上げまして、委員会を代表しての御挨拶といたします。

以降、着座にて進行いたします。

本日、当委員会の傍聴希望がありました。議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。また、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを認めます。

ただいまから3月定例会議の福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名です。

審査の日程及び審査順は、御手元に配付の次第のとおりとします。

今定例会議におきまして、当常任委員会に付託された案件は、条例の制定及び改正案件9件、計画案件1件、新たに受理された請願1件の計11件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち当分科会で審査

すべき案件は、当初予算案件4件でございます。

これらの案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替えて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたら、お申し出ください。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

—————◇—————

### ◎請願審査

○益子委員長 それでは、ただいまから請願の審査に入ります。

—————◇—————

### ◎請願第1号の審査

○益子委員長 請願第1号 健康長寿センター長寿の湯の継続に関する請願を議題といたします。

本件については、参考人として提出者である橋本秀晴様を招致しております。

それでは初めに、参考人から本請願の趣旨を簡潔に御説明を願います。

着座にて結構でございます。

橋本参考人。

○橋本参考人 皆様、おはようございます。西那須野自治会長連絡協議会会長の橋本と申します。

2月10日、健康長寿センター長寿の湯の継続に関する請願を提出いただきましたところ、福祉教育常任委員会におきまして受理いただきましたこと、大変ありがとうございます。感謝申し上げます。

また、本日は説明、このような機会をつくって

いただきましたこと、改めて感謝いたします。よろしく申し上げます。

じゃ、着座のままちょっと御説明申し上げます。

私の説明時間は何分ほど……

○益子委員長 大丈夫です、お時間気にしないでどうぞ。

○橋本参考人 大丈夫ですか。

お手元に資料を配付させていただきました。

まず、1枚目の住民説明会、2日間にわたり住民説明会を開催したわけなんですけれども、そのときの資料でございます。2枚目からは、説明の中でちょっと御説明を申し上げたいというふうに考えておりますので。

請願書につきましては、常任委員会の皆様には目を通していただいたかと思っておりますので、補足説明というような形で進めてまいりたいと思っております。

まず、2月26日の一般質問で、小島市議が質問をしたわけなんですけれども、その中で長寿の湯は福祉施設であるというふうなことを執行部に申しあげましたら、執行部からの回答は、いわゆる健康増進並びに世代間交流施設だという答弁がございました。それについて、私の異論を説明したいというふうに考えています。

ちょっと、資料の2枚目を御覧になってください。

ここに書いてありますのは、健康長寿センター長寿の湯はどういった施設があって、どういったサービス、料金はどれくらいだということを書いてあります。下段の表が近隣の温泉でございます。

ここで申し上げたいのは、長寿の湯につきましては、まずサウナが常設されているということ、それと最も重要なことは、表の左から2番目の枠なんですけれども、車椅子で入浴ができますよ。それと、体に障害のある方が家族と付添いでお湯に入れます。

それと、もう一つ重要なこと、入浴着が着用できますということが表の上を書いてあるんですけども、御案内のとおり、今、乳がん等の手術をされた御婦人の方が入浴着が必要になるわけなんですけれども、入浴着も着用して入浴できますという、非常に人に優しい施設でございます。

下の表を御覧になっていただきたいんですけども、長寿の湯と比較するような形で表を作っております。サウナは置いておきまして、車椅子の入力、乃木温泉ホテルからピラミッド温泉、5つの施設、これについては車椅子の入浴はできません。そういったことになっております。

入浴料金なんですけれども、これがちょっと65歳以上は200円に設定したということで、市の考えは分かるんですけども、これがあだになって赤字を生んでいるということでございます。

入浴時間は10時から21時等々でございます。

では、これから説明を申し上げますけれども、以上の表を比べましても、福祉施設であることは間違いのないというふうに私は認識をしております。それを踏まえまして、議員全員協議会の中で説明があつて、まだ委員の皆様も御記憶にあらうかと思っておりますけれども、要は市が廃止するというのは、非常に累積赤字があると。これ以上、先送りできないというふうなことを度々申し上げます。

私の疑問は、年間10万人以上が利用している人気の温泉をなぜやめるのですかということですね。福祉施設でありながら、なぜやめるのかということを申し上げたいと思います。

長寿の湯の開業は平成10年、今から27年前なんです。年間にその当時は13万人利用がありまして、コロナ禍明けても令和5年にも10万1,901人の利用がございまして、6年度末を推計すると、約10万5,000人の利用があるんじゃないかなというふうな推計値が出てくるわけなんですけれども、

こういったことで、ならずと1日300人以上が利用しているんですね。

なぜこんな福祉施設を廃止にするのかというのが非常に疑問でございまして、赤字で回収が見込めないということが一つの理由に上げておりますけれども、いわゆる2年に1回、3年に1回は修繕費等々も支出する形になってきているんですかね。オープン以来26年、低料金で運営してきたということが、どうしても赤字の原因になっているかというふうに考えております。

しかしながら、市の政策としては、収支は赤字でも市民へのサービスを優先して事業を継続する必要があるんじゃないかなということを考えております。例えば、公共のバス、ゆーバス、ゆータク、これについても、私も交通会議の委員になっているんですけれども、非常に赤字が出ております。ゆータクなるものが1人を運ぶのに何万もの経費がかかっております。

これについても、やはり交通空白期間をつくっては駄目だということで、市のほうでは運営をしているわけなんですけれども、公共交通とこの長寿の湯、何の差があるんですかということなんですよね。

料金を取るから、赤字ということが見えてくる。例えば黒磯駅前のみる、これも相当な運営経費がかかっているわけなんです。それでもあそこは潰すなんて一言も言っていない。

渡辺市長のお話の中に、いわゆる合併前の赤字の施設はどんどん潰していくよということを明言されているわけなんです。これについても、市民の福祉等々を考えたときには、非常に納得できないというようなことを私は感じております。

市長が古い施設は潰すということをおっしゃったわけなんですけれども、令和6年12月3日の小島議員の質問に、市長はこのように答えておりま

す。「長寿の湯はもう40年ぐらいたっているわけですから」と答えているんですけれども、私、冒頭申したように26年、27年しかたっておりません。まだまだ耐用年数は十分ありますので、これを料金の改定等々を工夫しながら継続、または再開をしていただきたいということでございます。

1点目は以上でございます。

もう一つ、時間をいただいて、2点目の疑問についてちょっと触れたいと思います。

市が議員全員協議会で配付された資料を添付しております。裏面だけなんですけれども、これが、ごめんなさい、4枚目を御覧ください。

これについて、いわゆる情報操作ということが見受けられますので、委員の皆様にもちょっと御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、疑問が2つございまして、1つ目につきましては、今言った2月9日の全員協議会の資料によると、赤字を解消するために使用料、利用料、これを料金を現状の2.75倍にしないとイケないというふうなことを全員協議会の資料の中で書いてございますけれども、いわゆる冒頭申しました65歳以上200円を550円にしないと赤字解消はできないと試算されています。

ここでの試算は、いわゆるポンプの修理代であるとかオーバーホール、そういった突発的な修繕費、これも丸めて一括で試算をしているというふうなことなんですけれども、やはり単年度の経営に係る費用はどれぐらいかということをもとに出さなくちゃならない、その中で試算をすべきだというふうに思っています。

ちなみに、資料前後しますけれども、3枚目のA4横をちょっと御覧になってください。

この表の下段の表の赤い枠で囲んでございます。これが平成27年から令和5年までの運営に係る費用でございます。この資料は、令和5年度市

政報告書（予算執行状況報告）から抜粋をしてございます。ホームページに載っているものを抜粋したものでございます。

ここで、下表の赤い枠の中、例えば令和5年を例に取りますと5,300万の運営費用がかかっています、年間ですね。じゃ、これをペイするためには、利用料金を533円に上げれば済むわけなんです。こういった運営の努力、工夫もなしに、全員協議会では詭弁を使ってそのような説明を申し上げたというふうに私は感じております。

それと、先ほども障害者に優しいというふうなお話をさせてもらいましたけれども、そういったことも十分加味しながら料金の改定、これは料金を改定しても、今、利用している方はこれだけの高齢者に優しい、体の不自由な方に優しい施設であれば、500円、600円に上げて利用が落ち込むということはないというふうに考えております。

2つ目の疑問です。これは非常に重要なことで、私が冒頭、情報云々というふうな話をしたんですけれども、これについて説明をしたいというふうに考えております。

元に戻って、4枚目をちょっと御覧ください。これは全員協議会で執行部が提出した資料でございます。

まず、市民アンケートと施設利用者のアンケートを執行部のほうでは取っております。これは、施設利用者だけのアンケートだと、廃止するという根拠にならないという結果が出まして、これはあくまでも想定のお話なんですけれども、インターネットで市民アンケートを取りました、半年遅れで。そのデータを、あっちを持ってきたりこっちを持ってきたりということで、全員協議会の議員の皆様には説明をしているというふうに考えております。

なぜこのことが判明したかといいますと、住民

説明会におきまして、私のほうからアンケート結果を開示してくださいというふうなことを申し上げたならば、保健福祉部のほうで市のホームページに載せたということなんです。それを分析してみました。今から申し上げますけれどもね。

まず、4枚目、御覧になっていただいていると思うんですけども、設問が①から⑤まであります。これはどこのデータを使ったのかということ、後ろのページで、施設利用者アンケート、ウェブアンケート、全体というような表があるんですけども、これで分析したところ、利用者のお住まい、これは施設利用者だけのデータをここに掲げてあります。利用者の年齢も同じ、施設の利用者、現場に行ってアンケートを取ったということですね。

③番、長寿の湯を利用したことがありますか、これはウェブアンケートのみでございます。利用者の利用頻度については、施設利用者、現場に行ってアンケートをした結果ですね。

問題となっている長寿の湯がなくなると困る、執行部は再三、これを取って廃止するということを行っているんですけども、長寿の湯がなくなると困るというのは、ウェブアンケートのみの結果です。「困らない」が54.3%、「困る」は45.7%。皆様も御案内のとおり、多数決の理論でこういうことですから廃止いたしますという結論づけをしたわけでございます。

これでは、このデータが、⑤番で長寿の湯がなくなると困るというデータを後ろのページでちょっと御説明をいたします。

アンケートの結果というのは、施設利用者並びにウェブでのアンケート、これを足しまさなくちゃ駄目なんです。そうしますと、一番最後のページの一番下で、赤枠で囲ってございましてけれども、ここで「非常に困る」、「困る」という方

が58.6%、こういったパーセンテージになってくるわけなんです。

再三申し上げますけれども、執行部のほうはこれをウェブアンケートだけの45.7%が「困る」というふうなことに置き換えているわけなんです。

もう一つ、「困らない」、「まったく困らない」というのは、全体を足しますと38.8%にしかならない。

このことは、議員全員協議会を愚弄したような要は資料であって、いわゆる議会制民主主義の冒瀆にほかならないと私は思っております。

ぜひとも、福祉教育常任委員会の委員の皆様は、こういったことを御賢察をいただいて、私が上程いたしました継続に関する請願につきまして、市長のほうに強力に申し入れていただきたいというふうに思います。

どうかよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○益子委員長 説明が終わりました。

参考人、ちょっと確認なんですけれども、請願いただいた、この提出頂いた資料の部分じゃなくて、今回この説明だけでほかに説明することはございませんか。このいただいた我々のほうに上程されている請願内容の部分の説明は特にございませんか。

○橋本参考人 はい、御覧いただいていると思いますので。

○益子委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 請願人にちょっとお尋ねしたいんですが、この資料の何枚目かな、2枚目ですか、A4横の長寿の湯の情報の中で、先ほど請願側も言われた長寿の湯は玄関から脱衣所、浴室まで全てバリアフリー仕様だと。家族とお風呂で備えつけの車椅子

で入浴可能と。あと入浴着でも着用で入浴可能だというふうに書いておるんですけども、市はこういう条件の長寿の湯をなくしても、あと民間の共同の湯がいろいろあるから問題ないんだというふうに言っておるんですけども、そこについてはどういうふうに考えますかね。

○橋本参考人 あの……

○益子委員長 参考人、挙手を願います。

橋本参考人。

○橋本参考人 失礼しました。

理解不足も甚だしいというふうに思っています。

いわゆる高齢者、体の不自由な方が一般の温泉に入ったときに、今、車椅子で入っている方がどうやって一般の温泉に入れるのかということも甚だ疑問に感じております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 もう一つ、会計というか、費用の関係なんです。今、長寿の湯はサウンディング調査という格好で、長寿の湯を含めて健康長寿センターのサウンディング調査、今後利活用をどうしたらいいかということでやっている最中かと思うんですが、長寿の湯に関して赤字が出ているということは間違いはないんですから、先ほど参考人の意見では、赤字の原因である入浴料金を上げて、一定赤字を解消できる料金まで上げてもいいよということなんです。それはどこまで、どれぐらいが上げてもいい料金だというふうに考えられますかね。

○益子委員長 参考人。

○橋本参考人 3枚目の表で御説明したとおり、運営費用をペイできる額まで上げて利用者も減らないだろうというふうなことでございます。

ただし、修繕費はもう市のほうでそれは持っていただくということを考えております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 具体的には、修繕費を除いて赤字がペイできるというところだと、1人当たりの入浴料金というのは先ほど553円という数字をおっしゃられましたけれども、そういう御希望ということでよろしいんですかね。

○橋本参考人 はい、そういうレベルでということです。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

室井委員。

○室井委員 御説明ありがとうございます。

本当に、唯一、長寿の湯では車椅子で入浴ができるという、ほかにはない、そういった特徴を持っていらっしゃる温泉施設というところなんですけど、大体、今現在で車椅子を御利用いただいて長寿の湯を御利用している方の人数みたいなものというのは、大体でも把握とかはされていらっしゃるんですかね。

○益子委員長 参考人。

○橋本参考人 正確には把握はしてございませんけれども、1日に1名ないし2名というふうには伺っております。

○室井委員 ありがとうございます。

○益子委員長 そのほか質疑ございませんか。

副委員長。

○星副委員長 請願なんですけれども、趣旨の部分でもう一度お聞きしたいんですが、長寿の湯の休業期間を短くするために、民間活用における担い手の発掘を早急に進め、早期に再開するようというふうには、これが一番の趣旨の内容、求められている部分ではないのかなと思うんですが、ここに關しましてももう少し詳しくお話をお伺いしたいんですけれども。

○益子委員長 参考人。

○橋本参考人 令和7年度の予算が確定をしまして、

確定したかどうか、私がホームページを見た限りでは、その予算の中ではいわゆる長寿の湯の運営の費用は見えていません。したがって、この時期にもう上がっても無理なんじゃないかと。だから、休業はもうやむを得ないでしょうと。

しかしながら、先ほど説明をさせていただいたとおりに、休業はやむを得ないんだけど、民活によって早い時期に再開をしていただきたいという思いでございます。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 ほかにございませんか。

眞壁委員。

○眞壁委員 趣旨としては分かりました。

基本的には、このやつを再開してほしいという趣旨なんですか。

○益子委員長 橋本参考人。

○橋本参考人 請願を出した折には、そのとおりでございます。

今、説明の中で、私が非常に気にしているのは、執行部は議員全員協議会でこのような情報操作をしても、やはり廃止に持っていくのかというところ、ここのところは議員の方に、口幅ったい言い方なんですけれども、紛糾をしていただきたい。補正予算でも何でも取っていただいて、ひっくり返せるものならば休業をやめていただきたいというのが私の考えでございます。

○益子委員長 そのほかございませんか。

副委員長。

○星副委員長 もう一ついいですか。

先ほど福祉施設ということで繰り返しおっしゃっていらっしゃるんですけれども、そもそも長寿の湯の建設された目的というのは、多世代間交流の場ということを目的として、あの施設が造られていたということ、私たちもこのことで初めて知ったということもあるんですが、ここの請願

の中では、高齢者に対していろいろこうい  
うことがあるので運営してほしいというこ  
とが述べられていらっしゃるんですが、そ  
もその使用目的である、施設の目的であ  
る世代間交流としてはどのようにお考え  
になるのかなというところもお伺いした  
いと思ひまして。

○益子委員長 橋本参考人。

○橋本参考人 長寿センターそのものは  
世代間交流の場であると。長寿の湯も、  
子供たちも入浴はしています。

一番、高齢者が元気になってフレイル  
予防になるのは、顔見知りの人がみな  
長寿の湯に集まるわけなんですね。そ  
こでいろんな世間話をする、そういう  
ことで元気をもらっているんですね。

常々、執行部でも言っている世代間交  
流施設というのは、西那須野町時代に  
そういったコンセプトで造った建物なん  
ですよ。だから、17年に合併した折に  
は、それ以後も利用実態をやっぱり視  
察をして、ここは旧西那須野町では多  
世代交流のコンセプトで造ったけれど  
も、見てみたらこれは違うなど。多世  
代交流もあるんだけど、健康長寿を増  
進するための施設じゃないかなという  
のは、市の執行部はちゃんと見極める  
べきだというふうに私は考えています  
よね。

合併前の施設はみんな廃止するのであ  
れば、合併前に造った施設のコンセプト  
もやはり見直すべきでないかなという  
ふうに私は思っています。合併から20  
年たっても世代間交流施設と、あまり  
にも現状からかけ離れた言い方をし  
ているので、そこはやはり執行部の怠  
慢だなというふうに私は感じてお  
ります。

○益子委員長 そのほか質疑ござい  
ませんか。

室井委員。

○室井委員 すみません、またちょっ  
とお伺いしたいんですが、利用されて  
いる方は、もう長寿の湯

だけに行かれる方が多いのか、それと  
もいろんな施設があつて、いろんなど  
ころも利用されている方もいらっしゃる  
のか、そこら辺というのはお分かりに  
なりますか。

○益子委員長 橋本参考人。

○橋本参考人 それは前者です。その  
施設だけが好きで行っているんですよ。

○室井委員 好きな人が多いと。

○橋本参考人 はい、そうです。

○室井委員 ありがとうございます。

○益子委員長 ほかに質疑ござい  
ませんか。

ここで進行を副委員長と交代いた  
します。

○星副委員長 進行を委員長と代  
わります。委員長。

○益子委員長 参考人にお聞きした  
いんですが、思いの部分としては先  
ほど来からおっしゃっていただい  
ているように、市のほうに運営して  
いただいでほしいという思いがある  
かと思うんですが、今回の請願内容  
には民間活用を含めた、1点目とし  
ては長寿の湯の部分の休業期間を短  
くするため、そして利用者の方々の  
ために民間活用における担い手の  
発掘と早急に進めて早期に再開し  
てほしい、こちらがあるんですが、  
今回の請願の主な趣旨としては、先  
ほど来から申し上げていただいで  
いる市の部分の関与ではなくて、取  
りあえず民間の活用をぜひお願い  
したいということの請願で間違いな  
いんでしょうね、ここをちょっと確  
認したいんですが。

○星副委員長 参考人。

○橋本参考人 おっしゃるとおりで  
ございます。

休業から一日も早く再開してほしい  
、民間でということですね。

○星副委員長 委員長、よろしい  
ですか。

じゃ、進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いた  
しました。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 それでは、これをもって参考人に対する質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 参考人に対する質疑を終結いたします。

本日はお忙しい中にもかかわらず、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

本委員会として、ただいまの御意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいと考えておりますので、ありがとうございます。

ここで、参考人退席のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○益子委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ここで議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

山本委員。

○山本委員 議員間討議はしていただきたいと思えます。

というのは、今、請願を出した橋本さんから説明をしていただきましたし、それから請願内容と、それと資料も頂いたんですけれども、私の中では自分が長寿センターのお湯に入った経験がないということもございまして、皆さんがこれに対して今まで少し長い間、いろいろ出てきて、執行部か

ら出てきたもので、それを受け入れていたということもあって、今回聞いていて、何か頭の中が整理がつかないようになっております。

でも、今ここできちんと決めなければいけないということで大変なんです。皆様の意見なりを聞かせていただきたいというふうに思いますので、少し討議をしていただきたいと思えます。

○益子委員長 ただいま山本委員より、議員間討議の申出がございました。

内容といたしましては、健康長寿センター長寿の湯に対する各委員の様々な御意見、また先ほど来からいただいている参考人の意見なども踏まえて考えを聞きたいということでございましたので、これより私のほうから指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、眞壁委員、よろしくお願いいたします。

○眞壁委員 残したいという気持ちは非常にあるんですが、実際に3,000万円の赤字ということで、10年たつと3億円になります。

あともう一つは、温泉施設の老朽化の関係で、やはりこれからも直すとか、そういう修繕、そういうものが間違いなく出てくるということになると、この3,000万円以上の多分赤字施設になるのかなと私はちょっと懸念しておりますので、利用者についても、やはりある程度特定の方だけだと私はちょっと思っているもので、幅広く使えるような施設だったらいいんですけども、やはりどうしても近隣の人だけのという形になると、若干、非常に財政がこれから厳しくなるという中では、私はこの請願についてはちょっと賛成できない。

○益子委員長 それでは、続きまして、相馬委員、よろしくお願いいたします。

○相馬委員 執行部が説明したこれまでの内容も理解はできるところではございますが、まだ検討し

て1年ぐらいというところもありますし、今回の請願については、民間活用における担い手の発掘を早急にということでございますので、執行部も今後も民間の担い手を模索していきますという、この間の一般質問のときの説明もそうですし、全協のときの説明もそういう説明でございました。ただ、市の運営としては3月いっぱいということでございました。指定管理の運営としては3月いっぱいということでございましたが、執行部も担い手は今後探していくということもございますので、世代間交流施設という観点で、きちんと民間活用を考えたのかどうかということも含めて再度検討していただきたいと。温浴施設、この執行部の説明では温浴施設を継続することというふうな、それを継続した上で様々な世代間交流の事業に活用できないのかどうか。保健福祉部だけでは、恐らくその判断はちょっと難しくなってきますので、各ほかの担当部署ともう一度練っていただいて、早期に民間活用ができるような方法を模索していくべきなんではないかなというふうには思っております。

以上です。

○益子委員長 室井委員、いかがでしょうか。

○室井委員 本市のコンセプトなんかで、誰一人取り残さないというようなことをうたっているんで、全ての方が笑顔になるような施策を取りたいとは思ってはいるんですが、私どもも温泉旅館を経営している中で、温泉施設というのは本当にお金がかかるんです。何か壊れたら、本当に1,000万、2,000万というようなのはもうざらですし、うちあたりの小さな規模でもそれだけかかるので、やっぱり規模的にこれだけ大きいので、また、西那須野長寿の湯さんは、ボーリングしている距離が結構深く、地中深くなっているんで、いろいろと地中の中、見えない部分たくさんあります。なので、

そこがどのようになっているかとか、今後どのようにしていくかということ、またお金もかかることなので、そこら辺の兼ね合いというんですか、そこも考えながら、今後ともまた調査を進めることが必要じゃないかなというのは感じています。

○益子委員長 大丈夫ですか。

それでは、堤委員、いかがでしょうか。

○堤委員 長寿の湯は、先ほど参考人からもありましたように、利用者が10万人を超えるという、非常に多くの方が利用していると。それに伴って、健康増進にもつながっているという側面があるということがひとつあります。

もう一つ、施設の収支、赤字だから、これやめるとというのが市の大方針に何かあるようで、だけれども、赤字だからやめるんだったら、いっぱい、全てのほとんどの施設を利用休止にしないといけないような状態に陥るのじゃないかなというふうに感じる場所です。

だから、それは赤字だからやめるんじゃないで、やっぱり福祉の側面があれば、それを重視して、やっぱり福祉は地方の自治体がしっかり担うべき事業の一つだというふうに考えます。

もう一つは、先ほど皆さんから出ているサウンディング調査です。民間の利活用をして、しっかり次の長寿の湯、健康長寿センターとしての利活用をどうしていくかというのは、これを早く決める必要があるというふうに考えております。そこがまだ決まっていないのに、ちょっと休業というところに至っているのが何かちょっと矛盾しているところではないかなというふうに考えます。

以上です。

○益子委員長 最後に、星副委員長。

○星副委員長 私も先ほど参考人のほうから民間活用が趣旨であると、早く決めていただきたいというお話でしたので、民間活用における担い手の発

掘を早急に進めるというところでは、やはり相談になるとは思いますが、じゃ、それをどのように活用するのかということに関しては、福祉目的もちろんなんですが、やはり相馬委員もおっしゃったように、世代間交流というところで、もう少し利用の幅を広げたものの中での活用方法を模索していく必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○益子委員長 山本委員に申し上げます。

今、各委員の御意見をいただきましたが、ほかにお伺いすることございますか。

○山本委員 私は、執行部のほうがずっとお金のことを言っていたんです。赤字が累積しているから、自分たちでやらないと。でも、民間にそれを投げかけたときに、民間もやはりそこら辺のところは引っかかって、手を挙げるところがなかったというのが今の現状だと思うんです。そこをどう考えるかということは今ずっと聞いていたときに、やっぱり市というのは、民間企業と違ってお金もうけをするところではないということからすると、そのニーズと、つまりこういうところがあったほうがいいというニーズと、今、赤字になっているところをもう少し、もうちょっと丁寧に考える必要はあるのではないかなと。今さらながらであれなんですけれども、というようなことを今頭の中でぐるぐる考えながら聞いていました。

皆様の意見は何となく分かるころがあって、あとは自分での判断をするしかないのかなということですが。

○益子委員長 ほかに討議すべき内容はございますか。

よろしいでしょうか。

○相馬委員 討議ではございません。意見でもよろしいですか。

○益子委員長 大丈夫です。

○相馬委員 総務省から市が言われている、いわゆる公共施設総合管理計画ということで25%削減しなさいよと。たしか2040年だったですか。というそういうことで、それはあくまでも、あくまでもというか、もともと今後交付金を減らしますよと。人口減少時代で税収が減ってくるので、交付金が減ってきます。そういう目的で合併した、大合併があって、その後、公共施設の総合管理計画をつくって、25%程度減らしなさいよという、それが歳出抑制に恐らくつながるんだろうというふうに思います。

先ほどの減らす、執行部がそういうふうにするのは当然分かるころではあるんですが、先ほどの資料にもあったとおり、もしかしたら、530円、入浴料、65歳以上の人も530円、上げればできるんじゃないか。様々なそういう、この求めに応じた継続させる方法をもうちょっと検討する必要があるんだろうというふうには思っております。

その中でも、特に議会としてこういった請願を受けた後、やはり担当委員会がきちんと様々な方法で調査を行って、一定程度の結論を出してくる。いわゆる政務調査ということを行うべきでの事項ではないのかなというふうには考えますので、たまたまといいますか、この4月に改選になってしまって、この福祉教育常任委員会のメンバーがまた替わってくるということにはございますが、市の全体の計画と、また、さらにこういう地域住民の要望に関するきちんとした議会としての結論は、もうちょっと先じゃないと出ないのかなというふうには思っているところですので、今後、次期福祉教育常任委員会にも一定程度引き継げるような内容にできればいいのかなと、いわゆる政務調査のテーマとして。こういったことも考えていってはいいいんではないかなというふうに思っていて、できればそういうふうにしてもらいたいというのが

意見でございます。

○益子委員長 御意見いただきました。

ほかに議員間討議及び御意見、また、質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 よろしいですか。

ないようですので、議員間討議及び意見を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び意見を終結いたします。

討論はございますか。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 賛成の立場でいいですか。

○益子委員長 反対ございますか。反対討論なければ賛成討論となりますが、よろしいですか。

では、堤委員、結構です。

○堤委員 健康長寿センター長寿の湯の継続という請願に対して、賛成の立場から討論をいたします。

健康長寿センター長寿の湯の継続に関する請願は、参考人からも説明がありましたように、年間利用者10万人を超え、市民の健康増進に貢献をしている長寿の湯の早期再開に向けて、議長から市長宛に、民間企業が参入できる条件の整備、参入決定後の開業準備に親身になって取り組むことを願うと、この文書を通知するとしたもので、私はこの請願内容の趣旨に賛成いたします。

以上です。

○益子委員長 ほかに討論ございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

本件を採択すべきものとするかお諮りいたします。

請願第1号 健康長寿センター長寿の湯の継続に関する請願については、採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、請願第1号は採択とすべきものとするに決しました。

つきましては、請願にあるように、市に対する要望書を提出することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

それでは、要望書（案）の内容を精査していただき、御意見等があれば、挙手の上、発言をお願いいたします。

しばしお時間を取りますので、お目通しを願います。

それでは、改めてお伺いいたします。

御意見ある方は挙手を願います。

山本委員。

○山本委員 一番最後のところなんですけれども、言っていることはこれでいいと思うんですが、「決定後の開業準備に親身になって取り組まれますよう」と書いてあるんです。「親身になって」という文章、言葉はなくていいんじゃないかと。情緒的な話ではあるんですけれども、市長に出すものに関してはないほうがすっきりしていいんじゃないかなというふうに思います。

○益子委員長 今、山本委員から御意見ございました。この内容の最後の一文になろうかと思えます。その部分にありますこの一文の「親身になって」という、この「親身」というこちらの文言は必要はないんじゃないかという、簡潔でも大丈夫なんじゃないかというような御意見ございましたが、

皆様御意見いかがでしょうか。

今、山本委員からありましたとおり、そちらの文言を修正させていただきますということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、そのようにさせていただきます。

そのほか御意見ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

要望書（案）のところを、先ほど山本委員から修正がありましたとおり、その部分を含めまして、修正したものを提出することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 また、字句の整理につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、要望書につきましては、14日の議員全員協議会に議会案件として提出し、3月17日の最終日に議案として提出させていただきます。

以上で請願第1号の審査を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時09分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

#### ◎保健福祉部の審査

○益子委員長 これより保健福祉部の審査を行います。

初めに、保健福祉部長から御挨拶をお願いいたします。

板橋部長。

○板橋保健福祉部長 （挨拶。）

○益子委員長 ありがとうございます。

◇

#### ◎健康増進課の審査

○益子委員長 ただいまから健康増進課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

◇

#### ◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第11号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

亀田課長。

○亀田健康増進課長 （議案第11号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、1点確認ですが、この施設を建築する際に、補助金があったんだろうと思いますが、この補助金の要件で、これを削ったからといって、補助金の返還とか、補助金に対する

そういったあれが生じるとかということはないという理解でよろしいでしょうか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 この長寿の湯のスペースの部分の使用の仕方によって返還が生じる、生じないということが判断されるところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 もうちょっと詳しく説明してもらってよろしいですか、返還が生じる場合と生じない場合。

○益子委員長 保健予防係長。

○阿久津保健予防係長 こちら、県の担当部局と協議をさせていただいたのですが、基本的に施設を一度休業状態にしていく中では、特に条例を削った中では、補助金の返還、これは生じないということです。仮に今後、こういったあそこでものが催されるか、これによって判断をしていくということになりますので、具体的な絵が描けてきたら、また県の当局と協議をしてみたいと考えております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 もう一度。県の条件というのは、その補助金を返還しないようにするための条件というのは、もうある程度提示はされているんでしょうか。

○益子委員長 保健予防係長。

○阿久津保健予防係長 こちら、県からにつきましては、あそこの健康長寿センターという建物について補助金が出ているということになりますので、施設の用途、こういったものに即した活用、こういったものを下敷きにした活用がなされる場合につきましては、基本的には返還は要しないというところにはなっています。細かな条件につきましては、やはり当局との協議をしていく中で、ここだったらオーケー、ここだったら駄目という

判断が出てくるのかなと考えております。

○相馬委員 わかりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。  
堤委員。

○堤委員 今回の条例は、入浴施設の項目を削除するという内容に、条例の一部改正の内容になっておるんですけども、これに非常に密接に関連するところで、サウンディング調査をやっているという最中だと思うんですけども、非常に密接に関連することから、ちょっとサウンディング調査の状況をお聞きしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○益子委員長 関連ということでよろしいですか。関連でお答えできますか。

健康増進課長。

○亀田健康増進課長 サウンディング調査の結果ということで御説明申し上げます。

まず、サウンディングの実施としまして、令和6年4月19日から6月12日の2か月余り、この期間募集をしまして、2社から提案を受けました。そのうち1社が温泉を活用する提案で、もう1社は温泉ではない活用の提案で、温泉ではないほうはその対話は終了となりましたので、7月から5か月間、温泉を活用した民間利用というところで協議を重ねてまいりました。前向きなテーマをたくさんいただいたんですが、最終的に収支計算に至った場合、どうしても黒字に転ずるところの部分について困難な状況ということで、11月末をもって、その事業者とはサウンディングは終了となっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 サウンディング調査そのものは、全てもう終了されたということでよろしいんですか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 最初に手を挙げた事業者との

サウンディングは終了ですが、引き続き、事業者との対話、これは続けてまいります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 サウンディング提案の中で、収支が合わないからなかなか採用するのが、案件がなかったというお話なんですけれども、その収支に関しては、今回も長寿の湯の利用料も含まれておるんですか、収支の内容ですけれども。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 利用料の値上げとか、そういうことも検討してまいりました。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 収支が合わないから、なかなか採用されなかったということなんだけれども、収支の内容で、もう一度繰り返しますけれども、例えば長寿の湯の利用料金を500円なら500円にするとか、そういう提案はなかったかどうかということなんですけれども。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 協議の内容としましては、当然利用料の値上げの部分と、あと光熱費、維持管理費です。維持管理費がやはり総費用の7割を占めるというところで、その圧縮という部分も一生懸命検討したところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 サウンディング調査、まだまだ継続されるというようなお話もありましたけれども、サウンディング調査を継続する過程で、今回の条例の改正で、温浴、入浴施設ですか、を項目として削除するというのは、何となく矛盾を感じるころなんですけれども、サウンディング調査が全部終了して、そのサウンディング調査の結果で今回利活用がこういうふうになりました。その中で、利活用の中には、入浴施設は入っておりませんので、今回条例の中から入浴施設の項目を削除しますと

いうのであれば、何となく納得できるんですけども、サウンディング調査はまだこれからやるというのに、入浴施設の項目を条例から削除するというのは、何となく矛盾を感じるんですけども、その点はいかがお考えですか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 これまで私どもが一貫して御説明、議会の一般質問に対する答弁とか、あとは議員全員協議会、また、住民説明会などでも御説明申し上げていたところなんですけど、まずは赤字が大きい施設というところで、将来の世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営の実現、それを念頭にこの検討を始めたというところで、では、いつ市の管理運営を終了するかというところで、そこからスタートなんです。市の管理運営終了は、じゃ令和6年度末にしましょうというところは定めまして、ただ、管理運営終了して廃止にするというのではなく、引き続き民間の活用について検討をしていきたいと思いますというところのスタートなものですから、民間活用が決まったら市の管理運営を終了すると、そういった流れでの検討ではなかったというところを御理解いただければと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 条例が改正されて、この入浴施設の項目が削除されたというのが決定されたとする、その状況でサウンディング調査をまだ継続することだと、サウンディング調査に応じる企業等が条例の中が変わったので、入浴施設を除外して提案するというふうに思いがちになると思うんですけども、その点はどういうふうに考えますか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 1件目のサウンディングの事業者との対話が終了した後も、幾つかやっぱり事業者からどうなんだということでお話がある中で、

やはり温泉を主軸として民間活用を今検討していますというところでこちらは、そこでまず温泉の活用ですよというところでお話を進めているというところがございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 じゃ、再度確認ですけれども、この条例改正で入浴施設の項目を削除しても、サウンディング調査を受ける内容としては、入浴施設も含めてサウンディング調査の提案をしていただいていますよということよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 委員おっしゃるとおり、温泉の活用を主軸としたサウンディング調査を続けてまいります。

○益子委員長 そのほかございませんか。  
副委員長。

○星副委員長 お聞きしたいんですけれども、何かすごい早急にこの11号の改正案が出たなというのが率直な意見なんですけれども、華の湯、塩原の華の湯なんですけれども、華の湯は令和4年の9月に華の湯の今後の在り方について、議員全員協議会で執行部より提案をされました。令和5年の3月31日に閉館となって、令和6年の3月に華の湯の条例改正になって、令和6年6月に公募していましたけれども、応募がなかったことから再公募をかける説明が全員協議会にあって、結果、決まったのでよかったんですけれども、要は、何が言いたいかと言うと、2年間かけているわけなんです。要は、華の湯の今後の在り方については検討があります。その間、実際に業者が決まるまで、民間業者が決まるまでは、何度も地域の説明会も丁寧に行っていたと思いますし、最初は応募がなかったけれども、条件を緩和して、値段を安くしたりとか、もう少し民間の方が手を挙げやすくするように、いろいろ協議を多分庁内の中でされて、

じゃ、このようにしましよと、こうすればいいよねということで丁寧に進められた結果、華の湯のほうはうまくいったのかなと思うんですが、今回に関してはそういった手順もなく、何かいきなりという感が物すごくするんです、条例改正ということで。だから、さっきの堤委員の話にもつながってくるのかなと思うんですけれども、サウンディング調査をしました。これからどのように活用するか分かりません。プロポにするのか、どうするのかというのは、これから庁内会議で決まっていくのではないかなと思うんですけれども、この条例から外すということは、その結果を見てから、ちゃんと活用してくれるという人を決めてから、休館にしている間でも、その条例はあっても何の支障もないわけですよ、極端な話。条例があるから休止にできないとか、休館できないとか、そういう話ではないと思うんですけれども、要は利活用する業者が決まってから、じゃ、いよいよ引き渡しますね、これをお願いしますねといったときに初めて、じゃ、市のほうからの条例改正をしてもいいのではないかなと思うんですが、今、この時期にこの改正案を出した理由を知りたいんですけれども。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 やはり市の管理運営を終了いたしますということで、令和6年2月の全協の御説明から始まりまして、その後、もう管理運営は終了しますよというところで、一貫して説明を申し上げてきた。いよいよ令和7年3月をもって終了となりますので、あくまで整合性を図るために今回条例改正、施設の状況と合わせた、整合させた条例改正をするというところで上程させていただいたというところがございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 要は、これからどのように運営する

かとか、ある程度めどが立ってからというふうには考え、庁内の中でのそういった協議とかはなかったんですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 この長寿の湯に関しましては、庁内検討会議というのを立ち上げてまして、私たちの考え方に対してアドバイス等いただいておりますが、その中ではそういった意見はございませんでした。

○益子委員長 そのほかございませんか。

[発言する人なし]

○益子委員長 よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

副委員長。

○星副委員長 先ほど、請願のほうなんですけれども、こちらのほうは採択されました。今回この改正で、長寿温泉に関する利用の項目が削除になり、削除についてのこの議案なんですけれども、そうすると、請願のこの趣旨というところをどう反映させていくのかというところが残ってくるんですが、ここに関して皆さんの御意見をお聞きしたいなと思うんですけれども。

○益子委員長 議員間討議ということでよろしいですか。

○星副委員長 議員間討議をお願いします。

○益子委員長 ただいま星副委員長から議員間討議の申出がございました。

こちらの条例の部分について、先ほどの請願と併せて、そちらの併せた考えを皆様からお聞きしたいということでございますので、皆様に私のほうから指名いたしますので、御意見を賜ればと思います。

○星副委員長 委員長、挙手でいいです。

○益子委員長 挙手でもいいですか。

挙手でもいいということなので、何か御意見ある方。

なければ、やはり個別に聞いていったほうが御意見いただけると。

○星副委員長 整合性です。すみません。私の説明がちよっと悪くて、請願との整合性をどのように図っていくのか。

○益子委員長 じゃ、整合性の問題でございますので、私のほうから指名を改めて差し上げます。

眞壁委員、お願いいたします。

○眞壁委員 私は請願のほうはちょっと反対しましたので。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 請願を採択したというところの整合性だということでございますので、まずこの条例改正については、市が施設を運営しないということでございますので、条例に載っていると逆に、運営していないのに条例に施設として載っていますよと言われてたら、もうしようがないとなってしまうので、市のほうとしての条例からは、その温泉の部分については削除するというところで、もう運営しないというふうに決めているということで、今まで説明は十分聞いてきました。

先ほどの請願との整合性については、これまでの一般質問の答弁、それから、全協の説明等でも民間活用を今後模索していきますというような説明は何っておりますので、先ほどの請願も民間活用を早期に進めて、早期に再開をしてくださいという請願でしたので、当然市がもうそこを運営しないということで、条例から逆に残っていると、この別表のほうに残っているとやっているんじゃないんでしょうかというふうになってしまうので、やらないということで別表から外すということでございますので、これはこういう条例改正で仕方

がないのかなというふうに思いますし、先ほども、これまで執行部の説明はあくまでも民間活用で再開する方法を模索していきますということでございますので、請願の内容と合っているのではないかなというふうに思います。

以上です。

○益子委員長 室井委員。

○室井委員 私も今、相馬委員がおっしゃったとおり、大丈夫かと思えます。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 また今後も民間企業が参入できるように条件整備して、いろいろサウンディング提案とかというのを受けるといことなんですが、その整合性といいますか、先ほどの請願の内容では、民間企業の参入できる条件整備あるいは開業準備ができるよう、しっかり再開に向けて議長から市長に文書を出してほしいというのが請願で採択されたわけなものですから、逆に、今後この長寿の湯の再開ができた場合に、また条例を今度追加する必要があるわけですね、ある意味で。だから、そういう事態事態でこの条例をなくして、項目を削除して、また項目追加すると。そういうのが本当がいいのかどうかというのがやっぱり疑問があって、条例を改正するに当たっては、しっかりいろいろな条件をもっとしっかり議論して条例改正すべきじゃないかなというふうに思います。単に合理性だけとか、を追求するだけじゃなくて、やっぱり議論を尽くすというのが一番重要だというふうに考えます。

○益子委員長 よろしいですか。

それでは、最後に、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 先ほどの請願の中では、民間企業に参入してもらうための努力をとにかく市にはやって

ほしいということで採択をしたもので、この条例改正は、あくまでも市が運営をしている長寿センターなので、もう市はやらないと決めているのでここを外すという、そのところはつじつまは合うと思うんですが、どういうふうに理解をすれば、どう言えばいいのかな。だから、整合性はあるかどうかと言えば、整合性はあるというふうに思います。

○益子委員長 副委員長に申し上げます。

今、様々な各委員から整合性についての御意見ございましたが、ほかに何うことございますか。

○星副委員長 ないです。

○益子委員長 よろしいですか。

ほかに討議すべき内容はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 それでは、皆様のほうから御意見等はございますか。

ないですか。

[発言する人なし]

○益子委員長 それでは、ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

○堤委員 反対討論。

○益子委員長 反対討論、じゃ、堤委員、お願いいたします。

○堤委員 健康長寿センター条例の反対討論を行います。

改正内容は、先ほど言ったように利用区分から入浴施設の項目を削除するというものですが、入浴施設を含め、健康長寿センターの利活用について、まだまだサウンディング調査を続けるという

ことですので、調査を実施している状況での条例改正は、調査内容にも影響を及ぼしかねないというふうに考えます。調査結果を待って、それに沿った形での条例改正が本来の姿だというふうに考えることから、この本条例改正には反対をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

○相馬委員 賛成討論やりますか。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 これまでもお話し申し上げたかもしれませんが、市の行政、事務事業の執行に当たっては、条例、それから、さらに計画、そして、それに伴う、それを執行するための予算、これが必要になってくると思います。今回、その条例を残したまま、実際には歳入予算にも歳出予算にもつてこないというふうなことになってきますと、市の執行上、逆に議会としては、それに対して問題を提起しなければならないということになりますので、今回市がもう赤字が多くて、取りあえず休止して、この後、民間活用に向けた活動を行っていくということでございますので、条例に逆に載せて、使用料とか、使用時間とか、そういったものを載せていると、逆に市民から条例に載っているだろうというふうなことになった場合には多少問題が出てくるので、先ほど堤委員がおっしゃったように、また民間活用がもしこの後できた場合には、もう一回条例改正をするのかと。当然条例改正はするようになるだろうと思いますので、今般、この部分を削除するということについては当然の結果なんだろうというふうに思いますので、賛成の討論ということにしたいと思います。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決いたします。

議案第11号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第11号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正について、星副委員長から附帯決議案が提出されております。

案はお手元に配付してございます。

それでは、提出者の星副委員長から附帯決議案の説明を求めます。

星副委員長。

○星副委員長 それでは説明させていただきたいと思います。

さきに審査しました請願は可決されました。議案第11号は長寿の湯の条例改正で、長寿の湯の使用手数料が削除されます。請願では、民間活用を早期に発掘することが求められ、民間業者と連携し様々な取組が求められております。

本議案で長寿の湯に関する項目が削除されるこ

とにより、市の事務事業から外れ市の業務からは手が離れることから、請願で求められている民間業者との連携をはじめとする取組ができなくなる可能性も考えられることから、附帯決議を提出いたします。

○益子委員長 説明が終わりましたので、これより附帯決議案に対する質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、1番のところなんですけれども、規制緩和等の便宜を図るとするのは、ちょっとどういうふうに理解したらいいですか。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 例えば、今、長寿温泉を利用している中で、飲食とか、例えば禁止されていることでも、収入を得られるような手段、民間というのは様々、民間活用ということを考えたときに、収入するノウハウをお持ちであると思うんです。もちろんサウンディング調査に手を挙げてくださる民間業者は、このように活用したい、このように活用したいというような案も持ってくると思うんですけれども、そういうノウハウを持っていらっしゃる方もたくさんいると思うんですが、そこに関して、例えば、そこはこの施設の中ではちょっと利用できませんよとか、例えば、ここはこういうものなので、ちょっと難しいですね的な規制があるのでしたら、そこはもう最初から、駄目ですよと言うのではなく、より民間の参入しようとしてくる企業に対して、きちんと寄り添った形での便宜を図れるように連携をしていただきたいという思いでこちらのほうは書かせていただきました。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほか質疑ございますか。  
堤委員。

○堤委員 今のところなんですけれども、規制緩和等の便宜を図ることとなっているんですけれども、別

に便宜をとという文字はなくしても問題はないと思います。

○星副委員長 分かりました。

これ、あくまでも案なので、皆さんの御意見を聞きたくて出しておりますので、そこはもう全然大丈夫なので。

○堤委員 規制緩和等を図るということでいいのかなと私は思いました。

○星副委員長 ありがとうございます。

○益子委員長 ほかにございませんか。  
堤委員。

○堤委員 2番のところですが、早期の再開に向けてということなので、タイトルは健康長寿センター条例の一部に対する附帯決議なんですけれども、この早期の再開というのが、長寿の湯の早期の再開というふうに言ったほうが意味分かりやすいのかなというふうに感じました。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 それはそうだと思います。すみません、ちょっと言葉が足りなかったです。

民間活用における担い手の発掘を早急に進めて、長寿センターの温浴施設早期再開に向けて取り組むことということで、訂正したいと思います。

訂正は可能です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 3番のほうなんですけれども、閉鎖中は住民や利用者の不安解消に努めるということなので、これも長寿の湯の閉鎖中なのか、健康長寿センターの閉鎖中なのかがちょっと分かりにくいので、どちらか具体的に明記していただければと思うんですが。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 これも温浴施設ですね、長寿温泉の利用に関して。

不安解消に努めることと記したその理由なんで

すけれども、やはりいつ再開するのか、これ閉鎖になっちゃったらどうなるのかというところは、住民の不安がかなり大きかったことでのその請願が提出されたとは私は理解しているものですから、今後丁寧に、今こんな状況ですと、このようにして状況が進んでおりますというところを丁寧に住民の方に説明をするような機会を設けていただきたいと思いますということで、このように書かせていただきました。

文言に関しまして、訂正したほうがいいというところほかにありましたらおっしゃっていただけたらと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今のところは不安解消ということなんですけれども、基本的には、市民に情報提供をするということなので、情報提供という言葉はこの3番のどこかに入れていただければと思います。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 副委員長、よろしいですか。

○星副委員長 はい、大丈夫です。

○益子委員長 ほか。

山本委員。

○山本委員 1と2なんですけれども、これは、片方は民間事業者の参入と書いてありますし、2のほうは民間活用における担い手の発掘と書いてあるんですが、両方とも、つまり市はやめるので民間の人に早くということで。このところは何か一緒にしてもいいんじゃないかなというふうに思います。1、2というふうに分けないで。

○星副委員長 一緒に。

○山本委員 そうそう、だからどういうふうにするかは。

例えば、民間事業者が参入しやすくなるよう、ここ考えていただいて、1つなんだから、民間の事業者をとにかく早く見つけてよねと、そのため

に、市はできることはやってよねだし、閉鎖中の今の堤さんの言ったところは、市民に対してちゃんと情報提供して、とにかく、例えば8月には始めるよみたいなことを知らせてほしいというように2つなんだと思うんですね。なので、そのところを上手にまとめていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○星副委員長 分かりました。

じゃ、ここに関しては、もう一回文書作って出しなおすような形で……

○益子委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○益子委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第11号 那須塩原市健康長寿センター条例の一部改正についてに対し附帯決議を付することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、附帯決議を付することと決定いたしました。

ただいま附帯決議を付することに決定いたしました。その取扱いについては、本会議での議決の対象とせず、委員会報告書に附帯決議を添付し、委員長報告の中で附帯決議が付された旨及びその概要報告する取扱いと、②といたしまして、議会意思として決定するため、本委員会の附帯決議として発議し本会議にて議決する取扱いと二通りございますが、いかがいたしましょうか、御意見を賜ればと思います。

まず、①でいいという方、また、②でいいという方は挙手を願えればと思いますので、私のほうで述べますので、①と思った方。

①は委員会の報告だけ……

○星副委員長 委員会の報告だけで、②が、本会議で諮る。

○益子委員長 ということで、皆様の御意見聴取できればと思いますので、よろしく願います。

それでは、①でよいという方、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 それでは、附帯決議案の取扱いとしては、本会議での議決の対象とせず、委員会審査報告書に附帯決議を添付し、委員長報告の中で附帯決議が付されたことの旨及びその概要を報告する取扱いとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、附帯決議はそうに取り扱うことと決定いたしました。

—————◇—————

#### ◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 （議案第25号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 87ページです。生活習慣病予防対策費3001事業、この中のその他委託料で歯周病、骨粗鬆症、肝炎ウイルス検診、健康診査ということで、887万7,000円が計上なされているかと思うんですけども、これの対象者の数が分かればお願いします。

○益子委員長 主幹。

○根本健康増進課主幹 まず、予算計上しているものですね。肺炎ウイルス検診接種が約1,200名ほど。あと……

〔「対象者」と言う人あり〕

○根本健康増進課主幹 ああ、対象者。すみません、ちょっとお待ちください。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○益子委員長 委員会を再開いたします。  
主幹。

○根本健康増進課主幹 すみません。歯周病検診なんですけれども約8,500名、あと肝炎ウイルス検診に関しては1万2,000件ほど、あと骨粗鬆症検診の対象者、ちょっと今分からない状況です。詳しい人数は今出ない状況です。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 歯周病等は8,500名ということで今お聞きしたんですけれども、あと骨粗鬆症等もあるんですけれども、これは年齢制限はあるんでしょうか。

○益子委員長 主幹。

○根本健康増進課主幹 歯周病検診に関しては、節目の年齢になるんですけれども、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になります。

あと、肝炎ウイルス検診に関しても、節目検診ということで、41歳から5歳刻みの年齢ということで、41、46、51、56、61、66、71歳ということになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 これらの検診は定期検診で行うということでよろしいんでしょうか。

○益子委員長 健康増進課主幹。

○根本健康増進課主幹 歯周病検診に関しては、医療機関ですね、那須地区の歯科医師会のほうで受託をしていただきまして、個別での医療機関での検診になります。

そのほか、肝炎ウイルス検診とか骨粗鬆症検診に関しては、集団での検診、それと個別での医療機関検診、両方やっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 あと周知の方法なんですけれども、何かいきなり検診表が送られるのか、あるいは何か最初に案内があって、希望者に対してやられるのか、どういう方法で検診をやられるということかお聞きします。

○益子委員長 主幹。

○根本健康増進課主幹 まず、歯周病検診に関してお答えしますと、対象者の方に受診券と案内のほうの通知をお送りします。その通知を見た人が。

肝炎ウイルス検診に関しましても、その節目の年齢の方に受診券と御案内のほうを個別で郵送いたします。

骨粗鬆症検診に関しましては、毎年度1月に翌年度の健診の御案内をしているところなんですけれども、その中で、対象の方、希望の方がそのリストに申込みの日時だったり、受診の方法を取れるようになっておりますので、そこでの希望を取りまして、それによって、集団であれば集団の御案内、それと個別を希望された方には、個別の案内を郵送しております。

○益子委員長 関連またはこの項目の方いらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 そのほかの質疑の方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 歳入の出していただいている表なんですけど、25年歳入及び歳出充当先ということで出していただいている中の雑入で、電気使用料というのはどこから入ってくるんですか。

○益子委員長 保健予防係長。

○阿久津保健予防係長 こちら充当先一覧表の中、14番健康長寿センター電気使用料でよろしいでしょうか。

○相馬委員 はい、そうです。

○阿久津保健予防係長 こちらにつきましては、健康長寿センターの中で、ただいま社会福祉協議会が事務室を利用しておりますので、利用箇所についての電気使用料負担分ということになります。

○益子委員長 そのほかございますか。  
相馬委員。

○相馬委員 これ、もしかしたらその他で聞かなくちゃいけないことなのかも分かんないんですけども、この予算書で、3款1項7目の3001事業からスタートしているんですが、1001事業と2001事業は何だったんですか。

恐らくなくなっているんだと思うんですが、もしその理由が分かるようでしたら。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 こちらの1001と2001につきましては、ほかの課の所管する予算となっております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 なるほど。そうすると、どこが所管する。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 社会福祉課所管となっております。

○相馬委員 はい、分かりました。

○益子委員長 ほかがございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。  
討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第26号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題いたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。  
亀田課長。

○亀田健康増進課長 (議案第26号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
堤委員。

○堤委員 執行計画書で173ページです。特定健康診査等の事業費、この中のその他委託料で、特定健診の主な健診項目があるかと思うんですけども、この健診項目の増減等が変動があったのかど

うかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 主幹。

○根本健康増進課主幹 健診項目の増減ですね。

増減ありません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 特定健診の対象者の数が分かれば教えていただきたいのですが。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 零時06分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

主幹。

○根本健康増進課主幹 約8,000人となっております。

ごめんなさい、失礼しました。2万4,000件です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 もう一回再確認。2万4,000人ということでよろしいですか。

○根本健康増進課主幹 はい。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

副委員長。

○星副委員長 これの増額になった理由が、郵送料の値上げということなんですけれども、今後、やはり市としてもDXを進めているというところでは、このままずっと郵送で続けるのか、それとも、例えば通知などで、要は、アプリと言っているのかどうなのか分からないんですけれども、プッシュ型で登録した方のほうには案内できるような形を今後進めていくのか。これは、予算と関係ない

のでその他になってしまうのかなと思うんですが、今後の方針的なものが、お考えがあったらお聞きします。

○益子委員長 増額の部分でということよろしいですか。

○星副委員長 そうですね、増額の部分でどのように今後考えていくのかという部分です。

○益子委員長 お答えできますか。

課長。

○亀田健康増進課長 やはりこのまま紙の郵送というのは続けていく所存ではなく、DXアクションプランの中でもちょっとデジタル推進課と協議しているところなんです、ウェブによる予約、こういったものができればペーパーレスになるなどというところで、検討は始めたところでございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、そこが進んでくれば、ここに関するかかる費用がこれから減ってくるということも考えられるということでよろしいですか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 先進市の例を見ますと、初めはハイブリッドというか両方、郵送の方も。ウェブの方が例えば15%、郵送が85%という率で、いきなり郵送料が減るといのはなかなか難しいんですが、長い時間をかけてウェブに移行していけば、こういった郵送料は減っていくものと考えてございます。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第26号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第26号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第27号の説明、質疑、討

##### 論、採決

○益子委員長 それでは、議案第27号 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 (議案第27号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 178ページの健康保持増進事業の委託料の部分です。

まず、人間ドックの積算根拠をお願いします。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 人間ドックの部分につきましては、国保年金課が所管となっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 健康増進課として委託料として扶助費的委託料、人間ドック、脳ドックとして上げられているのは、どういう意味なんでしょうか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 零時12分

○益子委員長 委員会を再開します。

健康増進課主幹。

○根本健康増進課主幹 後期高齢者の健康保持増進をするところの事業費というくくりになっている後期特会のところかと思えます。

なので、ここに人間ドックの部分だけ別出しするのはちょっと効率的ではないというところで、国保年金課で所管している後期高齢者の健康の保持増進事業の中で、健康増進課も担っている部分もあるというところでのこのくくりになってくるかなと思えますので、そういうくくり方でしか、ちょっと予算上はくくれなかったというところかなと思えます。

[「国保年金課で聞いてくれという話だ」

と言う人あり]

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ちょっと分かりにくかったんだけど、何か分ける意味があったという、何か根拠があるということですか。それとも扶助的ということ

すので、扶助的な部分に限って、健康増進課も人間ドック、脳ドックにも協力しているという意味合いなんですか。実際のドックの検診料とは別だという意味合いだと考えればよろしいですか。

○益子委員長 堤委員に申し上げます。

お答えできない部分は、担当課、国保年金課だと思いますので、そちらでお聞きいただいて、あくまでも先ほど伺ったのは、くくりの部分ということで、もしお答えできれば所管課にお答えいただければと思いますが、よろしいですか。お答えできれば、回答をお願いします。お答えできない場合は、後ほど高齢のほうで……

〔「国保」と言う人あり〕

○益子委員長 失礼しました、国保年金課のほうで聞いていただければと思いますので。

○堤委員 了解です。

○益子委員長 了解いただければと思います。

そのほかの質疑をお願いします。

○堤委員 引き続いて、すみません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 その中で、その他委託料で、歯科検診受診券作成結果書封入ということで、歯科検診の受診者について何か制限があるのか、あるいはその上で、受診検診見込み者数を分かればお願いします。

○益子委員長 主幹。

○根本健康増進課主幹 後期高齢者の歯科検診にしましては、3学年です、学年にして3学年を対象としております。76歳、81歳、86歳の学年を対象としておりますので、その対象者数として、約3,700人ほど。個別検診ということで、医療機関での個別検診をしておりますので、そこに委託料を払うということで、その他委託料のほうでの500人の受診者の見込みということで計上しております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 先ほどもちょっとお聞きしたんですけれども、基本的にはこの歯科検診については、この対象者、対象年齢の方に受診券をプッシュ型でお送りするというところでよろしいでしょうか。

○益子委員長 主幹。

○根本健康増進課主幹 そのとおりです。

○堤委員 了解です。

○益子委員長 そのほか、ございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討論すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第27号 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。よって、議案第27号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。  
ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時17分

○益子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。



### ◎社会福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから社会福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

社会福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。



### ◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

平井課長。

○平井社会福祉課長 （議案第25号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○星副委員長 69ページの1項1目避難行動支援者支援事業費、7601事業なんですけど、前年度比とあまり予算も変わらないという説明だったんですけど

れども、こちらのほうの支援者名簿、支援者の登録と申しますか、事業の、これを登録される登録者数、現在どのくらいになっているのかというのは、ここの項目で分かるんですか。詳細を伺います。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 実際の登録対象者といいますが、そういった中身かなと思います。

ちょっとデータの古くて申し訳ないんですが、昨年7月時点で取りまとめている数値があるものですから、そちらで御説明をさせていただきたいと思うんですが、実際、避難等の要支援者の対象者というのは、年齢とか障害の関係とかで対象者というものを定めておりますけれども、その時点の対象者としましては、1万1,049人おりました。

その中で、同意をいただける方というのがスタートになります。同意をいただいている方については、5,242名ということで、割合的には47.4%の同意をいただいていると。その中で、今度は個別計画を作成するというような、まずは同意をいただいて、その中で必要な方については個別計画を作成するという流れになりますけれども、その同意をいただいた方の中で個別計画の作成に至っているのは52.5%、2,753人になります。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 ありがとうございます。

この対象とされる方は、これからやはり年々高齢化にも伴いまして、年々増加していく傾向にあるのではないかと思います。この部分での掌握に関しては、自治会のほうが中心になってやっていくような形になるのか、それとも、直接ダイレクトに社会福祉課のほうで手紙を、封書を出して、案内を出していくような形になっていくのか。それに伴ってのやはり、だんだん一般の市民の方にも知られてくれば、やはりこれを登録したいと

いう人も増えてくると思うんですけども、今後の見通しといたしますか、ここの予算の中で去年と変わらないということなんですけれども、予算を増額しなくてもこれで増えていく対象者に対しては、今年度に関しては対応できるという考えでいいのでしょうか。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 ほぼ同額ということで、ちょっと御説明をさせていただいております。

若干、昨年度システム改修がありまして、それが今年ないということで、落ちている中で郵送料も増えてとかというのもありまして、全体的にはほぼ変わっていないというようなところなんですけど、まず、把握につきましては、高齢者については、いわゆる市のほうで年齢的要件、また世帯的条件で分かりますので、同意の有無の確認というものを実施しております。

ただ、その中で、年齢が一律その年齢に達したから今すぐ支援が必要かどうかというのは、また違う形になってくるかと思えます。

そういった同意の有無の確認の中で同意をいただいた方については、今度自治会さんのほうに情報を提供させていただいた中で、いわゆる個別計画が必要かどうかというようなところで御判断をいただいているという状況です。

議員がおっしゃるとおり、高齢化社会に今後さらに進んでいきますので、いわゆる年齢的な要件でいけば、対象者は増えてくるかなというふうには思います。

ただ、今の制度そのものがちょっといいかどうかというのがありますので、全体的にちょっと、今、見直しを始めているところです。まだ、こういう形に決まりましたという段階ではございませんが、さらに実質的に機能する、より機能する支援というものにつなげていくために、今現在ちょ

っと見直しは進めている状況です。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 そのほか、質疑ございませんか。  
相馬委員。

○相馬委員 まずは、そうしますと71ページの3款1項2目の5001事業、自立支援医療費の減ということでございますが、大きく扶助費が減になるということでございましたが、この減になる要因は何でしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 減となる要因なんですけど、こちら更生医療の見込額が出るであろうと。今から流れてきて、今年度から流れている中です。その更生医療の減につきましては、実際この更生医療を受けている方の中に、生活保護受給者がおります。いわゆる医療保険がない方です。そうしますと、更生医療では自己負担分を給付するといいますか、扶助するというような意味合いになっていまして、通常、保険加入、国民健康保険とか社会保険でもそうなんですけど、一定の割合はその保険から出て、個人負担というのは極端なことを言うと少ない感じ、特定疾病とかになると1万円という形になりますけれども、それを支援する形なんですけど、生活保護者は先ほども申し上げたとおり、医療保険に入っていないものですから、全額更生医療で負担すると。そうすると1人当たり、年間でいきますと500万ぐらいなってくると。そうしますと、生活保護受給者が更生医療を受けているかどうかによって大きく予算が、予算といいますか経費が変わってくるというような状況です。今の見込みですと減するというようなところで減になります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

その差額が5,000万ぐらいになっているもので

すから、そんなに見込みが減るのかなというふう  
にふと思ったんですが、説明で何となく分かりま  
した。

当然その下の6001事業も同じような理由で減に  
なるということですか。装具給付費。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 装具の給付費なんです、こ  
ちらは毎年度見込額というものを出しているところ  
なんです、年度によってやはり多少変わって  
はきます。現状としましては、6年度の実績額で  
ちょっと予算要求のほうはさせていただいており  
ます。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、大丈夫かな。

○益子委員長 大丈夫です。

○相馬委員 1項2目の8001事業、障害者日常生活  
用具給付費、こちらも先ほど500万ぐらい下がる  
というお話でしたけれども、これの扶助費が減る  
要因は、理由は一緒なんでしょうか。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 理由としては同じ形にはなる  
んですが、毎年度、現状の実績額からこれまでの  
推移を見込んで見込額で予算要求をさせていただ  
いているところなんです、今年度につきまして  
は、6年度の実績見込額というところで、こちら  
も要求はさせていただいております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 現実に6年度は予算よりもずっと少な  
かったということなんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 そのような形になります。

○相馬委員 分かりました。

以上です。すみません。

○益子委員長 堤委員、どうぞ。

○堤委員 同じ71ページの障害者福祉サービス給付  
費、4001事業、これ非常に金額は大きくなって  
いるんですけども、介護給付、訓練等給付、特定  
障害者特別給付、サービス利用計画相談、高額障  
害福祉サービス、療養介護医療障害児通所支援と  
いうことで、39億1,500万ほど金額があるんで非  
常に大きな額なんです、項目もいっぱいあるわ  
けですけども、どれが一番、主に予算額に一番  
高いのはどれなんでしょうか。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 多岐のサービスがこの中に入  
っていて、ちょっと分かりづらくて申し訳なかつ  
たんですが、一番大きいものとして、放課  
後等デイサービスになります。こちら単体だけで  
捉えても1億7,700万ぐらいの増の見込額を出し  
ております。

理由としましては、実利用者数というものが  
年々増えてきているというところ。それと、事業  
所も増えてきている。そういった中で、より通所  
できる環境になってきているというところから増  
額が見込まれると。そういったところで、今回予  
算計上をさせていただいております。一番大きな  
ところは放課後等デイサービスになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 先ほど前年度比で6億ほど増加になっ  
ているというお話がありましたけれども、やはり放  
課後等デイサービスの通所する場所が増えたとい  
うことでよろしいんですか。

○益子委員長 平井課長。

○平井社会福祉課長 場所も増えております。また、  
実際通所している方も増えているということで、  
先ほどの金額説明したうちの、先ほども申し上げ  
ましたように1億7,700万ぐらいが放課後等デ  
イサービスになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ちょっと聞き逃したか分からない、残りの5億ほどは、4億5,000万ぐらいですか、残りは何がどれで増えているという内容ですか。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 ちょっと大きなところを御説明させていただきたいと思うのですが、そのほかとしましては、生活介護、こちら障害者の支援の部分になりますけれども、生活介護で9,500万ぐらい。あとは、障害者がいわゆる就労する、ただ、一般就労がなかなか難しく、そちらをB型といまして、雇用契約に基づかないというものです。そういったところへの通所されている方も年々増えてきております。また、事業所も増えてきているということで、こちらが8,300万ぐらい。

そのほか、障害者短期入所、障害者を扶養している方が、事情によっていつか見られないというような場合に短い期間入所する施設ですけれども、こちらの短期入所施設も増えてきておりまして、利用も増えてきております。こちらで7,600万円ぐらいというようなどございます。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 その他、ございますか。  
相馬委員。

○相馬委員 70ページの一番下です。総合支援法事業管理費ということで、アプリ教室は終了したために減になりましたということなんです、その終了した理由を伺います。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 こちらの障害者対象としたアプリ、スマホ教室なんです、昨年、ちょうど1年前ぐらいになりますけれども、障害者専用のココみるというアプリを出させていただきました。こちらは、障害に特化する内容を掲載して、さらには新たな情報があったときには、こちらからプッシュ的に御登録ある方には落とす。そちらをで

きるだけ障害をお持ちの方にも知っていただき、さらには自分で取得できるような形をつくりたいということで、終了したという言い方があれだったんですが、単年度でちょっと考えておまして、そちらが今年度実施、来年度以降はやらないという形の中で、その部分が予算額でいくと250万になるんですけども、その部分が来年度は落ちているという形になります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 ということは、その事業は、成果があったという、そういう理由でなくするということなんですか。

○益子委員長 社会福祉課長。

○平井社会福祉課長 正直なところ委託でずっとやるような事業ではないと思っています。

今年度の中でも、障害者を支援する事業所さんの職員を対象にやらせていただいています。いわゆる市だけじゃなくて、通所されている方とかに事業所でサポートして利用率上げるとか、そういったものもやっております。また、聴覚障害者の団体ですが、そちらは個別にやっているんです。

というところで、全てを今後は市ではなく、知っている人から広めてもらうというような流れが取れたかなというふうに思っております。

○相馬委員 分かりました。ありがとうございます。

○益子委員長 そのほか、質疑ございませんか。  
副委員長。

○星副委員長 74ページの1項6目成年後見制度利用促進事業費があるんですけども、こちらについては、このまま多分前年度とほぼ一緒だと思うんですけども、成年後見人制度というのは、もっと広げていかなきゃいけない事業の一つであると私は考えるんですが、このままやはりずっと、今年度はこれでもう予算が上がっているんですけども、ここに対して予算計上はされているけ

れども、何というんでしょう、進めていく必要もあるのではないかと思います、質疑じゃなくなっちゃう、何て言っているんでしょう、これ。

利用支援、この研修会に参加する方の人数とかはどのくらいになるのか、その詳細とかお聞きしたいんですけども。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 研修会ですが、まずは、すみません、予算計上させていただいて、具体的な中身というのは今後詰めるような形を取っています。

12月の全協でちょっと触れさせていただいたんですが、成年後見制度については議員おっしゃるとおり、より進めていかなければならない、先ほども高齢化社会じゃないですけども、そういった権利擁護を必要とする方が今後増えていくということが見込まれますので、そういったところから中核機関というものを設置したところです。今回の予算計上の中で、その中核機関で、いわゆるケース会議というものをやったりします。いろいろ社会福祉士とか、司法書士さん、場合によっては弁護士さんにもアドバイザーとして来ていただいた中で、どういった支援が権利擁護で必要かというところも予算上は盛り込んでいます。ただ、金額的には報奨金とかで、あまり増減がないので、ほぼ同額という説明はさせていただいたところなんです、中身としてはそういう内容になっています。

そのケース会議等も必要に応じて開催するような形になりますが、せっかくそこにアドバイザーとして、先ほど申し上げた社会福祉士とか、司法書士、弁護士の先生なんかも来られますので、相談した中で、よりいいものをというふうに考えています。なかなか最初から市民対象の研修会というのは難しいと思いますので、そういったものを支援している人だとか、そういったところをアド

バイザ一的な方と相談をした中で、より良い部分を見いだせればなというふうに思います。

○益子委員長 よろしいですか。

○星副委員長 いいです。

○益子委員長 そのほかございませんか。  
堤委員。

○堤委員 すみません、今に関連するところなんですけれども、成年後見制度の中で中核的な相談の機会を増やすということで考えられるということなの、今後。それに対しての何か予算はここだけなの。ほかにも予算はついておるんですか。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 この予算は、成年後見制度の利用促進ということで啓発と、あとはその方がどういうものがいいかというものを上がってきて、さらに二次的な、より難しいといいますか、そういったものを取り扱うための予算になっています。実は、障害福祉のほうでもそうなんです、高齢福祉のほうでも予算計上しておりますが、なかなか費用的に成年後見人を立てられない方というのがいたりします。そこは、市長申立てということでの支援とか、そういったものを行っています。

また、この予算とは別に、障害の件でいえば、障害の相談支援センターというものを設けておまして、そこが一時的な相談を受けて、いわゆる複雑でないものは支援しながらつなげていく。どうしても専門的な知見が入らないと、なかなか成年後見制度の利用そのものが難しいねというところが、この中核機関に上がってくるようなイメージです。1段階と2段階がありまして、この予算は2段階的なところと周知啓発というところになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 成年後見制度がこれからどんどん必要になってくるというのは、高齢化社会を見据えて当

然のことだと思うんですが、大体、成年後見人になる方は、一般的に考えると弁護士の方だとか、あるいは社会福祉協議会の方とか、そういうのが私の周りではおられるんですけども。そういうところへつなげるための中間的な相談の場所があるということで、多分、中間的なこの相談の組織をつくるということだと思えます。ちょっと、予算とは離れるんですけども、そこの中でうまく回るのか回らないのかがよく分かりにくいところなんです。ちょっと、何かお考えがあったらお聞かせください。

○益子委員長 課長。

○平井社会福祉課長 この予算を使いましてというところで御説明をしたいと思うんですが、先ほど申しあげました中核機関というのは、1つ上の機関という大変なんですが、まず市民とか必要としている人、支援している人からの相談を受ける部署というのが、先ほど申しあげた障害者であれば障害支援センター、高齢者でいえば地域包括支援センターです。こちらでこう来て、そこでまずは相談、支援の方法なんかを探るわけなんですけれども、人によっては、やはりいろんなものをお持ちといたしますか、財産的なところとか、いわゆる親、子供はいるけれどもみたいなところがあったり、個別にいろんな状態が違うので、そこだけで、じゃ支援につなげられるかという、そうではない状況になっています。そういう方については、中核機関というところで、より専門性の高い人に入っただいてアドバイスをもらいながら、この方はこういう条件だから、どういうところにつなげたほうがいいよねというようなことでやっていく機関といたしますか、中核機関はそういう立場になってきます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 分かりました。それにしては、ちょっと

予算が少ないのかなと、こう気がしたものですから、分かりました。ありがとうございました。

○益子委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

[発言する人なし]

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの御意見等はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

社会福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時58分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎生活福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから生活福祉課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

生活福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第25号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高根沢課長。

○高根沢生活福祉課長 （議案第25号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 83ページですか、生活保護費1001事業の扶助費、生活保護、合計で15億9,390万ほど予算が計上されておりますけれども、これ先ほど減額になったというお話がありましたけれども、その減額になった理由を教えてください。

○益子委員長 課長補佐。

○若目田課長補佐兼生活支援係長 こちら、厳しい財政状況もちょっと勘案しまして、過年度分の決

算額から見込みを出しまして、財政のほうからは、伸び率については補正対応というような当初の予算方針がありましたので、ちょっと厳しく見積らせてもらって15億9,000万というような数字を出したところによります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 生活保護を受ける方が減る見込みだというお話なんですか、今のお話は。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田課長補佐兼生活支援係長 生活保護者については、ほぼ横ばいできていますので、例年ですと少し多めにというわけではないんですけど、やはり医療費とか、なくなるわけには、支払わなきゃいけないので、そんな状況があったんですけども、ちょっと厳しい財政のほうもありましたので、少し厳しく精査しながらやったところがありまして、その辺のところから厳しく査定したというようなどころでございます。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 いいですか。

そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 そうすると、68ページの行旅人援護費も先ほど減というふうに説明でしたが、何か行旅人の死亡取扱いが増えているという、そういうものを聞いていたんですが、実際には厳しく査定すると減になるということでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼生活支援係長。

○若目田課長補佐兼生活支援係長 こちらは、減になるというよりも、去年がちょっと極端に多かったというのがありまして、原因がちょっと分からないんですけども、なので、ちょっと過年度の3か年とかならしながらやったところなんです。あと、上半期を見ながらいくと、今年はそんなに増えていませんで、そのような状況から人数で減にし

たわけではなくて、見込みのほうからそんなにな  
いだろうということで算定のほうになります。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。よろしい  
ですか。ございませんか。

どうぞ、堤委員。

○堤委員 1点、すみません。社会福祉課所管の予  
算というのは、前年と比べて増えているのか減っ  
ているのか、ちょっと全体として。

〔発言する人あり〕

○堤委員 生活福祉課の。ごめんなさい。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

課長補佐兼生活支援係長。

○若目田課長補佐兼生活支援係長 すみません、ち  
ょっと今、執行計画書の全体から出せなくて、具  
体的な数字は分からないんですけども、生活保  
護費が1億減っているということで、あとは大体  
凸凹しながら同額ということなので、全体的には  
生活保護扶助費が減った分、全体的には減ったと  
いうようなことになります。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入  
ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等は  
ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び  
質疑を終結したいと思います。異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議  
及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結した  
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結  
し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予  
算は原案のとおり可決すべきものとするに異  
議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可  
決すべきものと決しました。

生活福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた  
します。

—————◇—————

#### ◎高齢福祉課の審査

○益子委員長 ただいまから高齢福祉課の審査に入  
ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

のほうの基準をそのまま踏襲しているというものでございます。

◇

◎議案第1号の説明、質疑、討論、  
採決

○益子委員長 それでは、議案第1号 那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

秋元課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第1号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。ございませんか。よろしいですか。

山本委員、大丈夫ですか、ございませんか。

○山本委員 1つだけ、どうということでもないんですが……

○益子委員長 じゃ、山本委員。

○山本委員 規則を条例にしても、何一つ変わらないとおっしゃったんですけれども、本当に何も変わらないんですか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 規則の内容をそのまま条例化するということでございます。

○山本委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 第3条で、人員になる、定める数は29人以下とするというふうに書いてあるんですが、この29人の何か根拠というのはあるんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらは、基本的に地域密着型サービスの定員というのが、一般の広域型と違いまして小規模に定められておる中で、こちら国

○堤委員 国の基準ということで。

○秋元高齢福祉課長 はい。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございますか。ないですか。  
[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第1号 那須塩原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第2号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 続きまして、議案第2号 那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第2号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 先ほども恐らく一緒なのでしょうが、第5条の保存期間2年から5年にするというふうに、この部分を変更した理由を伺います。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 こちら、国の基準省令につきましては、保存期間につきましては2年間という形で規定しているものなんですけれども、こちら記録につきましては、介護保険事業所のほうで、請求された介護保険サービスの請求の返還の可能性があるということで、最大5年間まで返還の請求ができるような形になっておりますので、これを鑑みまして、本市につきましては5年間の保存期間という形で規定しているような形でございます。

以上です。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第2号 那須塩原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第3号の説明、質疑、討論、

採決

○益子委員長 続きまして、議案第3号 那須塩原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定についてを議題と

いたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長（議案第3号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第3号 那須塩原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、

#### 採決

○益子委員長 続きまして、議案第4号 那須塩原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長（議案第4号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 第1条の趣旨のところの一番最後に、効果的な支援の方法に関する基準というふうにあります。効果的という言葉を入れるその理由を伺えればと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時39分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

介護管理係長。

○山田介護管理係長 こちら、効果的な支援という内容についてなんですけれども、要介護認定を受けている方ではなくて、要支援の方ですね、1の方につきましてを要介護状態にならないために、介護予防ということで、そちらのほうにならないように効果的に支援をするということを目的としているものでございます。

具体的な話で言いますと、利用者の、要支援1、2の方に対する介護予防支援を効果的に行うため

に、基本取扱方針、それと、具体的な支援の取扱いに関する基準というものを規定しているような状況でございます。

基本取扱方針につきましては、介護予防の効果を最大限に発揮いたしまして、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービスの計画を策定するという形のものを規定しているものでございます。

以上でございます。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第4号 那須塩原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### ◎議案第5号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○益子委員長 続きまして、議案第5号 那須塩原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第5号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 第6条の7項です。前各項の規定は基準該当居宅介護支援の事業についても準用するというふうになっているんですが、これ、どういう意味なんでしょうか。この1から6までが、この事業に準用するという事は、どういうことなんでしょうか。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらの指定居宅介護支援等と、タイトルに入っております等が、いわゆる基準該当居宅介護支援というものを含んでの規定になっておりまして、基準該当居宅介護支援というのが、一般的な居宅介護サービスではなく、特例的な取扱いをする場合に、基準該当というような

サービスの提供の仕方があるということでした、第1条から第6条の第6項までは、指定居宅介護支援というところで決めてはいるんですけども、本条例の制定により、基準該当居宅介護支援というものについても、同じ内容で適用していきましようというところでの、最後に準用規定を述べたものでございます。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございますか。

進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を委員長と交代します。

委員長。

○益子委員長 今まで、1号から4号までと同じということで、今回の第5号についても御説明いただいた中なんですけど、改めてちょっと伺いたいんですけど、今まで、規則で定めていたものを今回の条例ということにするの経緯、改めてちょっと伺いたいんですけど。

○星副委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらにつきましては、介護保険法でこれらの基準を市町村が条例で定めるという規定がなされたのが平成23年でございます。

経緯については、いわゆる地方分権の一環で、市町村の自主性を尊重したというところで、厚生労働省令が改正になったわけなんですけれども、従前は、これらの基準というのが、全て国が決めていた。国が決めていたものに市町村は全て従わなければならないというところではあったんですけど、地方分権の流れの中で、一定のそういった基準を定める、いわゆる権限といいますか、裁量が、平成23年の介護保険法改正で市町村の、繰り返になりますけど、裁量として定められたというところなんです。

本市におきましては、その平成23年の法改正によりまして、市の介護保険条例で、これらの基準

というのを規定していたんですが、実態としては、頭出しをして、条例に位置づけをして、基準に相当する部分については、全て規則に委任をしていたという形でありまして、これが明らかに法律に違反しているということではないということなんですけど、例規担当のほうと、やはり、例規の見直しをしている中で、調整した上で判断したものでありまして、国の基準を踏襲している、国の基準と同じものを定めているとはいえ、あくまでも、それは、国と同じ基準にしますという、市町村が判断をしているというところから、やはり、市町村の判断が入ってくるというようなことで、その決定については、議会の議決を経るところで、条例化すべきではないかというような、そういった指摘を受けたというところが実情でございます。

したがって、先ほど来、御説明申し上げているとおり、内容については一切変わってはいないんですけども、今後、国の参酌基準というんですか、参酌基準と異なる基準を市町村が設ける場合においては、これまでは、規則でしたので、議会の議決なしに市の基準を変えることができたという状況ではあったんですけど、変えることはもちろんなかったんですけども、今まではなかったんですけど、今後、仮にそういった国が定める基準と異なる基準を市が設けるとときには、その都度、議会に条例案を提出させていただいて、審議をいただくと、そういった透明性を確保したというのが、今回の条例化の趣旨でございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、課長から御説明いただいたとおり、平成23年ですか、その頃から、国のほうから権限が分譲されたということで、地方分権の流れであるとか、そういったものも含めて、地域の実情により合わせたような形で裁量が認め

られたということになりますし、その条件が、今般整った段階で条例の制定ということの認識で間違いないでしょうか。

○星副委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 決してそういうところではなく、やはり、これは、本来であれば、早めにこういった形を取るべきであったらと思うのですが、先ほど申し上げたとおり、このスタイル自体が、例規担当課の見解では、明らかな法律違反ではないけれども、実際好ましくはないと。できれば、市町村が裁量を発揮する場がある以上は、条例にして議会の審議を経るべきではないかという、そういった指摘があったということでございますので、これは、できるだけ早くやりたいというところが、今回提案の理由でございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、例規担当との、国の基準、法令の違反はないけれども、地域の実情に合ったということで、いわゆる市のほうの裁量を認めている中で、場合によっては、その地域の実情、実情に合わせて、それぞれいろんな、これから解釈なり、条例の改正が見込まれる中で、場合によっては、より地域に責任を持たされるので、その都度、法令の一部改正も含めて、任されて、より責任感が強くなるという、そういった認識で間違いないですか。

○星副委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 そのとおりでございます。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

○益子委員長 ほか、質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等は

ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第5号 那須塩原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第13号 那須塩原市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 (議案第13号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許

します。

特にございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第13号 那須塩原市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第13号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を

行います。

それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 （議案第25号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 最後の説明の部分なんですが、75ページの1項6目の19001事業ですか、生活支援体制整備事業で、委託料が増額になりますということだったんですが、この委託の内容と、それから、増額になる理由をお願いします。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 こちら、先ほど御説明申し上げた地域住民助け合い事業の委託料なんですが、こちらは、一括で社会福祉協議会に委託をしています。

主に、社会福祉協議会でプロパー職員であります地域支援員、それと、15公民館に配置をさせていただいております地域支え合い推進員、こちらの人件費が大部分を占めております。そのほか、一部事務経費も含んでの委託料になっておりますけれども、今回、この事業をより強力で推進していくために、令和7年度以降、社協の正規職員を、担当職員1名増いたしまして、統括をしてもらうというような手続をしたところであります。

また、各地区の地域支え合い推進員につきましても、市の職員あるいは会計年度任用職員の給与の改定も行われているという背景もございまして、人件費の増額を図ったところでございます。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございませんか。  
堤委員。

○堤委員 73ページ、高齢者生きがいと健康づくり支援費4001事業ということで、老人クラブ連合会と単位老人クラブに対して予算を計上していますが、これも、前年度比で増減はいかがだったのか分かりますか。

○益子委員長 課長補佐。

○印南高齢福祉課長補佐 前年度比でマイナスの49万3,000円になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 その49万減っているという要因は何かありますか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時08分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

課長補佐兼高齢福祉係長。

○印南高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 すみません、大変失礼しました。

単位老人クラブの団体数が若干減少していることが要因で、49万3,000円ほど減額になっています。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 これ、補助金なんですけれども、補助金の支出する割合といいますか、何か制度的に補助金の出す制度は、今度、令和7年度の中では6年度と変わらないということによろしいでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼高齢福祉係長。

○印南高齢福祉課長補佐兼高齢福祉係長 基本的には変わりございません。団体の加入会員数によって若干変わってきたりするところがありますので、そういった場合にちょっと大きく金額が差が出ると思います。

○益子委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

### ◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第28号 令和7年度那須塩原市介護保険特別会計予算を議題といた

します。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

秋元課長。

○秋元高齢福祉課長（議案第28号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

室井委員。

○室井委員 すみません。

189ページ、3項2目の認定調査事務費の委託料、その他の委託料で、認定調査票のAIサービス、調査のためにAIを使っているというところだったのですが、本当にお忙しい中、仕事いっぱいやられている中というところなんです、市民の方から、認定、要介護なのか、あとはまた要支援なのかとかのその認定にちょっと時間がかかっているという、それをあれするために、このAIを使っているんだとは思いますが、その利用の方法だったりとか、根本的に何か、何というんですか、もうマンパワーが足りないのかとか、そういったところについてちょっとお伺いしたいんですが。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 それでは、質問にお答えしたいと思います。

概要については、私のほうから触れさせていただきませんが、細かい部分は担当係長から説明をさせたいと思います。

まず、この御指摘いただいた要介護認定の遅れというのは、実際、今、顕著に出ておまして、各方面、関係者の皆様、あるいは介護サービスの利用者様に御迷惑をおかけしているという状況については理解をしているところでございます。

その辺の経緯について簡単に触れますと、コロナの時期に介護認定、要介護認定の更新の申請については、いわゆる調査を行わず、認定調査を行

わずに自動的に更新ができるという特例措置が設けられていたんですけれども、こちらが令和5年度で終了となりまして、令和6年度に入ってから、更新申請の件数がうなぎ登りにはなっていると。そういった中で、私どもといたしましても、そういった状況に陥るのは想定をしていたところでありますところで、こういった認定事務の進捗を図るために、できるだけ短縮をするためにデジタル機器を活用して効率化を図ってきたところでありますが、一方で、認定調査、調査自体は調査員が申請者のところに赴いて、実際に訪問をして事業をしなければならないというところで、なかなかデジタル化がその部分に入り込める余地がないというところであります。

ただいま御指摘がありましたとおり、マンパワーというところで、急増する申請に対応するだけの職員の配置というのを目標にやってきたところではあるんですが、大変残念な、ここにきて退職をされる調査員がちょっと出てしまったというところで、中には転職をされた方もいましたし、病気でちょっと退職された方もいたということで、なかなかその辺の人的な補充というのが十分追いついていなかったというのが現状でございます。

皆様も御承知のとおり、認定調査については、ある程度のスキルと経験というものが求められておまして、採用したからといって即その仕事に対応できるかどうかという、なかなか皆さんレベルが高い仕事をやっていただいているので、人を増やせばいいじゃないかというお話もあろうかと思うんですが、なかなか増やしたからすぐに効果が出るというのではなく、現状、時間外勤務等も活用しながら、できるだけ多くの調査件数をこなすように努力をしているところであります。

また、事務職員ですね、介護認定係に配置されております事務職員にも一部、認定調査のスキル

をちょっと持っていて、事務職員が調査ができる体制というのを取りながら、徐々に遅延の解消を図っていきたいと考えているところでございます。

一方で、コロナの延長措置というのが令和5年度で終わって、そのコロナの延長をされている方の更新申請というのが、ほぼ2月中、本年の2月中で全て申請が出尽くしたというふうな状況であると見込んでおりますので、今月以降、更新申請の件数は、今までのような多い件数にはならないだろうというところも併せまして、今後、できるだけ早く遅延の解消には努めてまいりたいと思っております。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 先ほど課長から説明がありましたところ、改めてちょっとポイントをかいつまんで御説明させていただきますと、まず介護認定の流れについて御説明させていただきますと、まず申請を受け付けて、その後、介護認定の訪問調査を行いまして、調査を行った後に調査票を作成する。その後に、システムで1回機械的に一次判定をします。その後に、審査会にかけるための資料作成をして、最終的に審査会で決定するという、この何段階かの段階があるんですけども、最初質問にありましたA Iのシステムにつきましては、訪問調査をした後の調査票の作成、このところにA Iを活用しまして、およそ10日ぐらい短縮はできているんですけども、その前段の申請を受け付けてから訪問調査に入る、このところで非常に時間がかかっているという現状でございます。

主な要因としましては、課長の説明とかぶりましかつても、コロナの延長の特例が廃止になったというのが、昨年度で延長が終わりまして、今年度の申請が増えるのは目に見えていたんですけども、それに向けて、こちらとしましても調査員

の増員を図ったところなんですけれども、ちょうどその申請が増えてきたタイミングで、図らずも、調査員がフルで11人いるところなんですけれども、3人ほど立て続けに退職してしまったというところが立て込んでおりまして、ちょうどその時期が年末年始になっておりまして、現状、非常に利用者の方、事業者の方、関係者の皆様に御迷惑をおかけしているところでございます。

補足説明は以上です。

○益子委員長 室井委員。

○室井委員 すみません、重ねていただいてすみません。

そのA I、先ほど使っていて、調査入ってからが、そのまま集計なのか、あれで使っているというんですが、タブレットみたいなので、その調査の方が現地に行ってタブレットでこうやって、何か書かない窓口じゃないですけども、そういったのでチェックするようなシステムにはなっていないというところでしょうか。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 はい、御認識のとおりでございます。調査自体は直接対面で調査を行って、調査を行って帰ってきてから調査書を作成する。作成しておしまいでなくて、作成した内容が本当に正しいかどうかというのを、これまで人の目でチェックをしていたものを、A Iを使うことによって、そのチェックを短縮するという、この部分にA Iを活用したものがございますので、調査自体はこれまでどおり現地での調査ということには変わりございません。

○益子委員長 室井委員。

○室井委員 ありがとうございます。

何というのですか、現場のことをよく分かっていないんですが、多分ケアマネジャーさんがついていらっしやって、いろいろとやっ

ったりもするとは思いますが、そのケアマネジャーさんがそういった調査をするというなのは、やっぱり難しいんですか。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 訪問調査におきましては、ケアマネジャーは原則立会いは行っておりません。あくまでも御本人のお体の状態を調査員が調査をすると。御本人だけでは、ふだんのお体の状態が分からない場合には御家族の立会いで、立会いであったりが主なんですけれども。場合によって、誰も身寄りがなくて施設の職員の方もいらっしゃらなくてというときには、やむを得ずケアマネジャーに立会いを求める場合はあるんですけれども、ケアマネジャーという仕事の、仕事というか、ケアマネジャーの本来の目的は、訪問調査の立会いではなくアセスメントの部分の要素が強いものですから、訪問調査というところには直接はタッチはしてございません。

その上で、やはり訪問調査という介護度を見るというところの調査と、あとケアマネジャーが行う仕事というところは、あくまでも介護度の前段の調査の、調査、介護度、お体の状態を見るためのケアマネジャーの仕事ではないということに聞いてはありますので、ケアマネジャー自身が調査を行うというところは想定されておりません。

○室井委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

○室井委員 はい。

○益子委員長 そのほか質疑ございますか。

堤委員。

○堤委員 今の関連なんですけど、188ページなんですけど、介護認定審査会の予算が組まれておりますけれども、この介護認定審査会委員数というのが分かりましたらお願いします。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 審査会につきましては、全部で10の合議体を設定しておりますので、それぞれ5人ずつ委員を配置しておりますので、市内全体、市全体では、介護認定審査会の委員は50人ということになっております。それぞれの合議体が月1回、審査会を行っているという状況でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 引き続き、同じく188ページの中で、4001事業ですね、この中で、高齢者福祉計画策定支援ということで、先ほど説明の中では第10期に向けて行われるということなんですけれども、このその他委託料の主な内容についてお聞きします。

○益子委員長 介護管理係長。

○山田介護管理係長 介護保険、ごめんなさい、高齢者福祉計画につきましては、令和7年度からのものを令和7年度から、令和9年度からの高齢者福祉計画につきましても、令和7年度から2か年をかけて計画の策定も実施していくような形でございます。

令和7年度につきましては、まず介護認定を受けております那須塩原市民の方、要支援者の方も含めてということで約5,000人いるんですけれども、そのうち在宅の要介護認定を受けている方が1,200人ほどいらっしゃるんですけれども、この1,200人の方を対象に、介護ニーズの利用に関するアンケート調査等を実施いたしまして、その計画の策定に向けた基礎資料にしたいと思っております。

それと、今現在の第9期計画の中で使っている様々な数値があるんですけれども、そちらの現在のデータ、現在値のほうを確認させていただきまして、同じく基礎資料として使っていくことを予定しております。

以上でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 同じく190ページなのですが、ここで一番、これなんですね、保険給付費として非常に一番多い金額が一番計上されておるわけですが、ほかの各、この1項1目からずっとあるのですが、各給付事業の対象といたしますか、対象の施設数というのは、分かる範囲でちょっと教えていただければと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時39分

○益子委員長 じゃ、委員会を再開いたします。課長。

○秋元高齢福祉課長 大変申し訳ございません。手元に資料ございませんので、後で整理をした上で報告させていただきます。申し訳ございません。

○堤委員 分かりました。了解です。引き続きまして……

○益子委員長 挙手お願いします。堤委員。

○堤委員 すみません。191ページになりますか、ここの審査支払手数料1001事業、介護給付費審査支払の積算根拠をお伺いしたい。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 こちら積算根拠につきましては、これまでの単価の金額があるんですけども、そちらにサービス利用の給付実績を積算して、あとは課長が当初、御説明を申し上げました例年のものと、あと今後の見込みというところを勘案して積算してございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 続いて、193ページになります。

一般介護予防事業1001事業について、その他委託料で、先ほど、ここの中で電力メーターとAIによるフレイル対策事業、あるいはシニアセンター管理運営費とありますが、この金額はちょっと大きいんですが、この電力メーターとAIによるフレイル対策事業について、どういう内容かお聞きをしたいと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時42分

○益子委員長 委員会を再開いたします。高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 大変失礼いたしました。こちらの委託料にあります電力メーターとAIによるフレイル対策事業でございますが、令和7年度におきましては、150人を対象に予算を計上しております。こちらの一括の委託契約ということになりますが、この事業だけを取り上げますと195万8,000円という予算額となっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 委託先はどこを考えているか、まず決まっているのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○秋元高齢福祉課長 こちらは独自システムを利用することになりまして、中部電力の開発したシステムになっておりますので、契約先については中部電力でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 電力メーターというと結構電力の使用料を時間帯別にスマートメーターで取得できるということだと思うんですけども、ちょっとある意

味では生活に密着した電力の推移が分かるということで、個人情報にも関係するかと思うんですけども、そこら辺の取扱いはどのようになっているかお聞きしたいと思うんです。

○益子委員長 秋元課長。

○秋元高齢福祉課長 まず、こちらのサービスの利用をされる方については、電力のデータを使わせていただきますという承諾書を必ず頂いております。もちろん個人情報に係る部分については、このデータを共有できるのが、市と地域包括支援センターということになっておりますので、いずれも守秘義務を付されているものとお考えいただいてよろしいかと思います。もちろんこのデータが外部に出ることはない、そういったシステムになっておりますので、そういった個人情報の漏えいについては、今のところ我々職員も地域包括の中できちんと管理をしていくというふうなことでやっていきたいと思っております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 一番最初に説明をしていただきました予算説明という、議案第28号の資料であるかと思うんですけども、この中で、第1号被保険者数が458人増えていると、あと要介護等認定者数が139人増えていると、そういう状況の説明をいただきました。

それにもかかわらず、この歳出の保険給付費、これがちょっと前年度より減額になっていると、単位が1,000円だから、1,625万円ほど減っていると。対象者が増えているのに支出が減っている、給付費が減っているというのは、何かちょっと少し矛盾を感じる場所ですので、何か理由があったら教えていただければと思います。

○益子委員長 高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 御指摘のとおり、普通に考えれば、認定者数が増えれば給付も伸びるんじゃない

いかというところではあるかと思うんですが、実際、今年度の当初予算を設定する、算出するに当たりますとは、先ほど御説明申し上げたとおり、これまでの給付実績、それと特に令和6年度ですね、令和6年度における給付見込額、また第9期計画中の将来にどのぐらい伸びるかという数値も出ておりますので、そういったところを勘案しながら令和7年度の各サービスごとの利用、給付の見込額を算出したというところでありまして、

実際に、令和6年度の決算見込みがベースになっておりまして、その辺はできるだけ、何というんですかね、あまり決算剰余金が出ないようにぎりぎりの線を狙っているというのが実情でございます。毎年決算議会でも皆様に御報告申し上げているとおりに、歳入歳出の剰余金に変な話ダブついてしまいますと、そのだぶついた金額については基金に繰入れをするという処理をしているんですが、その基金については年々増額をしている中でありますので、担当課といたしましては、今後当然基金についてはこれから高齢者が増える中で、介護保険料をできるだけ上げないでいくための、何というんですかね、資金としてある程度の保有をしておきたいというところではあるんですが、この基金がうなぎ登りに増えないということも併せまして、できるだけ決算のときに多額の剰余金を発生させないようにするというのも一つの目的で、歳出についてはできるだけシビアに見ていこうというところでの計上でございます。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 予算執行計画書の188ページ、先ほどの計画策定のところで、7年度8年度で計画策定しますよという説明であったんですが、これ7年

度の予算で700万という予算になってございますが、8年度に入るとどの程度の予算総額になる、試算は出ているのかお伺いしたいと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 3時48分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

介護管理係長。

○山田介護管理係長 令和7年度の予算につきましては、今回は債務負担行為ということで議案のほうに出ささせていただいております、令和7年度につきましては事業費といたしまして、業務委託で660万円、それと令和8年度に600万6,000円ということで、2か年合計で1,260万6,000円の予算計上を予定しております。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

介護認定係長。

○君島介護認定係長 先ほど、室井委員の御質問に対して、補足というか訂正をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。

○益子委員長 はい。

○君島介護認定係長 先ほど、室井委員からの御質問で、ケアマネジャーが認定調査を行うことができないのかという御質問があったかと思いますが、調査員が訪問調査に行ったときにケアマネジャーが立ち会って、そこで調査ができないのかというように、私誤認してその上で答えてしまったものですから、改めて訂正させていただきたいと思います。

まず、ケアマネジャーにつきましては、本来の

目的は要介護、要支援の認定を受けた後に、その方に対してのケアプランを作成して、認定を受けた後のケアをしていくのが本来の業務であるんですけれども、もちろん調査のほうは行うことはできます。このところは訂正させていただきたいと思います。

新規と区分変更申請と更新申請とあるんですけれども、更新申請につきましては、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に委託することはできます。本市におきましても、調査が遅延しているということも鑑みまして、市内のケアマネジャー連絡協議会などを通じまして、調査できる方はいらっしゃいませんかということで働きかけを行っているんですけれども、やはりケアマネジャーさん本来の業務がありますので、なかなか調査のほうには手がかけられないというのが現状となります。

ですので、改めてケアマネジャーも調査を行うことができるということで、訂正させていただきます。失礼いたしました。

○益子委員長 室井委員、よろしいですか。

そのほか……

○室井委員 あともう一つよろしいですか。

○益子委員長 どうぞ。

○室井委員 すみません、その件についてなんですが、今後取組をいろいろと行っていきながら、通常というんですかね、時間の遅れとかを取り戻す予定みたいなプランというような、いつ頃にはというような、何か予定とかを立てたりしますか。

○益子委員長 介護認定係長。

○君島介護認定係長 予定の前にまず対策としましては、介護認定の申請のピークというのは先月までがピークという御説明が課長からあったと思うんですけれども、とはいえ、これからも高齢者の増加に伴って申請者数が増えていくことが予想さ

れます。

その上で現在の調査員の体制、令和6年度当初は11人いたところ、現在8名の体制なんですけれども、これに対して、調査を予定していない一般事務職員を今月から調査に充てるという対策を講じております。加えて、再任用職員、週休3日の職員に対しても、週休日、半日時間外の勤務命令を出して、調査に当たるようにしてございます。

加えて、あと2点あるんですけれども、12月の大野議員の一般質問のときに、さらなる調査を増やすということで、個人だったり、市外の事業者に対して調査を拡充していくということを部長が御答弁申し上げたと思うんですけれども、それにつきましては、既に実装しているところでございます。

最後になりますが、4月から経験者1名の増員を予定しております、この体制がうまく回っていけば、すぐというわけではないんですけれども、新年度が始まって7月ぐらいには令和6年度の当初予算に戻ればいいのかというふうに、算数上の式ではあるんですけれども、まだもう少し御迷惑をかける時期は続くと思います。

以上です。

○益子委員長 そのほかございますか。

介護管理係長。

○山田介護管理係長 先ほど、堤議員のほうから御質問いただきました、保険給付費で充当している介護保険のサービスの施設数についてということで御質問があったかと思うんですけれども、こちらのほう、那須塩原市内だけではなくて、那須塩原市外の事業者にもお金を、報酬として支払っている関係がありますので、申し訳ないんですけれども、那須塩原市内に設置してある施設数の概要だけ御説明させていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

那須塩原市内で行っている介護保険の事業者につきましては、全部で17種、施設数に直しますと、全部で190事業所を運営しているような状況でございます。

それぞれの介護サービス別というところで、細かな詳細をちょっと御説明させていただきますと、訪問介護事業所が25事業所、訪問入浴介護事業所が2事業所、訪問介護事業所が13事業所、訪問リハビリテーション事業所が6事業所、デイ・サービスを実施している事業所が41事業所、認知症対応型のデイ・サービスを実施している事業所が3事業所、通所型のリハビリテーションを実施している事業所が3事業所、ケアマネジャーがいる居宅介護支援事業所が24事業所、ショートステイのほうは16事業所、福祉用具貸与販売を実施している事業所が5事業所、小規模多機能型居宅介護の事業所が12事業所。こちらのほうに、看護がつく小規模多機能型居宅介護事業所が2事業所、それと定期巡回、随時対応型訪問介護看護のほうは2事業所、それと、サ高住等で介護サービスを提供する、特定施設入居者生活介護というものがあるんですけれども、こちらが4事業所。それとグループホームが17事業所、特別養護老人ホームにつきましては11事業所、最後に、介護老人保健施設が4事業所ということで、市内全部で190事業所でございます。

以上でございます。

○堤委員 もう一回、今の合計だけもう一遍。

○山田介護管理係長 合計が190。

○堤委員 190。分かりました。

○益子委員長 堤委員、よろしいですか。

特に質疑ございませんか。

○堤委員 はい。

○益子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 事前に議員間討議の申出が室井委員からございますので、ただいま資料を配付いたしますのでお待ちください。

〔資料配付〕

○益子委員長 今、お手元に資料が渡ったかと思えますので、室井委員、説明お願いいたします。

○室井委員 先ほど質問しました認定調査員とのかの件に関しまして、職員の方、人数が足りない中、お忙しい中、本当に懸命にやっていたと思っています。

この認定調査、A I サービスを導入して運用していますが、先ほど説明ありましたが、今後こういった、少しでも早めに通常に戻れるような、どのようにすればいいかみたいな、皆さんからちょっとアイデアみたいな、頂戴できればなと思うんですが、どうしたら効率改善されるのかというようなことを皆様にとちょっとお諮りしたいと思うんですが、御意見を聞かせていただきたいと思えます。

○益子委員長 各委員から答えていただきたいということよろしいですか。

○室井委員 お願いいたします。

○益子委員長 それでは、ただいま室井委員から議員間討議の事前の通告ということでございました。

今、執行部においてもお答えいただいた件だと思うんですが、認定調査が時間がかかっている部分、働いていただいて、A I も導入してということ改善点も示されてございますが、どのようにすれば効率が改善されるかということで、各委員の意見を求めたいということでございますので、

私のほうから指名をさせていただきますので、随時お答えをいただきたいと思います。

では、山本委員からお願いいたします。

○山本委員 結局、こういうことができる人を増やすしかないのではないかなというふうに思います。いろいろな、何というんですかね、しっかり働いていてA I サービスも使って、それでも時間がかかっているということであれば、対象者は増えていくんだとしたら、その能力を倍にしろということとは言えないですし、やっぱり人を増やすしかないのではないのでしょうか。すみません。

○益子委員長 それでは、堤委員、よろしく願いいたします。

○堤委員 介護認定ね、多分今まで聞いた中では上流工程と下流工程があるというふうに聞いています。上流工程は要するにまず最初に調査をすると。介護認定の申請が出てから調査をする、調査の結果をまとめて、今度は下流工程で資格審査がされると。そこで認定されると。そういう工程がいろいろあるわけで。

まず最初の認定調査員が調査する項目は、僕が聞いているのは74項目あると聞いておるんですね。非常にこれ数が多いですね。数は別に、少なければ早いという問題では決してないと思うんですね。いろんな認定審査する方でも、いろんな条件をいっぱい持っていると思うんですね。そういうところで調査するのが、入り口の工程が一番大変かなというふうには思うところでありましてけれども。

だけれども、そこは調査員を増やせば、多少調査期間が短くなるというのは確かなことだと思うんですが、調査員の、何というか、経験とかノウハウとか、そういう74項目できる調査員がどこまで確保できるかというのが非常に大変だというふうに思うんですね。普通の素人で経験があるだけではなかなか調査できないんだと思う。いろんな

資格を当然持っていて、経験も豊富だということなんで。市のほうは辞めた人がおるもので、なかなか今減っているんだということですけども。

過去の市のOBといますかね、経験者も今探しているんだというようなお話があるんだと思いますけれども、そこの探し方を市の経験OBだけじゃなくて、もう少し範囲を広げて、調査員のね。増やす探索を考えたほうがいいかなというふうに思います。

○益子委員長 よろしいですか。

続きまして、相馬委員、お願いいたします。

○相馬委員 ちょっと方法論というのがなかなか分からないのが事実でございまして、先ほど、今ありましたように人を増やす、しかも認定調査員のスキルを上げる、しかも人を増やすという方法なんだろうと思うんです。あとは事務作業の簡素化というのが様々な方法で図られているんだろうとは思いますが、早くするためにはということであれば、そういうことかなと思います。

ただ、確かに時間がかかるというのは、市民からは言われているところでございますので、頑張っていたきたいとしか言いようがないところではあるんですが、何か今年の7月ぐらいには、令和6年度当初に戻ってくるんじゃないかという見込みでございまして、何とか頑張っていたきたいなというふうに思います。

以上です。

○益子委員長 続きまして、眞壁委員、お願いいたします。

○眞壁委員 先ほど、執行部のほうから対策がありましたんで、それをしっかりやってもらうということだと思います。

あと、やっぱりお金のほうが、多分働いている人が少ないのかなと。厳しい割に少ないんじゃないかなとちょっと。だから魅力がなくていないん

だろうと思うんで、その辺を考えてやればいいのかと思います。

以上です。

○益子委員長 最後に、副委員長、お願いいたします。

○星副委員長 やはり、11人のところが8人になってしまったということで、かなり大変な状況なのではないかなというふうに推測されるんですけども、例えば人数が減ってしまったことで、人間関係とかぎくしゃくしないのかなとか、これだけやっぱり忙しい中で、自分も普通に何か事務職でやっていたら、多分これっていらいらの原因だったりとか、そこで人間関係がちょっとぎくしゃくしちゃって、ああ、もう嫌だ辞めるみたいなことにはなっていないかどうかということも、ひとつちょっと懸念されているところではあるんですけども。

ここで一般事務職員も認定スキルを取得するというお話しましたが、一般事務職員の方も、これはスキルを取得したら、その方はそちらの認定のほうにいて、一般事務職としての仕事はやらないとかそんな形にもなってきたりするんですか。それとも、併用して両方やっていくみたいになってくるんですか。ダブルで大変になってくるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりとか。

○益子委員長 答え求めますか。

○星副委員長 はい……ごめんなさい、議員間討議なんですけれども、ごめんなさい、ちょっとここは質疑にして。

○益子委員長 質疑にしたいですか。

じゃ、議員間討議の途中ですけども、質疑に戻りまして、先ほどの副委員長の件、お答えできればお願いいたします。

高齢福祉課長。

○秋元高齢福祉課長 一般事務職に調査を担当させるというところは、リスクももちろんあります。人数が増えているわけではもちろんございませんので、その一般職、事務職員が担当している業務は他の係内、あるいは課内で分担をしてやっていくというところで、できるだけ調査を担当する職員には調査に専念をしていただきたいというところから、今担当している業務についての大部分を分散して、ほかの職員がカバーをするというところで対応していきたいと思っております。

○益子委員長 質疑いただきました。

副委員長に申し上げます。

ほかに質疑することはございますか。

○星副委員長 ないです。

○益子委員長 なければ議員間討議に戻りますので、よろしく願いいたします。

御意見お願いいたします。

○星副委員長 となるとやっぱり人手、マンパワーが必要なんだなというところですよ。結局人手が必要ということで、そうなるとうほかの人で分散するのはいいけれども、今度は任されたほうも普通の仕事プラス、その方が請け負わなきゃいけない仕事も請け負わなきゃならないということは、いずれにしてもやっぱり人手不足なのかなというところも想定されるのかなと思うんで、本当に大変な状況だとは思いますが、こういったところの改善って、やっぱり眞壁委員が言ったとおりに、報酬的な部分も含めて、庁内調整ってやっぱり必要になってくるのかなとは思いますが、ここが財政が、当局が許可を得られるように、またちょっと頑張っていくしかないのかなというところしか答えがないのかなとは思いました。

以上です。

○益子委員長 室井委員に申し上げます。

各委員から効率の改善ということで、様々な御

意見いただきましたが、そのほか伺うことはございますか。

○室井委員 担当部局からは説明もございましたので、本当に体を壊さずに頑張っていて、まずは乗り切っていただけるというところがまずの目標だとは思いますが、今後も本当に皆様、健康だけ気をつけて。助けられるとしたら、何かそういう方法をぜひ取っていただければと思いますので、ぜひ今後とも大変だと思うんですが、引き続きよろしく願いいたします。

○益子委員長 そのほか討議すべき内容はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

○堤委員 はい。

○益子委員長 じゃ、堤委員からどうぞ。

○堤委員 今、さっきの介護認定の期間について、いろいろ議員間討議もあつたんですが、私はこの介護保険特別会計について、反対の立場から討論させていただきます。

1つは、令和7年度の認定者数ですね。これ、要支援と要介護含めて5,047人で、令和6年度より139人の増加が見込まれているということです。しかし、この介護認定までの期間が国の基準にまだ届いていないと。遅れているという状況はあるかと思えます。それをしっかり改善する必要があるということは当然ですが、あともう一つ特別養護老人ホームですが、私の把握では広域型が6施設、定員が350人。地域密着型5施設、145人とい

うことになっております。この特別養護老人ホームの入居条件が現在、要介護3以上の方という厳しい状況となっておって、大分昔と比べて非常に厳しくなっているということです。

その中で、特別養護老人ホームの入所待ちですね。入所待機者が138人おるといふうに聞いております。それで入所待ちがまだ解消されていない、そういう現状があります。基本的に介護保険税ですね、これを払っても介護サービスを十分に受けられないことがないよう、高齢者や健常弱者が安心して暮らし続けることが必要だといふうに考えます。

これらのことから、この介護保険特別会計予算に対しては反対せざるを得ないということで、反対の討論といたします。

○益子委員長 ほかに討論ございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 よろしいですか。

ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

先ほど反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第28号 令和7年度那須塩原市介護保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとすることに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

高齢福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時20分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎国保年金課の審査

○益子委員長 ただいまから国保年金課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○益子委員長 それでは、議案第9号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

江連課長。

○江連国保年金課長 (議案第9号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 この条例、22万円から24万円に上げる、後期高齢者支援金の課税分のところということなんです、これは国の指針が変わったからということなんですか。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 先ほど御説明したように、地方税法の施行令の基準が22万円から24万円に改正されたということに伴いまして、それに合わせる

ものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 地方税法の内容が変わったということなんです、那須塩原市としての裁量権といえますかね、必ず合わせないといけないものなのか、市の独自の判断で決めることができないものか、これはいかがでしょうか。

○益子委員長 国保年金課長。

○江連国保年金課長 必ず合わせなければならないというものではないんですが、最終的にはその保険者の判断ということではございますが、現在、県内で、将来的に保険税水準の統一というような検討を進めておまして、県内各市町ほぼ足並みをそろえるような形で基準額に合わせるような、そんなような方向で現在なっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 足並みをそろえていない自治体がお分かりになれば、教えていただければと思うんですが。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 4時24分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

国保年金課長。

○江連国保年金課長 若干少ないところも幾つかございます。例を挙げますと、益子町さんが19万円、現在というところ、今うちが22万円なんです、あと19万円というところが野木町さん、逆に24万円になっているところも幾つかございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 いいです、了解しました。

○益子委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

○堤委員 反対討論です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 議案第9号の国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

改正内容は後期高齢者支援金等課税額について、課税限度額を22万円から24万円に引上げ、国保税の合計を最高限度額104万円から106万円とするものでございますが、これは市民全体の負担が増えることであると考えるところから、本条例改正に反対をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第9号 那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり可決すべきもの

とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### ◎議案第12号の説明、質疑、討

##### 論、採決

○益子委員長 続きまして、議案第12号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○江連国保年金課長 (議案第12号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 よろしいですか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第12号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。



#### ◎議案第25号の説明、質疑、討

##### 論、採決

○益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

国保年金課長。

○江連国保年金課長 (議案第25号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 先ほども説明がありました30ページの特別調整交付金が17万円増というふうには、前年度比17万円増というふうな説明でしたが、この増になる要因は何なのでしょう。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時35分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

国保年金課長。

○江連国保年金課長 すみません。

人件費分の増がこちらに反映しているということになります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 どういう人件費なのでしょう。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 医療専門職2名分をこちらで見てくださいので、具体的には国保年金課の看護師1名分と健康増進課の保健師1名分がこちらに充ててございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほか質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予

算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

### ◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第26号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

国保年金課長。

○江連国保年金課長 (議案第26号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 歳入の167ページになります。

歳入の基金繰入金、財政調整基金繰入金で、4億9,612万4,000円という歳入の予算が計上されております。先ほどこれの内訳と申しますか、説明の中で、当然、国民健康保険の医療費、収入としては減ってくるという傍ら、あと、県への納入額は何か増えるというちょっとお話もあって、なぜ県の分がここで増えるのか、その差引きで4億9,612万という財政調整基金からの繰入れになったということなんですけれども、県の部分の内容をちょっと説明をいただきたいと思っております。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○関根課長補佐兼管理係長 国民健康保険、この仕組みに関しましては平成30年度に制度改正があって、私ども市から県のほうに納付金を納めまして、

その他は市町村が払う療養給付費全てを県が払うという仕組みになってございます。

という中で、お話のありました、納付金が何で増えたのかというような部分ですけれども、これまで県のほうで新しい国保制度を発足させる際に、基金をつくるような制度になっていまして、県は市に納付金を納める際に県が自分が持っている基金を宛てがって、市町村の負担が急激に上がらないようにしておりました。

その基金についてなんですが、県のほうでもそれ毎年使っていますので、残高が減ってきたという中で、前年度は25億程度、激変緩和じゃありませんが、上昇しないようにというふうにしていただいたものが、今年度は10億程度しか入れられないというふうに聞いていますので、その分、医療費が下がっているにもかかわらず、納付金が増えちゃう、そんな仕組みになってございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 その仕組みによる市の負担金と申しますか、これは特殊なケースなんですかね。今後も同じようなケースで発生し得るといことになるのでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼管理係長。

○関根課長補佐兼管理係長 今、申し上げましたように、上下する要因が県の基金を投入するかどうか、幾ら投入するかによって増減してまいりますので、このような事態は今後も起こり得るものだと考えてございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今回、財政調整基金からの繰入金金が4億9,600万ということで、結構高額な額だと思うんですが、毎年このように4億9,600万、要するに5億近いお金を支払い続ける余裕というのは、那須塩原市にあると考えればよろしいでしょうか。

○益子委員長 国保年金課長。

○江連国保年金課長 現在の基金の残高を申し上げますと約28億円ということで、だからといって毎年5億円つぎ込んでいいという話にはならないんですが、ここ数年で底をつくというようなことはないのかなと、今は考えてございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 残高28億ということで、5億というので割ると四、五年分という格好で、同じように払い続けると、補填し続けると四、五年で枯渇するという格好になります。それは、今後、どういうふうな方針でこれはやりくりしていくということになるのでしょうか。

○益子委員長 江連課長。

○江連国保年金課長 やはりどうしても急激な保険料の増というのは抑えたいと考えているものですから、ただ、そうは言いながらも、応分の負担と申しますか、そういったこともあるので、その後、税の税率等を含めて収入のバランスを見ながら、基金を充てるときは充てる、充てないときは充てないというか、その時々で調整してまいりたいなと思っております。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○益子委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

○堤委員 はい。

○益子委員長 反対ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算、反対の立場で討論いたします。

先ほどから質疑でありましたように、保険料収入が減ることに対して、財政調整基金から4億9,612万4,000円を補填して、市民の保険料の税率の増加を抑えたということは評価できるかというふうに考えます。

この国民健康保険税、医療給付費分と後期高齢者支援金分と介護納付金分の区分ということで、細かく分かれておるわけですが、それぞれで所得割額、平均割額、平等割額ということで算出され、その合計額が国保税という格好になっているかと思えます。

しかし、この国保税の均等割という仕掛けは事実上の人頭税であり、赤ちゃんが生まれてすぐにもう税金がかかるというような制度で、理不尽な制度だと言わざるを得ないというふうに考えています。この均等割がまだ依然として残っているということと、あと、後期高齢者の支援金分の課税限度額、先ほど条例の改正でもありましたけれども、2万円引き上げられ24万円となって、それに伴って最高限度額は同じく2万円引き上げられ106万円となるということで、市民全体の負担が増えているというところです。

これらの要素から、私はこの国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

ただいま反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第26号 令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算を原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

### ◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 次に、議案第27号 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

江連課長。

○江連国保年金課長 (議案第27号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 後期高齢者医療特別会計なんですが、被保険者数が1万8,175人ということで、前年より822人増えているんです。ところが、今回のこの178ページの後期高齢者医療広域連合納付金1001事業の中では、16億1,922万円という格好で、前年度比から減っているように感じるんですが、いかがですか。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 こちらにつきましては、広域連合で算出した納付金うちのほうで納めているというような形でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、被保険者数が増えているのに納付金が減っているのはちょっと変じゃないかというような御質問なのかと思いますが、こちら広域連合のほうにちょっと確認させていただいたんですが、令和6年度は2年に一度の保険料率の改定する年度でございます、広域連合のほうで納付金の算定の際に、概算ということで若干多めに、改定が迫っていたものですから、迫っていたというか、改定の年になるものですから、多めに見込んで計上していたというようなお話がございました。

7年度につきましては、今年度の状況をずっと見ていて、この金額でいけるだろうということで、若干少なくなっているというような内容でございます。

○益子委員長 よろしいですか。先ほどの聞かなくてよろしいですか。冒頭、最初に午前中に聞いていたやつ、今日ここで。

〔発言する人あり〕

○益子委員長 よろしいですね。ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議

及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

○益子委員長 反対ですか。

〔「反対です」と言う人あり〕

○益子委員長 どうぞ。

○堤委員 令和7年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算に反対する立場で討論をいたします。

まず、後期高齢者の医療費窓口負担1割に戻すことが必要だと考えます。以前は、1割、2割、3割の3区分があったわけですがけれども、以前というか、これは1割に戻すというのはやっぱり重要なことだと思います。

医療行政、福祉というその役割なんですけれども、高齢者をどう守るかを考えるのが役目があるというふうに考えます。高齢者にこの3割負担の負担を押しつけるというような冷酷な自助政策というのは、やっぱり地方自治体ではなかなか大変なことだと思いますので。

もう一つ、自己負担が上がれば、医療機関の受診や介護のサービスが諦める人も出てくるわけでございますので、さらに、社会保障費がすぐに破産ということも考えられますので、この後期高齢者医療保険制度そのものにも反対でありますので、今回の後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

ただいま反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第27号 令和7年度那須塩原市後期高齢者

医療特別会計予算を原案のとおり可決すべきもの  
とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 5時05分

再開 午後 5時07分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた  
します。



#### ◎その他

○益子委員長 本日の審査事項は全て終了となりま  
したが、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 事務局からございますか。

事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

○益子委員長 それでは以上で、本日の委員会を散  
会とします。お疲れさまでした。

散会 午後 5時07分

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和7年3月6日（木曜日）午前9時57分開会

### 出席委員（7名）

委員 長	益 子 丈 弘	副 委 員 長	星 宏 子
委 員	堤 正 明	委 員	室 井 孝 幸
委 員	相 馬 剛	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	山 本 はるひ		

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

教 育 部 長	田 代 宰 士	教育総務課長	金 子 嘉
教育総務課長 補 佐	小 野 志 保	教育総務課 主 幹	深 澤 孝 志
総 務 係 長	植 木 智	学校施設係長	鈴 木 美津治
学 校 施 設 係 主 査 (係長級)	菱 沼 大 介	黒磯学校給食 共同調理場長 兼業務係長	遅 沢 友 則
共英学校給食 共同調理場長 兼業務係長	平 田 篤 史	西 那 須 野 学 校 給 食 共同調理場長 兼業務係長	横 山 純 一
学 校 教 育 課 参 事 兼 学校教育課長	大 藏 裕	学 校 教 育 課 副 参 事	磯 泰 弘
学校教育課長 補佐兼学校支 援教職員係長	二ノ宮 直 美	学校指導係長	星 野 卓 央
学 校 み ら い 係 長	渡 辺 英 俊	児童生徒サポ ートセンター 所 長	印 南 伸 一
児童生徒サポ ートセンター 児童生徒係長	小山田 良 子	生涯学習課長	佐 原 勝 美
生 涯 学 習 課 長 補 佐 兼 青 少 年 係 長	福 田 真 二	生涯学習係長	佐 藤 竜 一
文化振興係長	岩 瀬 眞 生	黒磯公民館長	北 村 議 徳

那須野が原  
博物館長  
松本裕之  
那須塩原市  
図書館主幹  
兼管理係長  
伊藤俊彦  
スポーツ振興  
課長補佐兼  
スポーツ振興  
係長  
関谷和俊

那須塩原市  
図書館長  
小泉秀夫  
スポーツ振興  
課長  
宇賀神晶子  
管理係長  
大島尚恭

#### 出席議会議務局職員

書記 石田篤志

#### 議事日程

##### 1. 開会

##### 2. 審査事項

[教育委員会事務局教育部]

- ・教育部長挨拶

[学校教育課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算

[生涯学習課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算

[教育総務課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算

[スポーツ振興課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算

##### 3. その他

##### 4. 散会

開議 午前 9時57分

◎開議の宣告

- 益子委員長 皆様、おはようございます。  
散会前に引き続き、福祉教育常任委員会を再開いたします。  
それでは、次第により本日の審査に入ります。

◎教育部の審査

- 益子委員長 これより、教育委員会事務局教育部の審査を行います。  
初めに、教育部長から御挨拶をお願いいたします。  
田代部長。  
○田代教育部長 (挨拶。)  
○益子委員長 ありがとうございます。

◎学校教育課の審査

- 益子委員長 ただいまから、学校教育課の審査に入ります。  
担当課の皆さん、お疲れさまです。  
学校教育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。

◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

- 益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

大藏課長。

- 大藏参事兼学校教育課長 (議案第25号について説明。)

- 益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

- 堤委員 予算書のページ9ページでの債務負担行為でもあったところなんですけれども、予算執行計画書のページ137ページですか、ここの教職員ネットワークシステム管理費、5001事業のその他委託料でG I G A運営支援センターの業務が、運営業務があるかと思えます。この運営業務の内容をお聞きしたいと思えます。

- 益子委員長 学校みらい係長。

- 渡辺学校みらい係長 G I G A運営支援センターは、一緒にI C T支援員の業務と併せて発注しているもので、学校で起きます日常的な端末のトラブル、ネットワークにうまくつながらないとか、こういう使い方がよく分からないといったような日常的なトラブルについて対応いただくもので、市内の小中学校義務教育学校を含めて一旦こちらの運営支援センターへお問合せいただいて、対応の方針なんかをこちらから指示していく、そういった業務内容となっております。

- 益子委員長 堤委員。

- 堤委員 ヘルプデスクみたいな役割かなというふうに思いますが、その運営支援センターそのものは、何かベンダーさんに依頼しているのか、庁内にあるのか、どういうところでしょうか。

- 益子委員長 学校みらい係長。

- 渡辺学校みらい係長 こちらは市内の、市内に営業所を持つ業者さんに委託して実施しております。

- 益子委員長 堤委員。

○堤委員 これの利用状況といたしますか、これは何年度からこれで、今年度初めてじゃないですよ、前からやっているかと思うんですけれども、どのような利用状況か、主な件数をお聞きしたいと思います。

○益子委員長 学校みらい係長。

○渡辺学校みらい係長 現在の契約で申し上げますと、昨年度からGIGA運営支援センターのほうは2年契約で契約を締結しております、日常的な処理件数といたしますか、そういったものに集計したものはございませんので詳細はお答えできませんが、日常的にやはり機器がたくさんありますのでトラブル、取扱い方の相談への助言などをコールセンターのほうで毎日のように入っていると認識しています。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 分かりました。

引き続きまして、次のページですね、138ページになります。その小中学校のICT事業費の使用料になりますが、学習支援ソフト、ごめんなさい、学習支援ソフトウェアの内容についてお伺いしたいと思います。

○益子委員長 学校みらい係長。

○渡辺学校みらい係長 こちらは、小学校と中学校と別々のものになるんですが、オンラインのできる学習支援のソフトウェア、サービスを導入しております。

小学校のほうは、学習進度に応じてAIによって適切な問題を次々提案していくといった内容のドリル形式のものです。中学校においては映像授業、スタディサプリというものを導入してまして、こちらで事業の補助の内容の動画を閲覧できるというふうなものになっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 了解しました。

続いて、140ページになるかと思うんですが、140ページのデジタル教科書整備事業費、15001事業ということで、前回もお聞きしたかと思うんですけれども、紙の教科書以外にもデジタル教科書を併用するという格好で使われているんじゃないかと思うんですけれども、どういう科目で使われているかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

学校指導係長。

○星野学校指導係長 こちらにつきましては、学習者用のデジタル教科書となっております、英語と算数・数学となっております。

市のほうの、市費の負担分としましては、算数・数学の2分の1の児童生徒数の人数分を市の負担として、残りが国の、国費の負担となっております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 これは紙と併用して、紙の教科書と併用しているということでよろしいでしょうか。

○益子委員長 学校指導係長。

○星野学校指導係長 そうですね、紙の教科書と併用しまして、デジタルのものを併用しているところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 国の方針としては、デジタル教科書を今後増やしていくという方針が出ているかと思うんですけれども、市の方向は令和7年度は令和6年度と同じような感じで科目を考えているということよろしいですか。

○益子委員長 学校指導係長。

○星野学校指導係長 そうですね、一応国のほうが英語と算数・数学ということで整備しております、繰り返しになってしまうんですけども、すみません、算数・数学については各自治体の判断で、自治体の判断として算数・数学を整備したいという意向であれば、国のほうは2分の1しか出さないんですが、自治体の判断で算数・数学もデジタル教科書を整備したいという意向であれば、市の市費を出して算数・数学についてもデジタル教科書を整備するというものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今後の方針というか、何かどういう格好を検討していくのかなという、何かありましたらお聞かせいただければと思います。

○益子委員長 学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 引き続き、算数、英語に対しては継続的にやっていって効果的な活用を探っていきたいと思っております。

他の教科に関しては、まだ現在のところ検討しておりません。

○益子委員長 そのほかございませんか。  
副委員長。

○星副委員長 139ページなんです、宿泊体験、12001事業、宿泊体験メープルに係る運営、管理運営費だと思うんですが、これの利用人数はどのくらいを見込まれていますか。

○益子委員長 児童生徒サポートセンター児童生徒係長。

○小山田児童生徒サポートセンター児童生徒係長 現在、1月末時点の数字が最新のものになるんですけども、宿泊体験館を利用した児童生徒の実人数が、小学生18人、中学生が21人、合計で39人です。延べ人数で申し上げますと、1月は105人が利用しております、4月から1月までの合計

で延べ人数で794人が利用しております。

以上です。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、今、不登校の児童生徒が増えてきているというのがやはり問題になっているかと思うんですが、このメープル利用者も増えてきているのかなという感じがします。前はこれほどの人数ではなかったと思うんですけども、このメープルを利用している、何というんでしょうか、効果といいますかほどのようなものがあるのかお聞きします。

○益子委員長 児童生徒サポートセンター所長。

○印南児童生徒サポートセンター所長 実際にメープルを利用する児童生徒が増えています。これは、1つはメープルという存在そのものが周知されてきたというものだということが1つあるんじゃないかなというふうに思っているんです。

それで、メープルに子供たちが来て、例えばなかなか家に籠もっていた子たちが来て、そこでメープルでしかできないような自然体験、例えば川へ行って魚釣りをするとか、あるいは今年あたりになるとちょっとハイキングは熊があちこちで出没するので、ちょっと森の中でのハイキングというのはちょっと難しいんですが、道路際のハイキング、森林浴ハイキングとか紅葉ハイキングとか、そういうふうにして、やっぱり子供たちの経験不足のところもあるので、いろんな経験をすることで、何というのかな、達成感も感じたり自分に自信を持てるというふうになってくれるのかなというふうに思っているんです。

あとは、宿泊もやっていますから、宿泊体験した子はまた次のその機会に宿泊したい、リピーターですね、そういう子が増えてきている。宿泊の中でやっぱりなかなか家庭ではできない布団の準備とか、あるいは食器洗いとかお風呂掃除とか、

そういうことも経験する。喜んで経験しているような感じがします。

そういう面においては、生活の中で必要なものも身につけているのかなというふうに思っていますので、これがすぐ子供たちにとって学校につながるというふうにはすぐには行かないかもしれませんが、そういうふうな足がかりになるようなものを身につけていっているように私どもは感じておりますので、今後もそういうふうな経験をさせて自信を持たせて、僕はできるんだ、私はできるんだというふうな、そういうふうな心を育てていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○益子委員長 よろしいですか。

副委員長、どうぞ。

○星副委員長 では、その上の項目なんですけれども、教育相談費、1001事業なんですけど、ここに関しては昨年より減額の理由としては施設の管理費が施設の一括管理へ移行したためという御説明だったかと思うんですが、その他に関しては多分増減がなくほぼ例年どおりと見てよろしいのでしょうか。

○益子委員長 児童生徒サポートセンター児童生徒係長。

○小山田児童生徒サポートセンター児童生徒係長  
今回、減額になった理由は、今おっしゃられたとおり委託料について設備の保守点検などが包括管理に入るようにしたということ、あとWi-Fiの環境なんですけれども、子供たちが使っていたタブレット、子供たちが使っているタブレットのWi-Fi環境が今まで教育費リースを使用しているんですけれども、11月でそのリース期限になることから、そのリース料の減ということで減額になっております。

Wi-Fi環境については、Wi-Fi環境を

別に今度構築する委託料を今回計上しておりまして、別の形でWi-Fiの環境を整備する予定となっております。

そのほかの事業、項目につきましては、ほぼ例年どおりという状況になっております。

以上です。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうしますと、さきの質問にもつながってくる部分も出てくるのかとは思いますが、不登校の子供たちが増えてきています。

相談、相談業務も当然医療相談とかも委託料として入ってますが、そういったことも増えてくると思うんです。

そこに関して、何というんでしょうか、手が足りているのかどうかという部分でお伺いしたいんですけれども、そこは増やさなくても特段不登校対策としては、何というんでしょうか、やっていけるのかどうかという。要は、相談業務をもっと手厚くするにはやっぱり人も必要だと思いますし、学校でもかなり悩まれている現状もあるのではないかと思うんですが、そこに関しては特段例年どおりの予算づけで大丈夫なのかどうかというところをお聞きしたいんですが。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

学校指導係長。

○星野学校指導係長 こちら相談、教育相談業務といたしまして、一般社団法人つばさのほうにスクールカウンセラーの派遣業務というのを行っておりまして、そちらはスクールカウンセラーが各小

中学校のほうに行って児童生徒、先生、保護者のほうに日頃の相談業務を行っているんですけども、こちらについては本年度、昨年度から比べますと増加傾向というところはあるんですけども、今年度については予算額に収まるか、ちょっと流用、場合によっては流用等で対応できるという見込みになっておまして、来年度についてはそういった増加傾向ではあるんですが、スクールカウンセラーさんと状況に応じて、また流用か、もしくは補正というのも状況に応じて対応できるように考えております。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 補足させていただきますが、相談業務については県費のほうで各学校のほうにスクールカウンセラーのほうに配置されております。こちらのほうも学校の方でうまく活用していただいて、こちらで対応できているものも十分ございますので、先ほど係長から説明あったようなことにつながってくるかと思えます。

以上です。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、学校のほうでは、今のところ県費もあるということで、たしか県採用スクールカウンセラーさんもいたかと思うんですが、こういった不登校対策というところに対しての考えの中では、今、学校教育課としましてはどのようにお考えになっているのか。今後の方針ですか基本的な考え方のところをお聞きしたいんですけども。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 まず各学校での対応ということをお聞かせいただきますと、各学校ではやはり校内の教育支援センターというのを整備しております。もう少し平たく言わせていただくと、各学校で例えば相談室、それから保健室、こうい

った場所が要は各学校の中で居場所という心が落ち着く場所を整備している状況でございます。

あわせて、じゃ学校になかなか心が向かわないお子さんにつきましては、外部というか教育委員会の機関である児童生徒サポートセンター、こちらにつないでそちらからハートフルスペースというんですね、ふれあい、あすなる適応指導教室、また先ほど出てきたメープル、こちらにつないで子供たちの居場所づくりに努めているところです。

来年度につきましては、やはり委員おっしゃるとおり不登校というのは大きな課題ですので、今その児童生徒サポートセンター、ここをより機能的に強化するような今、体制づくりを整えているところです。

具体的にいいますと、こちらに今、スクールソーシャルワーカーを今1名配置しているところなんですけど、さらに増員をしまして、よりこちらに相談がしやすい環境。例えば、本来であれば学校に相談するというのは、例えば不登校の子をお持ちの親御さんは学校の先生に相談するというのも一つの窓口だと思うんですが、なかなか学校に相談しにくいケースもございますので、こちらの児童生徒サポートセンターに相談窓口をより強化して設ける。そこから、先ほど言ったあすなる、ふれあい、メープルといったところにつなげていくというのも一つの構想として考えております。

以上です。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、一旦は学校、要は不登校、お子さんが不登校になってしまいました。どこに相談、学校はちょっとなかなか相談しづらいな。じゃどこに相談しようと思ったときに、それを適応指導教室、何だ、サポートセンターのほうにちょっと相談しようというふうに保護者のほうに伝わっているんですか。

要は、担任の先生から教わるのか、教頭先生か学年主任の先生か分からないんですけれども、ちょっと学校を不登校ぎみになってしまったとか、もう既に不登校になってしまった御家庭に対してどういうアプローチをかけていくんですか。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 先ほど申しあげましたその児童生徒サポートセンターの強化の一つとして、相談窓口一覧というものは作成しております。

具体的に申しますと、そちらに児童生徒サポートセンターの連絡先、その他ふれあい、あすなろ、もちろん学校教育課も入っています。その他外部機関の連絡先、児童相談所であったり、社会福祉協議会であったり、そういった一覧を今、掲載できるものをつくっております、こちらを4月になりましたら各学校のホームページに掲載して保護者周知を図ろうと考えております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 じゃ、学校としてサポートセンターのほうに行かなきゃいけないというわけではないということですよ。

前は、サポートセンターを利用するのは、前は適応指導教室ですよ、利用するのは学校を通さないといけなかったんですよ。必ず学校を通してくださいと言われたんですけども、そこはもうダイレクトに学校を通さずにも適応指導教室のほうに直接親が、サポートセンターのほうに直接親が相談に行っても全然いいですよというふうな流れにつくりかえていくという、体制になっているということですか。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 相談をすることに関しては、直接児童生徒サポートセンターにすることは可能ですが、やはり適応指導教室等を利用するに関しては学校を経由していくのは今までと変更

はございません。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、適応指導教室は昔は学校に戻すということが目的とされていたと思うんです。今の、明日審議になります子ども・子育て未来プランの中にも書いてあるんですけども、社会的自立を目指して不登校対策のところに書いてありましたけれども、教育、不登校児童生徒に関しては学校復帰を目的とし、支援をしていくというふうに一言書いてあったかと思えますけれども、そこについてはそのまま、何というんでしょうか、今様々なところのサポートできるところの周知をしていくということではあったんですが、ここの子ども・子育て未来プランに書かれているその項目と別にそごはないということよろしいでしょうか。

要は、不登校になった場合にはやはり学校復帰を前提としているというところは、学校教育課の考えとしてはそのまま考えていくということなのでしょうか。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 学校復帰という言葉を使わせていただいておりますが、これも一つの不登校の児童生徒のお子さんに対しての対応の一つで、学校復帰というのが一つあるというような形で思っております。

もちろん、じゃ学校復帰も一つであって、それ以外のものはいわゆる社会的自立というところで考えているところです。やはりそれぞれのお子さんの状況がありますので、やはりまだまだ学校に行けないお子さんに対しては居場所となるハートフルスペース、それからメープルのほうの活動を充実させていただいているので、必ずしも学校復帰を全面的にという意味合いで書いているものではないかと。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 じゃ、ほかにもフリースクールだったりとか様々、COCOLOプランの中では、教育機会確保法とかのCOCOLOプランの中では、様々なその子供に合った、社会的自立を見たときに子供に合ったやり方という、やり方というか方法、フリースクールとかそのほかにもっとオンライン学習だったりとか、またはほかにも居場所があるのであればそういった居場所だったり、夜間中学だったり様々あると思うんですけども、そういったことも利用も含めて考えているというところでよろしいですか。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 委員おっしゃるとおりで、様々なケースを対応で考えております。もうそのフリースクールも、学校としてはその対応の一つとして思っている、外部機関ですが思っていますし、オンライン学習、全てをそれぞれの子供たちの状況に合わせて支援を行って、あくまでもやはりおうちに引き籠もらないというのをできるだけないように、できるだけ社会的自立に向かう、そのためにもこの支援を状況に応じてやっていくというのが社会的自立につながっていくふう私たちは考えております。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

室井委員。

○室井委員 すみません、ページがどこかに行っちゃって申し訳ありません。

先ほどのメープルのところで、その他委託料の害虫駆除のところは、これはどういったタイプの虫を想定しているものなのかとちょっとお伺いします。

○益子委員長 児童生徒サポートセンター児童生徒

係長。

○小山田児童生徒サポートセンター児童生徒係長  
メープルは、上塩原の自然が豊かなところにありますので蜂などの、そうですね、蜂の巣ができたということがありますので、その駆除を想定しております。

○益子委員長 室井委員。

○室井委員 本当に自然豊かなところですので、去年あたりだとすごくカメムシが多くなったりして、私も経験あるんですが、カメムシが洗濯物について、それをそのまま着ちゃったらカメムシの汁、あの臭い汁が顔についたら顔がやけどするんですね、あれ。病院に、すごい痛くて熱くて病院に行ったらカメムシの汁でやけどしたと言われて、しばらくかかったんです、治療に。そういった山の中ですから、いろんなタイプの虫も自然の中なので来ると思っていますので、子供たちにそういった被害のないように考えていただければと思います。

○益子委員長 意見としてでよろしいですか。

○室井委員 はい。

○益子委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 137ページの1項4目の3001事業、教育振興会の予算が減っているということでございましたが、事業を見直すという理由でしたが、見直しの内容をご説明いただけますでしょうか。

○益子委員長 学校指導係長。

○星野学校指導係長 こちらについては、令和5年度の実績が、二百数十万円の実績というのがコロナ禍以降でも続いておりました、予算額が400万程度だったんですけども、実績に応じてちょっと減額させていただいたというのがありまして、事業自体は主に小学校の陸上大会と学習発表会のバスの費用に大きくは補助金を充てていまして、そのバスの使い方とかそういったちょっと工夫い

ただいて削減をお願いしたりとか、教員の方の研修のやり方なんかのちょっと整理をお願いしまして、そんな形で削減をお願いしたというところで

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、141ページの2項2目学校教育推進、小学校教育推進費、1001事業の委託料でございますが、学級満足度アンケート調査というのが書いてございますが、これの目的と、それから、目的でいいですかね、目的を伺えればと思います。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 こちらはQ Uという、このQ Uテストというものなんですが、それぞれ子供たち一人一人に質問形式で、例えば要は個人の、個人がその学級の中でどのような、何というんですか、満足度というんですか。どういう位置にいるか。すごくいい学級だな、ここは自分が居心地がいいなというふうに思うことであったり、なかなか自分認められていないなとか、仲間とうまくいっていないなというのが数値で出てくるんですが、例えば担任の先生はうまくお話ができますかとか、クラスの中でお友達がいますかみたいなものをちょっと段階的に評価していくと数字が表れていって、その子の今の心の中に、学級の中では集団の中での状況をアンケート調査するものになっております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そういう目的だということですが、その調査の結果はどのように反映されるのでしょうか。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 これは教員側がなんです、今まで、これまで従来はやはり教員の見た

目感覚でこの子ちょっと独りぼっちだな、なんだなというような、これはあくまでデータで出てくるので、今後この結果を基に教員同士で分析を合っ、じゃこの学級はどのような対策をしていくかというものを、あくまでも教員の資料として役立てているものでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、この委託を受けるところというのはどういうところがあるのでしょうか。

○益子委員長 参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 こちらは業者委託、図書文化という業者になると思うんですが、それからそのテストをいただいてこちらで実施するということです。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時57分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

参事兼学校教育課長。

○大藏参事兼学校教育課長 N T Tという業者でございます。

それで、今出ているウェブ回答なので、子供たちがタブレット上でその質問が出てきて回答することによって、昔よりも即時に回答分析が出てくるので、そちらを見て学級経営に、今後の学級経営にも生かすということになっております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 次に行っていていいですか。

○益子委員長 どうぞ。

○相馬委員 続きまして、143ページの小学校教育振興費というところで、説明にはなかったんですが、7001事業で90万円の予算というふうになって

おりますが、これが前々年度は220万円、前年度は150万円、令和7年度は90万円という、こう3年にわたってどんどん落としておりますが、この補助金が少なくなる理由を伺えればと思います。

○益子委員長 学校指導係長。

○星野学校指導係長 こちらのスポーツ活動支援費、小学校についてはスポーツ少年団のほうに移行していきまして、中学校のような大会に出場する、補助に該当する大会がなくなってきました、その関係で実績が少なくなってきました、それに合わせて予算額の調整させていただいているところなんです。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 143ページの、同じ目の10001事業小学校特別支援教育就学援助費になるんですが、昨年度よりも増額幅が非常に大きかったという説明があったと思うんですが、その理由をもう一度説明いただけるのでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼学校支援教職員係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 小学校特別支援教育就学援助支援費でよろしかったでしょうか。

こちらが増額となった理由ということでよろしいですか。

○相馬委員 はい。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 まず、先ほど単価がちょっと、国の示す単価がですね、上がるというところと、今年の当初予算のときには就学援助のみでして、9月の補正のときに通学費用を上げさせていただいたと思うんですが、その通学費を今回は当初に計上したというところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、次に行っていいますか。

○益子委員長 どうぞ。

○相馬委員 歳入のところの、資料としていただいていたところで、ナンバー17からナンバー24までのいわゆる、ごめんなさい、ごめんなさい、20までですね、17から20までのふるさと基金の繰入金について、こういうふうに充当先を4つに充当先にしてありますが、この充当先をこういうふうに区分けしている、何というんですか、区分けしてこういうふうに金額が違ってきていますけれども、この基準、こういうふうに区分けする基準を伺います。

○益子委員長 課長補佐兼学校支援教職員係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 ふるさと寄附金につきましては、まず各課で充当してほしい事業を提出するんです。その提出して幾らぐらい充当してほしいですかという中で、結果としては企画、財政部との調整の中で充当されていくという状況でございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、寄附者の希望ではなくて、あくまでもその学校教育課の中でのその要求の割合でこういうふうに割合を決めているということでもよろしいのでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼学校支援教職員係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 使途目的が決められたものにつきましては、その中での振り分けになります、この中には教育目的とかというものがございまして。その分と市長一任とかというものもございまして、そういったものを混ぜて財政と企画のほうで振り分けているというところで、もちろん学校教育課所管しているICT関連の寄附のメニューがあるんですが、そこに入ったものはこちらのこの学校、25番ですね、25番のところの基金に入るということでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

債務負担行為の電子黒板についてでございますが、7段ですね、5年間で3億3,000万円という債務負担行為ということになっておりますが、以前にも聞いたのかもしれませんが、いわゆるリースで行っていくところと、それから買取りで行っていくところの、このリースですとこうやって行うメリットと申しますか、理由を伺いたしたいと思います。

○益子委員長 学校みらい係長。

○渡辺学校みらい係長 こちらのなぜリースかという御質問ですが、やはりリースが一番大きいところとしては、費用負担の平準化というのが挙げられます。

もう一つは、あくまでリースで借りていますので、最後こちらで処分しないでいいというのがメリットかなと感じています。

現在、既存のものは購入で調達しておりますが、その直接の処分費用、直接処分した場合、業者さんのほうに見積もりをお願いしたところ、全体で2,500万円ほどかかるということを言われまして、やはりサイズが大きくて金属、単なる金属部分とレアメタルの部分、あと実は今入れているものについては木製の棚がついておまして混合物となるということで、あと燃料費であったり運賃が高騰しておりますので、集積してあったものを処分するだけで2,500万円という話で、まだ収集までするとさらに費用増高しますので、それを処分するとき、次の入替えのときにまたというよりは、あらかじめリースの中に組み込んで平準化したほうが運用上利点が大きいと判断しました。

○相馬委員 分かりました。以上です。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

副委員長、どうぞ。

○星副委員長 145ページの中学校保健費の5001事業なんです、小学校、手数料ですね、役務費の手数料のところ、小学校のほうにはオーゾメーター検査というのが入っているんですが、中学校には保健費の方にオーゾメーター検査がない理由をお聞きします。

○益子委員長 課長補佐兼学校支援教職員係長。

○二ノ宮学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 オーゾメーターは、3年に1回ローテーションで検査をしまして、小学校にあるものの、ある地区の部分の学校を検査したというところなんです。

○星副委員長 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予

算は、原案のとおり可決すべきものとするに  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり  
可決すべきものと決しました。

学校教育課の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いた  
します。

—————◇—————

#### ◎生涯学習課の審査

○益子委員長 ただいまから生涯学習課の審査に入  
ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

生涯学習課については、福祉教育常任委員会に  
対する付託案件がありませんので、予算常任委員  
会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

#### ◎議案第25号の説明、質疑、討

##### 論、採決

○益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度  
那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

佐原課長。

○佐原生涯学習課長 （議案第25号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

山本委員。

○山本委員 148ページ、市民大学のことなんです  
けれども、この市民大学で何年か行っているん  
ですが、これは特に年ごとにテーマというのはある  
んですか。

○益子委員長 生涯学習係長。

○佐藤生涯学習係長 市民大学は、全体としてのテ  
ーマは設けてはないんですが、公民館ごとにテ  
ーマを設定して毎年講座を企画して行っていくとい  
うものです。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 先ほどの説明で、あったかどうかちよ  
っと忘れたんですが、講座を受けている方は年々  
増えているんですか。

○益子委員長 生涯学習係長。

○佐藤生涯学習係長 ここ数年はもう、コロナのと  
きに一旦減ったんですが、コロナ明けは年々受講  
者が増えてきております。

○山本委員 了解です。

○益子委員長 そのほかございますか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 157ページの、先ほど説明が早くて私  
分からなかった、ついてこられなかったんですが、  
三島の公民館と三島ホールの会計が変わるよう  
なお話だったんですが、すみません、館長は例  
えば今、事務室が1つなんです、そういうものも  
加えてもう少し説明をお願いいたします。

○益子委員長 佐原課長。

○佐原生涯学習課長 大変申し訳ございませんで  
した。

今、御質問、御指摘いただいたとおりでござい  
まして、今年度は三島公民館が三島ホールを兼ね  
ておりまして、館長が三島公民館長であり三島ホ

ールの館長でもございました。

今回、三島ホールが指定管理に移行する、なることによりまして、三島公民館は本来の公民館業務に専念いたします。指定管理者となった那須塩原市文化振興公社の職員が、三島公民館の一角をお借りして、ホールの管理運営のスペースとして利用させてもらって、実際三島公民館の事務室の中に三島公民館の職員と指定管理者の職員が一緒に入るという形になりますので、事務室はこれまでの三島公民館の事務室ですが、組織としては別組織という形に分けさせていただきます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、今までは一緒だったので、あそこに行くとき大体何でも分かったんですが、電話番号とかも変わるんですか。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 三島公民館は従前どおりでございます。三島ホールにつきましては、新たに電話番号を設けて、まさに今、ホームページで周知等をさせていただいているところでございます。

○山本委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございますか。  
堤委員。

○堤委員 歳入のほうの教育使用料というところ、8ページのところにあるんですけども、社会教育施設使用料ということで各公民館の使用料を計上されているかと思うんですけども、いっぱい種類がたくさんありますので、例えば西那須野公民館の使用料が53万8,000円という数字が上っておるんですけども、これの算出根拠をお聞きしたいと思います。

○益子委員長 黒磯公民館館長。

○北村黒磯公民館長 公民館の使用料の算定方法ということだと思うんですが、全ての公民館同じ考え方で算定しております。

令和元年度の利用実績に対して、各団体が2時間利用するだろうということで、新しく有料化になる団体ですね、それでもって新しい料金体系に当てはめた結果がこの額だというふうに考えてください。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 公民館使用料の有料化の説明会の中で、大体使用料、公民館全トータルで行くと270万円ほどの使用料になるというふうに聞いておるんですが、今回のこの予算に入っておるこの使用料も、大体それに見合った額になるのでしょうか。

○益子委員長 黒磯公民館長。

○北村黒磯公民館長 すみません、失礼しました。

270万円といたしますのは、新しく有料化することに伴って収入が増加するであろうと見込まれる額です。

今回、ここに使用料が記載されていますが、全て夜間照明施設も含めて足しますと、予算として計上しているのは356万8,000円になります。

残り、じゃ270万円というのは何かといいますと、今現在でも、ごめんなさい、旧条例のときでも目的外利用に関しては有料化になっておりましたので、その目的外利用での額というものが約84万円ほどありましたので、その差し引きで約270万円の増ということになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 了解いたしました。

続きまして、今度は歳出のほうですが、まず157ページになります。日本遺産魅力発信推進事業費で、これ負担金となっておりますが、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会ということで700万円計上されておりますけれども、これは協議会で何回か打合せするという感じで700万円という数字が表れているのかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 まず、この協議会の組織なんですけど、先ほど少し触れました4市町で組織してございまして、それぞれの自治体、それぞれの首長が会員となっております。

年に2回総会を開催しております、その他で事務局会議、まず事務局会議で素案をもち、4首長さんが出席をする総会の中でそういった事業について御承認をいただいて運営をしているというものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この件の構成は分かりました。

この協議会で700万円かけて達成する、何というんですか、目的といいますか、この辺は何かもう既に出来上がっているのか、あるいはこれからこういう方針でこういうことを議論していただくんだというのが何かありましたらお聞かせください。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 まず、日本遺産というか当然文化財でございまして、文化財をしっかり保護するというのがまず第一義的には目的だと思います。

それに加えて、近年は文化財を単に保護することではなくて、これを市の資源として、魅力として活用してそこから収益を上げるというものもございまして、ですから毎度、このところの総会の中でもそういったところをしっかりと取り組んでいきたいと思いますというところで今進めておりまして、この構成には文化財保護である生涯学習課のみならず、本市でいえばツーリズム推進課、つまりそういった活用の面の所管も事務局として参加してございます。

そういうことで、目的は保存と活用でございまして。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 了解しました。

続きまして、155ページになりますが、ハロープラザの管理運営費、この中で私のこの聞いている中では多目的ホールの音響設備が、ちょっとスピーカー関係が壊れているというふう聞いておるんですけども、こういう修繕費はここには入ってはいないのでしょうか。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 まず、結論から申し上げますと入ってございません。

非常に社会教育施設、すごく数が多い中でやはり、そして加えて施設そのものが老朽化している、要は建設から年数も経過した施設が非常に多い中で、どうしても優先順位つけてやっていくという中で、もちろん壊れている度合い、それから利用頻度であるとか、そういったものを総合的に判断しながら順位をつけてやらせていただいているところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 別の言い方をすると、優先順序の問題だと考えればいいんですね。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 私も今、優先順位をつけてというところでお話させていただきましたので、必ずしも間違いでもないとは思いますが、じゃ優先順位をどういうふう具体的にという話も出てくると思うので、何というんですか、一概に完全に、完全なる全て1から100まで優先順位をつけてやっているかというところ、そこまでは明確なものではございませんが、やはり念押しすると壊れている状況や内容にもよると思うんです。それから、それを修繕してもたらす効果の大きさ。同じ100万円を使っても効果が小さいものと大きいものはやはり大きいものを優先しましょうとか、そういったてんびんにかけて実施させていただ

ております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 分かりました。

続きまして、159ページの博物館費、今回は減額になっているというお話ですが、この中でその他委託料で企画展のディスプレイ等で955万7,000円ほど計上をされておりますけれども、この企画展の内容を教えてください。

○益子委員長 那須野が原博物館長。

○松本那須野が原博物館長 来年度の企画展、特別展を含めて4つを予定しております。特別展については海の、先ほど課長からお話ありましたように海の恐竜と言われる、海獣というんですけれども、こちらをちょっととりあげた展示を予定しております。そういった企画展に関わるパネルをつくったりとか、宣伝用のシートをつくったりとかというのが委託料に入ってます。

あと、先ほどの海獣展で化石とか運搬して組み立てとかがありますので、そちらが資料の展示運搬費というふうになっています。

それと、展示の資料の看視ということなんですけれども、こちらについても先ほどの海獣展、ケースに全部入れて展示すれば看視いらないですが、そういった露出の展示もありますので、そちらの安全を確保するもので、看視という形で項目を出させていただいています。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 恐竜というのは、以前も何かやられた感じがするんですけれども、今回は海の恐竜展ということで、海獣展ということなんですけれども、その海獣展をやろうとした狙いはどういうところなのかお聞きいたします。

○益子委員長 那須野が原博物館長。

○松本那須野が原博物館長 恐竜でも陸上の恐竜、それと空を飛ぶような恐竜というのは扱っている

んですけれども、今回は海に、水の中に住む大型爬虫類というのは扱っていなかったもので、それを今回取り上げたというところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 入場される主な対象の方、どういう方を想定しておるのか、あるいは入場見込み数分かりましたら教えていただければと思います。

○益子委員長 那須野が原博物館長。

○松本那須野が原博物館長 まず、想定している来館者層なんですけれども、親子、お子様を連れた親子連れというのをまず想定しております。

入館、一応目標は一応1万5,000人ほど入れたいなというふうに思っております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 学校関係は生徒、学童なんかは想定はされていません

○益子委員長 那須野が原博物館長。

○松本那須野が原博物館長 特に学童を優遇してとか、特にとすることは考えてはおりません。

というのは、非常に来館者数が多いというのを想定して、混乱等を招かないように、そういうところでもうフラットに運営していきたいなというふうに思っております。

○益子委員長 そのほかございませんか。

じゃ、すみません、どうぞ。山本委員。

○山本委員 160ページです。

先ほど新座市と子どもカレッジを再開するというお話だったんですが、この160ページの一番上のその真ん中辺に委託料が2つ並べて書いてあるんですが、これは子どもカレッジ、20歳の集い警備等と書いてあるんですが、子どもカレッジに係る委託料というのは幾らなんですか。

○益子委員長 課長補佐兼青少年係長。

○福田生涯学習課長補佐兼青少年係長 委託料の内訳というところでありますけれども、子どもカレ

ッジにかかるのが120万円でございます。残り三十何万円かが警備という形、二十歳の集いの警備となっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 子どもカレッジという、子供とついでるので多分小学生を対象だとは思いますが、こういう中学生だったり小学生だったりを対象にしたイベントみたいなものいろいろあるんですが、この子どもカレッジは向こうからいらっしゃる子供と那須塩原市の多分小学生と一緒にバスを借りていろいろ回るんだらうと思うんですが、この子供たちの選定じゃなくて、どういうふうにして選ぶのか。人数など分かれば教えてください。

○益子委員長 課長補佐兼青少年係長。

○福田生涯学習課長補佐兼青少年係長 子どもカレッジ、今年度からやっているわけでございますけれども、今年度は子どもカレッジにつきましては抽せんという形でさせていただきました。

来年度は、まだこれからというところ、募集もありますので考えていくんですけども、やはり抽せんというふうになるというふうを考えております。募集人数にもよりますけれども、去年は子どもカレッジたくさんの応募をいただいたので、抽せんという形にさせていただきました。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 これは個人負担はないんですか。全て市のほうでお金を出して、それでバスに乗ってどこかを見ていくということで、どういう人でも手を挙げて、選ばれたら無料でといったら変なんですけど、参加できるということでよろしいんですか。

○益子委員長 課長補佐兼青少年係長。

○福田生涯学習課長補佐兼青少年係長 今のところの考えでは、少額ではありますが個人負担を当然いただくというような形で考えております。

○益子委員長 よろしいですか。

じゃ、相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 すみません、まず148ページ、ちょっと説明がなかったように思ったんですが、昨年度は5001事業でコミュニティ支援費というのがあったと思うんですが、これがどこに行ったのかまず伺いたいと思います。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時57分

○益子委員長 委員会を再開いたします。  
生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 失礼いたしました。

コミュニティ・スクールに関する事業でございまして、今年度、令和6年度から学校教育課のほうに所管が変わりまして、去年度までコミュニティ・スクール、学校運営協議会の設立準備段階は生涯学習課のほうで担当させていただきましたので、今年度からは学校内部の組織でございますので所管課が変わりました。大変失礼いたしました。

○相馬委員 はい、分かりました。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 156ページ、文化振興費で文化部活動地域支援員が昨年10名の予算が今年5名になったというのは、予算上の都合なのか、それとも人員が足りないのか、どちらなのでしょう。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 結論から申し上げますと、まだそこまでの人数に至ってございません。予算上の問題ではなくて、なかなか文化部活動の地域支援員さんの成り手が、我々も一生懸命探している中で、まだそこに至ってない今年度、来年度ですか、5名でなんとか、まず5名にしたいという

ころでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、事業そのものの目的は、昨年見込んだ数よりも半分にするということですので、事業の目的自体は達成できる見通しではないのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 まず、部活動地域移行、これにつきましては運動部、それから文化部ももちろん対象でございますので、特になかなか文化部につきましては単に活動を支援するというだけではなくて、活動する場所の問題であるとか、それから例えば吹奏楽ですと楽器の問題であるとか非常に課題が多くございます。

ただ、それであっても我々としてもしっかりと一步一步進めていきたいという中で、現にそういった、例えば練習会なんかを支援員さんにお願ひしまして練習会を今年度開催したところなんですけど、一步一步着実に進んでいるというふうに認識はしております。

ただ、まだ明確な、運動部のようにしっかり地域移行できたというものはまだございませんが、文化部のほうも先に向かってしっかりと活動を続けていきたいというふうに考えております。

○益子委員長 そのほかございませんか。

副委員長。

○星副委員長 147ページの家庭教育支援費、3001事業なんですけど、家庭教育オピニオンリーダー派遣とありますが、このオピニオンリーダーの人数は何人分、詳細を教えてください。

○益子委員長 課長補佐兼青少年係長。

○福田生涯学習課長補佐兼青少年係長 どのくらい参加していただけるというのもあるので、その見込みになりますけれども、50人ほどの派遣。親学習とかそういう行事があるので、それに何人来て

いただいたかというところで50名程度の予算を見込んでおります。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 159ページの青少年健全育成なんですけど、この2001事業ですね、青少年健全育成費。こちらのほうの活動のちょっと詳細を伺いたいですけれども、要はこの青少年健全育成協議会の中で、書かれている項目としては20歳の集いの協力と、あとは子どもカレッジ等とは書いてあるんですが、そのほかに活動している内容とかはどういったものがあるのか教えてください。

○益子委員長 課長補佐兼青少年係長。

○福田生涯学習課長補佐兼青少年係長 主な活動としては、全く今お話があったとおりの子どもカレッジと20歳の集いということになります。

あと、ほかといたしましては、各団体の支援ということになります。例えば子供会連絡協議会、子供会、育成会であったりボーイスカウトとかガールスカウト、そちらの支援というような事業になります。

○益子委員長 生涯学習課長、どうぞ。

○佐原生涯学習課長 よろしいですか。

一応その辺のお話をとったところなんですけど、先日市議会議員の皆様方にお配りさせてもらった青少年向けの広報紙……。

○星副委員長 運営費のほうを聞こうと思っていました。

○佐原生涯学習課長 すみません、じゃちょっと今、科目違っちゃったようですが、この青少年向けの広報紙ということで、今年度、市内の中高生に編集委員になっていただきまして、青少年向けの広報紙をつくらせていただきました。

今までは、青少年センターというところから出していたものです。青少年センターだよりというA4一枚の紙を発行させていただいたんですが、

どちらかというところはこういう活動をしましたよみたいなもので、本来の青少年向けの広報紙じゃなかったの、今回はそういったものを冊子にしましてお配りさせてもらった。タイトルとしては、ときめくというものにさせてもらったんですが、これは全部中高生の皆さんの中で取材をして記事を書いて、しっかりと編集して発行という形になりました。

タイトルは公募をさせてもらった中から、編集委員の中で、様々な工夫をこらして最終的にはときめく、気持ちがときめくと、それから時をめくる、歴史をめくる、史記をめくる、時をめくるをかけまして、ときめくというタイトル、これも編集委員の中高生がみんな決めてもらったタイトルでございまして、そういったものを今回発行させていただきました。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 すみません、青少年の青少年センター運営と少年健全育成ともうずっと活動はされている部分だし、予算も取ってきているんですけども、青少年を取り巻くその社会情勢というのが今、変わってきているなというのを感じてまして、というのはやはり薬物だったりとか、様々なそういったところでの、詐欺だったりとか、大人ではなかなか分からないような部分での犯罪、SNSを通してのものだったりとか、そういったことへの例えば啓発、防止啓発だったりとか、こういう研修だったりとか、そういったことまで広がっていくのかどうかというところで、社会に即した活動というのは今後、何というんでしょうか、考えていくのかどうかというところもお聞きしたかったんですが。ちょっと内容が違うかもしれない。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 やはり、御指摘のとおりでございます。これまでの少年、青少年に対するその

普及啓発活動的なものというのは、どちらかというと街頭巡回をして子供たちの行動を観察をさせてもらったり声かけをして、適正に、適切にしてくださいねみたいなことが今までの中心でございましたが、一方で星副委員長がおっしゃられたとおり様々なものが子供たちに今、接して、そして子供たちが使っている時代なんです。

今は存じませんが、話題になっています海外を拠点としたそういった詐欺グループへの加担だったり、強制的に連れていかれたという例もあるのか。その多くが御指摘のSNSを活用したものが窓口になっていると思いますので、我々も当然そういった問題意識はもっております、まず1つは職員の、つい先日もそうなんです、そういった研修を職員、市役所職員が研修を受けてきて、まずどういう対策が講じられるのかだったりとか、そういった勉強などもさせていただいて、職員のスキルアップも図っています。

それから、小学生、小中学生を対象としたそういった講座というんですか、そういった教室みたいなもの、そういったものをやっているところがございます。

今後、ますますそういった必要性というのは増してくるものだろうと我々も認識しております、しっかり我々の対応能力も含めてしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、職員のその知識、研修をやってスキルアップしたのを今度協議会の方にもお伝えしていくというふうにしていくということよろしいですか。

○益子委員長 生涯学習課長。

○佐原生涯学習課長 もちろん、そこにつきましては少年指導委員会であるとか、そして指導委員であるとか、そういった方と共有させてもらって、

そうしたものを対応できるような体制というのを  
整えていきたいなというふうには考えています。

○益子委員長 そのほかございますか。

じゃ、ここで副委員長と進行を交代いたします。

○星副委員長 進行を交代します。

委員長。

○益子委員長 じゃ、私のほうからちょっと確認さ  
せてください。

執行計画書の157ページ、10款教育費、5項4  
目図書館費、図書館管理運営費、1001事業につい  
てちょっと伺いたいんですが、その中で委託料、  
その他委託料のところ図書館システム、先ほど  
課長のほうからも御説明ありましたが、図書館シ  
ステムの補修という話があったんですが、その内  
容をちょっと詳しく聞かせていただきたいと思います。

○星副委員長 係長。

○伊藤那須塩原市図書館主幹兼管理係長 図書館シ  
ステムにつきましては、御承知のとおり本の、図  
書館の本、そういったものを管理する端末機とソ  
フトウェアを総称して言うものになります。

本市につきましては、やはりその例えば機械が  
壊れたとかの対応ですとか、そういった動作が不  
良だったときにメーカーのほうに対応していただ  
くための保守料というふうになっております。

以上です。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、その保守料の部分  
が委託料というところで、さらに伺っていきたく  
んですが、次にその下の段にあるかと思うんです  
が、使用料及び賃借料ですね、そこの賃借料の部  
分の図書館システム、こちらは90万何がしとあ  
ると思うんですが、こちらの部分は本体というよ  
うな感じで、このシステム自体をちょっと伺いた  
いんですか、どのようなものなのかお伺いします。

○星副委員長 係長。

○伊藤那須塩原市図書館主幹兼管理係長 こちらの  
賃借料の図書館システムの部分につきましては、  
おっしゃるとおり端末機のハードである部分のリ  
ース料ということで見込んでおります。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、こういったデジタル  
の活用もされて、私は図書館よく利用させていただ  
いて、参加させていただきますと、やはり以前  
の図書館の部分と比べまして皆さんの努力が報わ  
れまして多くの方、世代の方が、本当老若男女問  
わず、特に若い方なんかも駅前なんかも活性化し  
ておりますし、利用者が多いなと感じています。

こういったものも、そうしますとこういったもの  
もその大幅な、大きくは影響していないかもしれ  
ないんですが、こういったものを使うことによ  
って、その利用者の方の利便性の向上につなが  
っている、またその利用者の増に役立っているとい  
うような認識で間違いないでしょうか。

○星副委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 今、まさに御指摘のとおりで、  
今回そのシステムの更新に当たりましては、庁内  
で選定委員会を設けまして、その中で2社ほど提  
案があったわけですけれども、よりそういった市  
民サービスにつながる管理が、しっかりそうい  
ったサービスが確保できる、そういったものを選  
定させていただいたというところでございまして、  
市民サービスの向上に寄与するものというふう  
に考えております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 じゃ、最後に伺います。

昨今の物価高騰やら電気代の高騰などもあるか  
と思いますが、図書館の部分でこの予算で今の状  
態を賅っていけるというような認識で大丈夫でし  
ょうか。

○星副委員長 課長。

○佐原生涯学習課長 図書館につきましても、先ほど少し説明させていただいたとおり、みるも含めて全て指定管理というところがございます、基本的にはそれも指定管理料の設定の中で賄えるというふうなことで見積もりをさせてもらって、今回選定をさせてもらったところがございます。

ただ、一方で、近年の物価上昇はあまりにも読めない、先が読めないというか、それからちょっと増加し過ぎる場合もございますので、もちろん、これは別に今後図書館に限らないんですけれども、大幅な例えば電気料金が値上げになってしまったということになれば、これは現実的ではないので、そのときにはまたそれは対応する必要性はあると思うんですが、現状としては賄えるという考えでございます。

○益子委員長 了解しました。

○星副委員長 進行を委員長と変わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

そのほかございませんか。

堤委員。

○堤委員 今の委員長の質問に関連しまして、図書館なんですけど、もう基本的には物理的にそれぞれの建物が分かれておいて、管理が行われている図書を借りるという恰好なんですけど、デジタル図書というところで、これだとあまり物理的な制約はなくて、ネットワークさえあればそれで借りることができると思うんですけれども、デジタル図書は今どういう状況になっているかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 那須塩原市図書館館長。

○小泉那須塩原市図書館長 電子図書館ですね、電子図書館で電子書籍を貸出ししているわけなんですけれども、やはり御存じのように昨年度、市内の小中学生、それから教職員全てに利用するため

のIDを配付しました。したがって、小中学生、義務教育学校を含みますけれども、小中学生は自分の持っているタブレット、これでその電子書籍を読むことができます。タブレットは家に持ち帰ることもできますから、家に帰っても読めるし学校でも読める。特に朝の学習の時間なんか朝の読書を行っている学校多いですので、そのときにタブレットで読んでいく。

ただ、もちろんそのときには紙の本が好きだという子もおりますので、紙の本を読んでいる子もいればタブレットで電子書籍を読んでいる子もいると。

さらに、電子書籍も紙の本と同じように誰かが借りていけば同じ本をほかの人は借りられないというのは同じなんです。ただし、電子書籍の場合には読み放題パックというのがあります、これは同じ本を同時に何人でも読める。極端な話1,000人ぐらいの学校で全校生徒が一緒に同時に読むこともできると、そういう本があるんです。今現在、そのような読み放題パックというのは354冊読めるようになっております。ですから、かなり子供たちはいろんな本を幅広く読むことができるようになってきているかなと。

最初は電子書籍を読んでみて、本が少しでも好きになれば今度は紙の本を読もうかなというふうになってくればなということで、紙の本と電子書籍で相乗効果を生んで読書が好きであるという子供たちを増やしていきたいなと。

もちろん、電子書籍というのは小中学生だけを対象としているわけではありませんで、就学前からもちろん大人まで読むことができるようになっておりますので、幅広い世代のニーズに対応できるような電子書籍を選出して新しいものを増やしていっております。

それから、来年度以降、図書館流通センターに

なるわけですが、そちらのほうでも新しい書籍を随時増やしていくということを今、考えております。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 電子図書の中には、動画も含まれているというふうに考えればよろしいでしょうか。

○益子委員長 那須塩原市図書館長。

○小泉那須塩原市図書館長 全てではないですが、動画を見られるものもありますし、音声ももちろん音声だけ聞けるというものもありますので、どちらかというと視覚に障害がある方たちにも配慮できるようなものもあります。

○益子委員長 よろしいですか。

ほかございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

○堤委員 はい。反対討論。

○益子委員長 反対討論。どうぞ。

○堤委員 今回、令和7年度の一般会計予算ということなんですが、生涯学習課のいろいろ予算は非常に有効な予算もたくさんあって、評価する部分が多々あるんですけれども、ただ公民館のやっぱり使用料が有料化になって歳入に計上されている

ということから、反対の立場でちょっと討論させていただきたいと思います。

公民館は、御承知のように学習文化活動、レクリエーション活動などの生涯学習や地域づくりなどの交流活動拠点として、地域の住民の皆さんが利用する社会教育施設という位置づけになっておりますので、これでまた公民館を利用する団体の方、これがボランティア活動とか生涯学習、社会教育活動の中で地域づくりに、地域の自治に貢献している方が多いかと思います。当然、利益を生み出す団体ではないということで、ボランティア団体ということですので、有料化について、この市の目指す公民館を地域の拠点にしていこうという、公民館活動を活性化していこうという、この方針には反するものではないかというふうに考えるところです。

そういう意味で、公民館の使用料が有料化ということになって、歳入予算に計上されていることから、令和7年度の一般会計予算に反対を申し上げます。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

ただいま反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。

生涯学習課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時 17分

再開 午後 1時 24分

○益子委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

◇

### ◎教育総務課の審査

○益子委員長 ただいまから教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

教育総務課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

### ◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

金子課長。

○金子教育総務課長 （議案第25号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 41ページの財政管理費の、新規で公共施設包括管理事業費、2001事業なんです、この中

で公共施設の包括管理ということで2億4,000万円ということ計上されておりますけれども、先ほどの御説明の中で公民館、博物館、児童クラブ等で92施設ということで、そこが維持管理費用ということでお伺いいたしましたけれども、ここへ、教育総務課としてここに移ってきたというか、この経緯をお聞かせいただければと思います。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、教育総務課の所管になったということについては、まず施設、こちらの所管の施設の数が多いということ、規模に関していっても学校というところがございます。

そのほか、保育園、あと児童クラブ等につきましても子ども未来部のほうと協議のほうをさせていただいて、やはり施設の維持管理費等が一番多い教育総務課のほう所管ということでスタートのほうをさせていただきました。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 単にこれを集約しただけなのか、あるいは何か集約することによって業務効率が上がるのか、あるいはコストダウンになるとか、何かどう期待してこういうふう集約されたんでしょうか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、こちらのほうにつきましては、公共施設の維持管理に係るもの、今までは例えば保育園については保育園の園長さんを中心とした管理、公民館については公民館の館長さん、もちろん学校につきましても学校のほうの管理にしておりましたけれども、そういう維持管理に関わる情報のまず一元化のほうを図るのが一つです。

やはり、専門的な知識を持った方の目によって定期的に施設のほうを巡回していただきまして、それに応じた修繕を行っていくということで、まずは一番初めに維持管理に関わる一元化という

ころが第一の利点です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 職員の業務としては変更はないという恰好なんでしょうか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 職員の業務としましては、今まで施設ごとに行っていた点検、あと施設の保守管理の業務が一括して1つの業者のほうで行っていただけるというところがございますので、そういったものについては業務が一部事務的なものは削減されます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 ある意味そういう意味では、ちょっとパーセントは分からないけれども、業務の効率化になるよということよろしいですか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 了解です。

引き続き、ページ134ページになりますけれども、黒磯学校給食共同調理場管理運営費、3001事業で賄い材料費が計上されておりますけれども、学校給食、年間で201日ということでお話がありました。これのこの実際のこの賄い材料費の内訳といたしますか、1食当たりどれぐらいかかって、そのうち1食当たりの公費負担はどれぐらいかというのが分かりましたら教えてください。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、1食当たりでよろしいですか。小学校と中学校に、中学校というか義務教育学校のほうに分かれます。小学校の保護者、まずは保護者負担額としまして小学校が250円、中学校が290円でございます。

続いて、公費の負担のほうにつきましては、小

学校、中学校おのおの60円の公費負担をしておりますので、じゃトータルで幾らかというところですが、小学校につきましては1食当たり310円、中学校については350円でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 それは、6年度と比べて公費負担は増えているというふうに解釈すればいいんですか。前、たしか6年度は1食当たり45円というふうに伺っていますけれども、今回は60円ということですが、その上げた金額の内訳と上げた理由についてお聞きしたいと思います。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、公費負担のほうについては物価高騰対策と米飯加工賃の2つに分けられます。

まず、その中で物価高騰対策のほうにつきましては、令和6年度が20円だったところを25円、5円物価高騰対策として増額をさせていただいています。

また、米飯加工賃のほうについても、やはり人件費の高騰等がございます。加工賃でございますので運搬費その他がございますので、そちらのほうにつきましても令和6年度は25円だったところを、令和7年度については35円というところで、合わせて15円が増額になっているという状況でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 了解しました。

続きまして、141ページの小学校管理費、ここで小学校施設整備事業費ということで3501事業、工事請負費が計上をされております。その中で、空調設備費ですね、これはそれぞれ小学校出ておりますけれども、ここで出ているのは稲村小学校、東原小学校、埼玉小学校、共英小学校、南小学校というふうに挙がっておりますけれども、今回こ

この小学校を対象に挙げられた理由はどういう理由で挙げられたんですか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、こちらのほうについてはクラスのほうが、特別支援教室、支援教室のほうが増えるというのが一つの要因でございます。

そのほかについては、現在、普通教室等で少し故障が出ているとか、そういったものを改修するものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 教室の種類はいろいろ、特別教室から普通教室からいろいろあるかと思うんですけれども、この空調は当然今の気候温暖化などで当然必要なものだと思っております、非常に結構なことだと思っておりますけれども、あと残っている教室、小学校ぐらいでどれぐらい残っているのか分かりましたらお答えください。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、那須塩原市のほうにつきましては、普通教室については全てエアコンのほうは整備済みでございます。

そのほか、特別教室のほうについては、理科室と音楽室は整備済みになっておりますので、そのほかの特別教室については未整備の教室があるというのが実情でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この項目で聞いていいかどうかちょっとあれなんです、この体育館のエアコンについてもお聞かせいただければと思うんですけれども。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 体育館のエアコンのほうにつきましては、現在整備をしているのが箒根学園のみでございます。そのほかは、現在工事中であります大山小学校の体育館については整備をする予定でございますので、それ以外の25校については

未整備という状況でございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今年度どんどん進んでいる中で、体育館は結構環境的にいまだに生活、生活というか授業を受けにくい場所であることには変わりませんので、整備計画は立てられているかと思うんですが、どのような大体進捗でやっていこうというふうに考えられておられるかお聞かせいただければと思います。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 現在、体育館のエアコンのほうにつきましては、12月の定例会のときにも答弁のほうをさせていただいたもので、今は整備手法を……。失礼しました、3月ですね、今回の定例会議におきまして、整備の手法の今その検討をしているというところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 検討されているということなんですけれども、このどこら辺の完了期限というか、あと何年後ぐらいにはもう全部完了したい、何かそういうもし希望があればお伺いしたいんですが。

○益子委員長 田代部長。

○田代教育部長 希望ということでございますけれども、私どものほうでは、もちろん子供たちの安心安全に関わる部分でございますので、できるだけ早期にというところはございます。しかしながら、やはり多額の費用がかかるということもあります。

ただ、今回の会派の質問でいただきましたとおり、新しい補助制度なども国から示されているというのはありますので、私どもとしましては、課長の答弁にもありましてとおり、今後そういった補助の中身等々を検討しながら、できるだけ早期に完了したいというのが願いでございます。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 いいですか。

そのほかございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 144ページ、三島中学校の仮設なんです、どの程度の規模で、しかも場所はどこに仮設するのでしょうか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、仮設リースの校舎の大ききなものについては、現在10教室分を考えている、予算計上のほうをしている、おおよそ10教室分を検討しているということでございます。

場所のほうについては、やはり三島中学校敷地のほうも限られておりますので、校庭の一部をとるところで今、検討しているところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 教室をそこの校庭にすると、相当校庭は狭くなるのであると思うんですが、場所がないということなのでしょうか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 そうですね、やはり校庭の設置のところについては、この後も設計の中で確認はしていくということですが、やはり仮設校舎自体はやはり校舎にある程度近くないと、子供たちの移動というのがありますので、そういったものを考慮した上で校庭が一番だというふうに考えているところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 本年度の予算はないということではございますが、その長寿命化、校舎の長寿命化ということで、現在昭和57年ですか、最初が。40年ぐらいたっているものを、どのような手法で長寿命化を図って、どの程度延ばす予定なのか伺えますか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、屋根部品につきましては、断熱材を敷いた防水シート等を張ります。また、外壁のほうについては、やはり断熱パネルのほうを設置すると。そのほか、天井とか床材のほうについても張替えのほうを行うところがございます。そのほか、附帯する給排水の設備等についても修繕をかける予定でございます。

そういったことを踏まえた上で、こちらのほうを耐用年数のほうを80年程度は延長できるというふうな形で考えているところでございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

すみません、その上の中学校設備維持管理費というところで西那須野中学校プールろ過装置という項目があるんですが、これは教育総務課でいいんですよね。

西中はまだプール使っているんですけど。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 プールのほうは使用しております。

○相馬委員 分かりました。全部あれしたんじゃないんだね。分かりました。

あともう1点よろしいですか。

○益子委員長 はい。相馬委員。

○相馬委員 先ほど歳入の資料の中に、18番です、総務費寄附金で金額が9億1,560万で、このうちの奨学金の充当額が60万というのは恐らく医療関係の補助金に60万ということなんです、この歳入の9億1,560万というのは、これが寄附金だということですか。これはふるさと寄附も全部含めてなんだろうけれども、この9億1,560万の内訳というのは一発で菅間さんから来るものではないですよね。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 まず、9億1,560万というの

は市全体の金額でございます。そのうち60万円が教育総務課の所管である奨学金の給付に充てられるということで、こちらのほうの表の記載の仕方でございます。

○相馬委員 学校教育課とかそっこのほうにも行っているということですね、そうすると。分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

○相馬委員 結構です。

○益子委員長 そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

教育総務課の所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時06分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎スポーツ振興課の審査

○益子委員長 ただいまからスポーツ振興課の審査になります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。

スポーツ振興課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え審査を行います。

#### ◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

宇賀神課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 （議案第25号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、161ページのスポーツ育成団体

事業、3001事業の総合型地域スポーツクラブの支援事業108万円の、これの、何というんですか、算出の根拠を説明いただきたいと思います。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

こちらにつきましては、スポーツ振興くじtotoの助成金を活用しまして、対象経費の90%が補助対象になりまして、上限額の108万円となっております。全額そのtotoから来たものを、その団体のほうに出すという形になります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、出す団体は何団体が予定しているのでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

今のところ、既に交付申請を提出しているんですけども、プラスクという団体がこの地域、総合型地域スポーツクラブの創設を目指して申請を出しております。

○相馬委員 1団体ですか。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

1団体です。

○相馬委員 いいですか。

○益子委員長 どうぞ、相馬委員。

○相馬委員 ちょっといいですか。すみません、その体育施設管理運営費の1001事業のにしなすの体育館の空調設備の整備の内容を伺えればと思うんですけれども。工事請負費です。

○益子委員長 管理係長。

○大島管理係長 今回の空調設備についてなんですけれども、にしなすの体育館にありますトレーニングルームと研修室と、あと1階のところのサブアリーナとアリーナの中にあるんですけれども、そちらのほうについてもともと集中管理で空調設備だったんですけれども、集中管理のほうのいわ

ゆる設備のほうが完全にもう駄目になってきてしまったということで、今回は同じ空調と捉えるんじゃないなくて、後からそれぞれの部屋にいわゆる部屋につけるようなエアコンというのをそういうのを、何というんですか、本づけというかつけるような形で費用を抑えて改めてそういう管理をかける工事になります。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 ということは、アリーナはやる予定ではないということですね。

○益子委員長 管理係長。

○大島管理係長 そうですね、アリーナのほうは予定しておりません。

○益子委員長 そのほかございますか。

そのほか質疑のある方いらっしゃいますか。

副委員長。

○星副委員長 162ページの6項2目の賃借料じゃないや、委託料ですね。ホースガーデンの利用状況を伺います。

○益子委員長 管理係長。

○大島管理係長 利用状況。

○星副委員長 利用、何人分ぐらいを見込んでこの予算を計上したのかという。ここの委託料の詳細をお伺いします。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

管理係長。

○大島管理係長 今回ですと、人件費のほうに953万2,000円、あとは馬の借り上げ料とかに897万円、それと管理費等につきまして518万円ほど積算根

拠として入れております。

主に管理人の件費といたしましては、年間1名は必ず360日管理棟に出ている形で、管理責任者は256日というような形で、あとは先ほど申し上げました馬の借り上げ料、こちらについては5頭が12か月、これはサラブレッドとか、いわゆる木曾馬とかの大きな馬になりまして、ほかに幼児向けとか子供向けではポニーを1頭入れておりますが、そちらも12か月。こちらは借り上げ料にかかる費用になります。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 46ページの地域おこし協力隊の件ですが、3年間のたった来年度もということですが、その実績と、それからどういう内容の講演講師をしているのか、お願いします。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

こちら、地域おこし協力隊、当初スポーツ振興課で採用になったのは2名いるんですけれども、御夫婦で採用になりまして、こちらはスポーツ振興課に残っているのは旦那さんのほうなんです、こちらは持続可能なスポーツ環境整備事業ということで、主に部活動の地域移行に向けた受皿の整備、そういったところに活動の主を置いてもらっています。

現在のところ、地域おこし協力隊として始めた事業としては、陸上の月例のイベントですとか、それからバドミントンとかバスケットボールとかバレーボールの合同練習会とか体験会、こういったものを企画運営していただいております。

また、那須塩原市ですと部活動地域移行のワーキンググループというものを教育部内4課で担当者で編制しているんですけれども、その中にも入

っていただきまして、那須地区教育事務所なんかの会合にも一緒に出させていただいて、意見をいただいております。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 今後何年ぐらい、今年度限りなのかまた3年契約なのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

一応3年ということなんですけれども、部活動の地域移行につきましてはまだまだ期間を要することが予想されますので、この方が退任された後も適任者がいれば追加で募集をかけたいと考えているところです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、1人3年契約ということになってくるのか、それとも債務負担行為かどうか分かりませんが、長年の契約になるのか。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

一応、地域おこし協力隊のその総務省から交付税措置があるのは3年ということなんですけれども、人が代わるとまた3年新たに更新されますので、その間は大丈夫ということなんです、部活動の地域移行なので、人が急に代わったりとかするとなかなかうまく行かない部分もあるので、できるだけ早めに後任の方を見つけて、数か月ぐらいは一緒に活動してもらってみたい引継ぎ期間ができればと考えているところです。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません、次の事項に行きます。

学校開放事業の中に、西那須野中学校の柔道の昼の予算がついていると思います。これは学校開放事業でこの予算を組む理由を伺ってよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

実は、学校開放、これまで武道館というのは対象施設には入っていなかったんですけども、県の施設なんか武道館開放し始めるというところで、これから部活の地域移行も進んでいくとなると武道館も含めて学校施設の有効活用というのが必要になってくるということで、武道館を持っている中学校、現地のほうを確認させていただいたところ、西那須野中学校については畳のクッション性が大分経年劣化で衰えているということで、柔道関係の方にも来ていただいて見てもらったんですけども、中学生の初心者の体育の授業ぐらいであればこれで足りるんですけども、これを一般の方とかに貸し出すとちょっとけがのリスクが高いですよというアドバイスをいただきましたので、本来であれば教育総務の学校のほうで直すべきところなんですけど、今回は学校開放に貸し出すための修繕ということなので、スポーツ振興課の費目で計上させていただいたところですよ。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 それで、例えば国の補助金とか何か補助金があったとして、教育総務課でやったほうが補助金を使えるとかそういうものはないんですか。これはスポーツ振興課でやったほうがいいんですか。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長

一応整備につきましては、教育部内であれば国の補助金のメニューは使えますので、特に担当課が変わったからといって補助メニューが使えないということではございません。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、その上の1501事業なんですけど、南公園の野球場の外野フェンスということ

で、これスポーツ施設整備計画に沿って進めているということだろうと思いますが、これフェンスのあそこ土手になっているんですけども、土手の高さ、ごめんなさい、そのフェンスが、外野のフェンスの高さはどの程度に設計されているんでしょうか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時28分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

じゃ、後日調べて提出いただければと思いますので。

じゃ、相馬委員。

○相馬委員 じゃ、先ほどお話ちょっとしていましたが、結局硬式のボールを使えるようになっていくという球場の整備でございますので、センターから、ごめんなさい、ホームネットからセンターの1番の深いところまでどのぐらいの距離を想定してフェンスを造るのかと、あとはそれが今度高さも関係してくるんだと、後でいただけると思うんですけど、バックスクリーンまで計画されているのかどうかお聞かせいただけますか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 先ほどの高さと一緒に、図面なども含めて御提供させていただきたいと思っております。

○益子委員長 ほかがございますか。

山本委員。

○山本委員 どこがどうというものではないんですけども、市民一人一スポーツなふうはこのまちはなっていますよね。いろいろなスポーツの市民向けの大会とか競技会とかはいっぱいあると思う

んですが、その予算はどこに入っているんですか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらはスポーツ振興費。

○山本委員 160ページ。

○宇賀神スポーツ振興課長 はい。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうなんだろうなと思ったんですけども、具体的に市役所の交付金のそのところじゃないところに申し込んでお金を払ったりする大会とかがあるんですが、それはどういうふうにお金になっているのか教えてください。具体的に言った方がいいのかな。

○宇賀神スポーツ振興課長 すみません、具体的にもし…

○益子委員長 どうぞ、山本委員。

○山本委員 具体的に言うと、市民スキー大会があるんですね、今度ハンターマウンテンで。前は、スポーツ振興課に行って申込みをしてお金を払っていました。今回、全くそこは関係なく市の、何かスキーのどこかの団体に申込みをしてお金を払うというふうになっているんですが、その辺のからくりというとなんなんですけれども、どのいうふうになっているのか教えてください。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 市民スキー大会につきましては、たしか去年は中止になりましたその前ですね、確かにスポーツ振興課のほうで会費の徴収をしていたんですけども、その大会の運営というのは、それぞれの種目団体にお任せするという形にシフトしていただいて、スポーツ振興課が所管している種目としてはスキーと剣道は残っているんですけども、その会費の徴収とか、それからコースの設営なん

かはその種目団体のほうにお任せをしまして、スポーツ振興課につきましてはメダルですね、その賞状とかメダルの準備とか、あとはその当日のプログラムの印刷、そういったものをということで、役割がちよっとすみ分けをして進めましょうということで動いておりますので、おととしとはちよっとやり方が変わっているという形になります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、ほかにも、例えばゴルフとかいろいろなスポーツの大会ってありますよね。それをみんな今のスポーツ振興課が窓口ではなくて、そのそれぞれのスポーツのプロというのか、やっている人たちに全て任せているということなんでしょうか。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 説明不足ですみません、あくまでも市民を対象にした大会につきましてはそういった形です。そのゴルフ大会とかそういうようなプロの大会を記念してとか、ほかの団体が絡むようなものにつきましては、スポーツ振興課が所管で進めさせていただいているというふうな形になります。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、個人が出す参加費で全部、先ほどのスキー大会だったらメダルとかプログラムは別として、そのお金で全部できるというふうに考えて、つまりボランティアではなくて、そのスポーツの団体の人たちがその個人の払うお金で全部できているということなんですか。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 一応そのような形で運営をしています。当然、スキー場のほうにもその役員のリフト代ですとかそういったものは御協力いただいて無償で提供いただいておりますので、その徴収した

会費の中で運営できるような体制を構築しております。

○山本委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

○山本委員 大丈夫です。

○益子委員長 そのほかございますか。

室井委員、どうぞ。

○室井委員 すみません、162ページの学校開放事業、2001事業のその他の負担金というところで、今回黒磯南高校の夜間照明というふうなのが計上されていますが、これは何割ぐらいの負担というように形で考えられますか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらにつきましては何割というか、使った時間に応じまして料金を徴収しているという。

○室井委員 じゃ、設備をつけるのではなくて、その設備を使ったら、夜間照明のところを使った電気代ということですか。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 黒磯南高校につきましては県の施設になりますので、県のほうから納付書が送られてきますので、それで県のほうにお支払するというような形になります。

○益子委員長 室井委員。

○室井委員 すみません、私のほうで新しく照明を造るというイメージでいたんですが、分かりました。すみません、ありがとうございました。

○益子委員長 よろしいですか。

じゃ、堤委員どうぞ。

○堤委員 ちょっとまた先ほどの話に戻んですけども、関谷南公園の野球場の外野フェンス設置というところなんですけれども、これは外野フェンスを設置することになった経緯といたしますか、

こちらは市民から要望があったのか、あるいは逆に市民から苦情があったのか、何かどういう経緯でこうなったのかが分かりますか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらにつきましては、例えばL字のものが擁壁が入っているとかそういうのじゃなく、もう土、本当に原野をふんわりさせてというか、ちょっと崩れてきちゃったりしていたんです。そこで、きちんとした、先ほど相馬委員もおっしゃったようにベースからセンターの奥までが何mとか、そういう規定が厳密にいうとぼやぼやしていたんです。外野が。

なので、きちんとした公式戦をやるとなると、やはりそのあたりは不具合が生じていたということもありますので、そういったことできちんと擁壁を埋めてフェンスを囲うというような工事になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 公式の野球場というのは、那須塩原市にはないのかなと思ったので、ここは公式ゲームができるというふうに考えればいいんですか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 おっしゃるとおりです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 というと、そのさっきの外野のフェンスの何mかというのがちょっと多少あるかと思うんですけども、それが今当然夜間照明がついていると思うんです。あとは当然野球場ですからボードなんかもしっかり整備されているということと考えてよろしいですか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 すみません、ボードというのは。

○堤委員 ボードというのは試合を展開する点数表示というんですか。

○益子委員長 どうぞ。

○宇賀神スポーツ振興課長 申し訳ありません、こちらの球場には備えておりませんので、三島やにしなす運動場にある手書きでチョークで書いたりする、そういったボードはもちろんあります。

○星副委員長 ごめんなさい、南公園でちょっと。

○益子委員長 じゃ、関連ということで、副委員長、どうぞ。

○星副委員長 南公園のその野球場は公式になるということで、そうするともうここは野球でしか使えなくなるというふうな縛りもでてくるんですか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 公式になるといいますか、もちろん今まで公式戦というのは実施しておりました。

○益子委員長 副委員長、どうぞ。

○星副委員長 あそこをグラウンドゴルフで使っていたりするんです。だから、ここはもう野球専門だから、グラウンドゴルフとかではちょっと使っちゃ駄目よという縛りが出てくるのかどうかというところなんです。使用継続に関して。

○益子委員長 管理係長、どうぞ。

○大島管理係長 こちらのことは、今までグラウンドゴルフとか、ほかにソフトボールとか、当然軟式野球も当然使われていたところでありまして、硬式として、硬式として我々が使っていていいですよという形のだけですので、何というんですか、今までどおり、硬式で限定して使えなくなるということではないので、引き続き御使用いただけるということになります。

○益子委員長 いいですか。

じゃ、堤委員、続けてどうぞ。

○堤委員 公式ゲームとなると、お客さんが結構来るんじゃないかと思うけれども、何か駐車場がないような気がするんですけども、そこら辺はど

ういうふうにお考えですか。

○益子委員長 管理係長。

○大島管理係長 すみません、硬式ですが、硬式というのは固いボールの硬式野球ということになりますので。

○堤委員 公の公式の野球ではないという。

○益子委員長 管理係長、どうぞ。

○大島管理係長 実際、硬式野球で大会でとか使って徴収して費用をいただくという球場ということで申し上げますと、黒磯運動場の野球場は正式なスペックで備え付けられた球場で、そちらのほうは全て御利用いただけるような球場となっております。

○益子委員長 堤委員、どうぞ。

○堤委員 じゃ、そこはそうしたら学校開放の話で、先ほどちょっとダブったら申し訳ないけれども、再度お聞きしたいと思いますけれども、対象施設は学校のいろんな教室があったり、さっきも武道館というお話がありましたけれども、全部が対象だと思えばよろしいですか。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○宇賀神スポーツ振興課長 学校開放事業につきましては、スポーツ振興課で所管しているものにつきましてはグラウンドと体育館、あと武道館になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 それの利用条件といいますか、予約システムですので当然何日か前に予約しないといけないという格好になるかと。当然時間帯なんかも限られて、夜もひよっとしたら限られてくる。そのところどういうふうになっているかお聞かせください。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 現在の学校開放制度ですと、シルバー人材センタ

一に業務委託をしまして人が鍵の開け閉めを行う都合がございますので、毎週月曜日は休館となります。時間帯につきましても、午後の7時から午後9時までという形になります。

一方の電子予約システムを導入しますと、人が開け閉めするわけではなくて、事前にネットで予約を取りますと、自動で予約を入れた方宛てに暗証番号をメールで送付されまして、現地に行くと現地のところに暗証番号を入れるタッチキーがついておりまして、暗証番号を入力すると扉が開錠されるというような仕組みになりますので、人が介在しなくなりますので、基本的には月曜日の休館は必要なくなるかなというところになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そのシステムでいろいろ利用するという事なんですけれども、料金はかかるかと思うんですが、その料金関係の支払いはどういうふうにされるかという。

○益子委員長 課長補佐兼スポーツ振興係長。

○関谷スポーツ振興課長補佐兼スポーツ振興係長 この電子予約システムの導入とはあまり関係ないんですけども、市全体で手数料使用料の見直しを行った際に、学校開放事業につきましても使用料を取るというような方針で決定をいたしましたので、この体育施設を使った方につきましては、利用実績に応じましてその団体の代表の方に納付書を送付させていただきまして、その納付書によって納めていただくという形を考えております。

なお、この電子予約システムのオプションに電子マネーの決済というのもついておりますので、ちょっと状況を見ながらそういった需要、ニーズがあればそういったオプションなんかもつけながら、利用者の手間、利便性、こういったところを向上できるようにシステムのほうを改修して、導入に結びつけたいなと考えているところです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 学校開放施設もそうなんですが、保健体育の施設使用料が今度令和7年度4月から有料化になるということなんでしょうけれども、改めてその有料化になった経緯をお伺いしたいと思います。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 有料化には、令和7年度から始めているわけではなくて、こちらで先ほど説明した学校施設は……

○堤委員 ちょっと聞き方が間違っていたんですね。有料化、あるいは料金がアップになった経緯ということ。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらについては全庁的な見直しというところで、もちろんうちのほうでも体育施設を所管しているものですから、それの全庁的な見直しを図ったところで、実際に人件費ですとか原材料費というのも上っているような状況でございますので、料金のほうは比較的、全体的には上がるというような結果になりました。

○益子委員長 堤委員、どうぞ。

○堤委員 中には体育施設の中で5割増しというか、例えば100円のもの150円になるとか、そういう50%アップのものもあるかと思うんです。そこは少しアップが、アップ率が高いんじゃないかと思うんですけども、その点はどういうふうにお考えですか。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらについては、アップ率が高いといいますが、今までがちょっと安過ぎたというのがちょっとあるかと思います。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかありますか。

相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 161ページのスポーツ団体育成事業の

市スポーツ協会2,753万3,000円で、昨年度から200万円ぐらい恐らく上がっているんですが、実際のスポーツ協会に加盟している団体の数、そしてそのそこで活動している活動人数というのは増えているんですか。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時45分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 申し訳ございません。

こちら那須塩原市のスポーツ協会の団体ですから、ちょっとそこまでちょっとすみません、資料を持ち合わせておりませんでした。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 昨年より220万上がっている理由は何ですか。

○益子委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらについては、今のところ事務局長と、あと事務員さんとお二人いるんですけれども、そのあたりの人件費というところが一番大きく影響してくるところはあるんですけれども、あとはこまごましたものの積み上げでその分です。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 この体育協会の決算書というのは、我々は見るができないんでしょうか。市に報告として、当然補助金を出している以上は上がってくるんだらうと思うんですが、これは、もう僕も12年間議員やっているんですけれども、何回か見たいとは思っているんですけれども、なかなか見る機会がなくて。無理なんですかね。

○益子委員長 スポーツ振興課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 申し訳ございません。ちょっと確認させていただけますでしょうか。後ほど。

○益子委員長 それも、後ほどということで、相馬委員、それでよろしいですか。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 ほかありますか。

なければ、ここでちょっと副委員長と進行を交代いたします。

○星副委員長 進行を交代します。

委員長。

○益子委員長 執行計画書の162ページ、10款教育費、6項2目体育施設費、学校開放事業費、2001事業についてお伺いいたします。

その中で、先ほど来からちょっと話が出ていたと思うんですが、委託料のその他の委託料の部分の学校開放施設の予約システムの導入ということで、課長から説明あったんですが、この導入何か所考えているのか、その点ちょっと改めてお伺いします。

○星副委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 こちらについては、令和7年度は4か所の、4校でして、黒磯北中学校、西那須野中学校、大原間小学校、そして籌根学園の4校になります。

この4校を選ばせていただいたのは、比較的現時点での稼働率が高いということと、あとこのシステムというのは例えばドアの形状とか、ドアの構造上でスムーズにつけられる場合とそうでないものがあるので、この4校に関してはこのシステムをそのままの施設を使って導入できるということですから、先行して4校を選んでございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 今、課長から御説明をいただきました。

そうしますと、先行して4か所ということで今挙げていただきましたが、このシステムを導入するに当たっての、それを工事的なもの請負的なものは作業されながらも、その施設は借りられるというような認識でよろしいですか。

○星副委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 おっしゃる通りです。そのまま使えるということです。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、その部分は利用者の方に不便を与えないということで了解いたしました。

そこでちょっとさらにお伺いいたしたいんですけども、このシステム導入ということで、期間的なものはどのぐらいかかりますか。このシステムが工事されてから取り付けられるまでのどのぐらいの期間がかかってできるものなのか、ちょっとその点もしお分かりでしたらお願いいたします。

○星副委員長 課長。

○宇賀神スポーツ振興課長 2週間ぐらいかかります。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を代わります。

○益子委員長 じゃ、進行を交代いたします。

そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 よろしいですか。

質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 意見なんですけれども、先ほどの市ス

ポーツ協会の2,753万3,000円の市単独の補助金のことなんですけれども、何年前か忘れたんですけども、スポーツ協会が水泳だったのでしょうか、問題が起きましたよね。あのときに架空の人、出ていない人を出たことにお金を取ったという事件のときに、このやっぱり問題出したときに、あまりつまり任せちゃって、そこでお金を使っているというようなことで、うやむやではなかったんですが、非常に問題が起きたことがあります。

それで、今はどうかそれで協会長が代わったりしたんですけども、今どうかということは分からないですけども、やっぱり額が大きくなるといろんなことが起きてくるということがあるし、スポーツ協会に入っている団体も1つ2つじゃないので、何というんですか、その辺のところは補助金をあげたから中身が見られないとか、それをお任せしているとかとっているとこの世の中何が起きるって、そういうこともあるので、やはりある程度は、何というんですか、きちんと見てこういったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○益子委員長 そのほかございますか。

ないですか、よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

堤委員。反対ですか。

○堤委員 反対です。先ほどの保健体育施設の使用料、安いからこれぐらいはまだまだいいんだというふうなちょっとニュアンスのほうがあったんで

すが、1時間当たり1,000円のところが1,500円、5割増しになると、そういうことになる1時間で済まないで3時間になると、そうすると1,500円のアップになると、そういうような管理の施設もあろうかと思うんです。

そういう意味では、この那須塩原市の掲げる市民のスポーツ振興という観点から見ると、この保健体育施設の使用料のアップには、その市の方針に反するのではないかと私は考えるところなものですから、令和7年度のこの今回の一般会計予算には反対をさせていただきたいと思います。

○益子委員長 そのほかございますか。

相馬委員。

○相馬委員 賛成の立場で討論させていただきます。

使用料につきましては、いわゆる受益者負担というところでずっと使用料は取っていた。その料金の設定については、これまで県内のいろんなスポーツ施設と比較しても那須塩原市は確かに低かったというのが現状です。

野球場に関してもいろんな設備がついているもの、ついていないものという球場とかもあるんですが、今回宇都宮市営球場と大体同じような設定になったという経緯があって、確かに団体からはこんなに急に上がってという話はございましたが、県内全体の施設の収入から比較すると特段高いものではないと。そういった意味ではある程度受益者負担としては適当な金額ではないかなというふうに思いますので、以上のことから賛成ということにしたいと思います。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

反対討論がございましたので、挙手により採決をいたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○益子委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

スポーツ振興課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時58分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本日の審査事項は全て終了となります。

—————◇—————

◎その他

○益子委員長 委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○益子委員長 事務局からありますか。

事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

—————◇—————

◎散会の宣告

○益子委員長 それでは、以上をもちまして、本日

の委員会を散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 3時00分

## 福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和7年3月7日（金曜日）午前9時58分開会

### 出席委員（7名）

委員 長	益 子 丈 弘	副 委 員 長	星 宏 子
委 員	堤 正 明	委 員	室 井 孝 幸
委 員	相 馬 剛	委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	山 本 はるひ		

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 説明のための出席者

子ども未来 部 長	栗 野 誠 一	子育て支援 課 長	押久保 昭
子育て支援 課 長 補 佐	瀧 靖 子	子ども福祉 係 長	高 野 桃 子
給付係長	小 畑 光 治	給付係 (係長級)	室 井 政 樹
給付係副主幹	小 野 純 子	子育て相談 課 長	菊 地 直 路
子育て相談課 主 幹	松 田 恵 二	児童家庭担当 G L	戸 室 百合子
児童家庭担当 副 主 幹	尾 坂 紀 子	児童家庭担当 副 主 幹	関 谷 真紀子
児童家庭担当 副 主 幹	佐 藤 俊 子	発達支援・ ひとり親担当 G L	相 馬 広 幸
母子保健担当 主 幹 兼 G L	金 山 富美恵	母子保健担当 副 主 幹	大 田 早 苗
子 育 て サ ポ ー ト ス テ ー シ ョ ン 所 長	三 嶋 香 織	保 育 課 長	佐 藤 和 穂
保育課長補佐 兼 管 理 係 長	田 中 綾	企 画 係 長	鍋 島 弘 史
管 理 係 幹 主	伊 藤 悦 子	管 理 係 幹 副 主	阿 見 久美子
管 理 係 幹 副 主	相 馬 良 一	給 付 係 長	田 中 薫

給 付 係 石 川 敦 史  
副 主 幹

出席議会事務局職員

書 記 石 田 篤 志

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

[子ども未来部]

・子ども未来部長挨拶

[子育て支祉課]

・議案第35号 第3期那須塩原市子ども・子育て未来プランー那須塩原市こども計画ーについて  
予算常任委員会（第二分科会）

・議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算

[子育て相談課]

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算

[保育課]

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算

3. その他

4. 閉 会

開会 午前 9時58分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き、福祉教育常任委員会を再開いたします。

それでは、次第により本日の審査に入ります。



◎子ども未来部の審査

○益子委員長 これより、子ども未来部の審査を行います。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いいたします。

栗野部長。

○栗野子ども未来部長 (挨拶。)

○益子委員長 ありがとうございます。



◎子育て支援課の審査

○益子委員長 ただいまから、子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第35号 第3期那須塩原市子ども・子育て未来プランー那須塩原市子ども計画ーについてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。課長。

○押久保子育て支援課長 (議案第35号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

副委員長。

○星副委員長 この計画を策定するに当たりまして子育て会議委員の方もいらっしゃると思うんですが、そちらの会議のほうではどのような意見があったのかお聞きしたいんですけども。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 こちらは子ども・子育て会議のほうでは、昨年度からおおむね4回行いまして、その中で具体的にこうしてほしいとか、そういった具体的な意見というものが出なかったんですけども、やはり今回新たに決定しました子供の意見聴取の方法など、そういったことについて、委員さんのほうからは御意見というか、どういった内容かという詳しい説明を求められまして、そういった部分が主立ったところで、具体的な内容については特段の意見はなかったような感じです。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 じゃ、委員の中に、小中学校校長会の先生もいらっしゃるかなと思いますが、そちらも別に何の意見も特段なかったということでもよろしいですか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 特にございませんでした。

○益子委員長 よろしいですか。

副委員長。

○星副委員長 70ページなのですが、70ページのところ、不登校児童・生徒の居場所づくりサポートというところであるのですが、例えば宿泊体験メープルをはじめとた不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援及び不登校の未然防止を図りますとあります。

ここは子ども未来部ではないと思うんですね。ここに関しては学校、教育委員会というか、学校教育課になるのではないかと思うんですけども、今お聞きしたら小中学校の校長会の先生からは特段何も意見もなかったということでお聞きしました。

那須塩原市の教育振興基本計画の24ページには、フリースクールをはじめとした関係機関と連携を図りと明記されているんですよ。この教育基本計画とこちらの計画、ここは何というんでしょうか、全く別物、要はつくる部局が違うので、全く別物として考えていくのか。それとも、ここの中に入れて込んだのは学校教育課なので、学校教育課のほうはもちろん、こちらの教育振興基本計画に基づいて様々な取組をやっていると思うんですけども、そこにはもう上の親とする基本計画の中にはフリースクールをはじめとした関係機関との連携を図りと明記してあるんだけど、こっちの未来プランのほうには入っていないということに対しての、その整合性というのはどのようにお考えになっていくのかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 冒頭ちょっと御説明、先ほど簡単に本案の説明をさせていただいているんですけども、この計画の体系は基本理念に基づいて4つの基本目標がございます。それから、その下に8つの基本方針を掲げてございます。それで、地域全体で子供の健やかな成長を支える施策

推進のためのものというふうなことにしてございまして、こちらに関しましてはあくまでも子供の居場所づくりに関しての分野別、分野という言い方はちょっとなじまないかもしれませんが、それに特化したものとして載せていただいているものでございますので、それはまた、例えば親御さんに対しての相談支援のお話があったりとか、いろんなものが当然、各基本施策のほうでそれはそれとして別に載せさせていただいているものになりますので、このページ、あくまでも居場所づくりとして、こちらですとメープルですよ、メープルというふうな書き方していますが、メープルは子供の居場所づくりというふうなものにも供していますよというふうなことを、それをこちらのほうでうたっているだけのことでございます。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、ここに書いてあるとメープルだけしかないのかなって読み取れてしまうんですけども、ただ地域でということでの基本理念の中には入っているから、全て含まれていますよというふうなことでよろしいですか。

○押久保子育て支援課長 はい。

○益子委員長 どうぞ、続けて。

○星副委員長 そうすると、なかなか読み解けない部分も出てくるのかなと思うんですが、この子ども未来部なんであれですね。

じゃ、大丈夫です。

○益子委員長 そのほか質疑ございますか。

相馬委員。

○相馬委員 ページにすると60ページからですかね、子供の健全育成ということで、61ページの(5)保育のニーズに対して保育士不足ということで、こういうふうな計画をしてあるんだろうと思うんですが、まず具体的な事業の中に保育士の宿舎を借り上げるための費用の助成とかということが書いて

あるんですが、要するに地域で保育士を養成する。それから、外部から保育士を確保してくるという2つの手段ということになるんだろうと思うんですが、これ前のアンケートといたしますか、調査の結果から宿舎とか、そういったものというのはちょっと読み取れなかったんですが、どういう根拠でこういう外部から宿舎を借り上げ料の補助金を出して、どういう結果からこういう具体的な施策が出てきたのか、お伺いしていいですかね。一番必要な人材ということになると思いますので、すみませんけれども、大丈夫ですか。

○益子委員長 栗野部長。

○栗野子ども未来部長 保育士確保事業のうち、宿舎借り上げ料ということなんですが、今の流れでいいますと、アンケートとかそういうところだというよりは、国のほうで、いわゆる保育士を確保するためになるべく負担を減らすということで、補助制度を設置してやっている。それを市としては、一つの目的は保育士の確保というのはもちろん。

あと、もう一つ、移住促進というもうちょっと違った視点もありまして、いわゆる市外から来ていただいて、こちらに住んでいただくという方に対して、事業者に対してなんですけれども、宿舎として準備したところに入らせていただくというスキームで、それで事業者に対して補助をするという制度を今回取り入れさせていただいたという流れでありまして、それをここに載せさせていただいたという経過でございます。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

見込みとして、5年間の計画の中でどのぐらいが、こういう外部からの保育士を入れてくるという見込みとしては、もくろみとしてはどのぐらいの計画でいらっしゃるのか。

○益子委員長 子ども未来部部長。

○栗野子ども未来部長 こちらは予算上にも絡んでくるんですが、今年度については初めてということもありますが、取りあえず今年は10人を目標に予算をさせていただいているということで、将来的にはちょっとまだ実績を見ながらということになりますが、来年度に関しては10人ということを目指して頑張りたいと思っております。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

○相馬委員 はい。

○益子委員長 そのほかございますか。

質疑の途中ですが、ここで進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を代わります。

委員長。

○益子委員長 今、課長から御説明いただきました。

本計画は今回は子供・若者とした、まずこの背景をちょっと伺います。

○星副委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 平仮名表記のお話でもちょっと御説明させていただいたんですが、こども家庭庁のほうでは、発達の過程にある者を全て子供としますと。おおむね30歳未満とします。当然子ども未来部とすれば、今までおおむね20歳未満のお子様たちに対しての子育て支援というふうな形だったんですけれども、あくまでも今回、それで平仮名表記のこども計画、市町村こども計画というふうな位置づけをさせていただきましたが、要するに、こども大綱のほうでそういったことがうたわれています。当然のことながら。

それは何に基づいてというと、やはりこども家庭庁ができたとともに、こども基本法、そちらの施行に伴いまして、あくまでもこども家庭庁とすれば、発達の過程にある若者を含めたおおむね30

歳、場合によっては40歳というふうなところで支援していく行政機関ですよというようなことをおっしゃっています。こども家庭庁がですね。

ですから、それに基づきまして、うちのほうとしても、当然、我々は基本的にはやはりお子様、おおむね18歳ぐらいまでの方たちをメインに支援しますが、当然のことながら市民協働推進課さんですとか、あとは生涯学習課さんですとか、若者に特化した青少年含めて施策なんかもやられていますので、当然そちらと連携を図りながら抱き込んだような形でというふうな形で、今回はこちらの計画を構成させていただいているという形になります。あくまでもやはり、こども家庭庁さんのほうで、対象としている人をどこまでしているのかというようなことがベースとなって、今回おおむね30歳までの方を対象としたものです。

ただ、もうほぼほぼ未成年者のための計画というのがもうほとんどだというのは当然なんです。そういったことも含めて本案として今回上程というふうな形を取らせていただいております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 今、課長から丁寧な御説明とやり取りが分かる御説明だったかなと思います。

そういった中で、国の方針と発達の過程にあるということで、おおむね30歳、場合によっては40歳未満も含まれるということで、そういった計画を市としてもということで理解できます。

さらに伺ってきたいんですが、やはり今御説明の中にもお答えの中にも、場合によっては子育て、こちらの課だけに限らず、場合によっては部局横断的な取組なんかも必要だということで、この計画に位置づけられておりますし、73ページにやはり今回の特筆すべきというようなお話あったかと思うんですが、結婚支援事業をされていると思うんですが、この結婚支援事業は場合によって

は市民協働推進課がやっている部分だと思うんですけども、そうするとこの計画自体はこちらの課が持っていて、いろいろな複合的なものがあると、場合によって主体的というかメインとしてどちらの部が、共同でされるという話だったんですけども、場合によって主体的にこうしてほしいですというようなイニシアチブというか先導を執っていくような課が必要になってくるんですが、それというのは今こちらの課で計画を上げられているということで、やはりこの部分で主眼となって動いていくのか、その点ちょっとお伺いいたします。

○星副委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 あくまでも、やはりこういったこどもを平仮名表記で若者まで含みますけれども、そういった方たちを支援するのは、一部局では当然成し得ないと。当然こちらの計画の中には教育委員会さんも入っていますし、市民生活部さんでしたっけも入っていますし、もうこれは企画総務含めて、全て全庁的に子育て支援、子供・若者支援というふうなことを取り組みますよというふうなこと。先ほどの相馬剛委員からもお話がありましたけれども、保育士、定住移住というふうな話になれば、やはりうたわずともこちらの施策を進めていく上で、全庁的に上げていかなきゃいけないというふうなことになってきますので。

ただ、こちらの計画、そちらの進捗管理をどうするかということも当然な評価というふうな話も最後のほうでちょっとお話しさせていただきました。やはり、基本的には子育て支援課のほうで音頭を取らせていただいて、その辺連携してやっていただければなというか、やっていくというふうには考えております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 前向きなお答えをいただいたかなと思っ  
ています。

やはり、全庁的な取組でいいけれども、やはりこの計画を立ち上げた以上は、やはりどこかが音頭を取っていくということで今、課長から強い決意をにじませていただきましたし、伺って心強いなと思った次第なんです、やはりそういったことで、今回この計画には特筆すべきということで、やはりこの結婚支援事業ということだったり出会いの場だったり、結婚していただいて家庭を持っていたら、子供たちを安心して産み育てていただく。場合によっては人口が今、減少社会になっていますけれども、そういったことも含めて対策ということで、様々な部局が連携しているのかなと思って背景を推察するところですが、そうするとこの計画の中に、なかなかその音頭を取る部分で連携というところで難しくお答えがちょっと難しいかなと思ったんですけれども。

そこで、さらにちょっと伺ってきたんですけれども、出会いから結婚サポートを行う結婚サポートセンター及びとちぎ結婚支援センターなすしおばらを運営して、結婚相談マッチング、結婚セミナー、婚活イベントなどの結婚支援に取り組みますということをしてはいますが、現段階もこの計画が位置づけられる前にも、やはり今まで取り組んでいると思うんですが、さらにより具体的にというか、さらに力を入れていくというのはそういった認識で間違いないでしょうか。

○星副委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 先ほども進捗管理、評価というふうなことをお話しさせていただいたかと思うんですが、やはり進捗管理を当然のことながらどういう状況ですかという、この計画、このプランをお諮りした子ども・子育て会議の方たちも評価をしていただくようになるわけですね。

そうならば、当然、所管課である市民協働推進課さんも、当然評価されるというふうな意識になってくるわけですね。やはり、それはいい効果を生むのではないのかなというふうには考えております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 最後に全体の中で、今、相馬委員からもありましたが、全庁的にそうすると、この本市に関わることも計画ではありますけれども、それらに応じてライフステージに応じたということで、様々な部分で本計画をもって、この子供、また発達過程にある方々も含めて、本市全体で守っていくんだというための必要な計画を今回策定したという認識で間違いないでしょうか。最後に伺います。

○星副委員長 課長。

○押久保子育て支援課長 おっしゃるとおりでございます。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

そのほか質疑ございますか。

副委員長、どうぞ。

○星副委員長 先ほどの委員長の質問にもちょっと絡んでくるんですけれども、評価は全庁的にやっていくということで、最初に質問した、私はもうここの学校教育課のここしかないんですけれども、要はPDCAサイクルをつくるに当たっては学校教育課もここのところ、要は不登校に関してはほかの居場所、先ほど課長の説明ではメールが居場所としてというふうに指摘はされておりましたが、昨日の学校教育課の中では、しっかりCOLOプランとか教育機会確保法にも沿って、やはりフリースクールまたオンラインだったり、その個性に合わせたところでの居場所、学びの場と

いうのをきちんと表には書いていないけれども、考えているというところ、そこは分かっているという返答をいただいているので、重要になってくるのはこのPDCAサイクルをどういうふうはこの進捗状況を巻いていくのかというところなんです。

ということは、表面的に書いてあるところだけで回していくと、そこまでの深読みはできないんですよ。要は学校復帰のみ、学校復帰しか書いていませんのでこの計画の中では、深読みはできないと思うので、やはりこのPDCAサイクルを回すのは学校教育課にはなると思うんですけども、総括的にいえばこちらの課のほうが中心になってやってくると思うので、そのあたりの居場所というところがどうなんでしょうかと。学校復帰のみになっていないのでしょうかということ、もし何も書いていないのであれば、そういったところを毎年やっていくのかどうか分かりませんが、指摘をしていくということはできるんですか、逆という。

○益子委員長 子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 この学校復帰ということ、この書きぶりを改めてちょっと御確認いただきたいんですが、その前段で、不登校あるいは不登校傾向にある児童生徒の社会的自立やということで、こちらうたっているんですよ。これは教育部のほうで策定している教育振興基本計画でしたっけ、そちらのほうでもうたわれております。あくまでも、教育法を私もちょっと今回勉強させていただきました。あくまでも学校復帰、それを最終的な要するに目標とするわけではありませんけれども、そちらのほうでもやはり社会的自立に向けた支援というふうなことをうたわれているかと思うんですね。この社会的自立というのはどういうものか。

当然のことながら、場合によってはどうしても

学校に復帰できない子います。やっぱり教育委員会さんとすれば、やはり学校に戻ってきていただくのが一番望ましい、教育委員会さんとすれば一番望ましいことなんだと思いますが、やはりそういったことがかなわない子は絶対いらっしゃると思うんですね。じゃ、そういったお子様の社会的自立というのはどうやって支援できるのかと、先ほどフリースクールの話もあったかと思えます。そういったものも当然のことながら入ってくるはずですね。ですから、その辺も踏まえて教育委員会さんのほうでも考えられているのではないのかなというふうに思います。

まず、この評価ですよ。これに関しては、まず真っ先にどういう手順でやるのかということ、自己評価をしていただくようになります。それで、子ども・子育て会議、そちらの中で、この自己評価がどうなのかと。本当に不登校時どういう支援をしているのか、学校に戻ってこれないお子さん、児童生徒さんたちの支援というのはどういう形でやっているのか、当然直接投げかけることをさせていただくようになっていきますので、当然、要するに全て書き切れないというふうなところも正直なところあると思います。

そちらに関しては、当然のことながらそういったことを踏まえて、今回計画案の質疑の中でも、当然教育委員会さんのほうにも、いろいろと検討させられたというふうなところがあるかと思うんですが。

ただ、あくまでも教育委員会さんと、この件に関してはちょっと質疑で出たというところがあったんで協議させていただいたところがあるんですが、あくまでもやはり学校復帰だけを最終的な目的としているものではないよというふうなことをうちのほうも確認していますし、こちらに書いてある社会的自立、そういったものには先ほど副委

員長おっしゃったようにフリースクールなんかも含めた、本当に社会的に自立できるように那須塩原市の児童生徒さんたちを支援していくよというふうなことを、そういったものが含まれるというふうなところで、今回うちのほうとしても、この書きぶりに関しまして、このまま生かしていただくというふうな話を含めまして協議をさせていただいているということでございますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 そうすると、ここはちょっと意見というか要望になってしまうんですか、要望述べる場ではないんですけども、ほかにこの場でここに関わっていらっしゃる方は、そういう意味も含まれているなというのがお分かりいただけると思うんですね。

だけれども、悲しいかな、異動になっちゃうと担当の課も変わってしまうので、そういう意味も含まれているんだよというところは、やはり次の担当に代わる方には引き継いでいっていただきたいなと思っています。

以上です。

○益子委員長 要望ということで、後でもしあればその先も、意見の場でも述べていただければと思いますのでお願いします。

ほかございますか。

堤委員。

○堤委員 この子育て未来プラン、こども計画ですけども、3期ということで5年間をやられるということで、内容的にも非常に年代層も多岐にわたって、内容もいろんな分野が絡んでいると。当然ながら市の部局も多数皆絡んでいるということで、先ほどの進捗と評価という点でちょっとお聞きをしたいんですけども、この進捗評価はそれぞれ那須塩原市の子ども・子育て会議で進捗評価

していくという格好なんですか。

○益子委員長 押久保課長。

○押久保子育て支援課長 基本的に先ほどお話ししたとおり、まずは各担当に自己評価をしていただいて、その自己評価が本当に自己評価どおりに進捗が進んでいるのかどうかというのを第三者の目で評価していただくというふうなことになるってございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この子ども・子育て会議の今後の在り方というか、開催はどれぐらい考えておられるんですか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 来年度につきましては3回を予定しております。毎年度3回を大体予定しています。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 毎年度3回。1年間で3回ということですから、分野が非常に広いものですから、全分野に対して1回でやっちゃうということですか、これは各3回繰り返すということですかね。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 そちらの評価という部分につきましては、まず先ほど課長のほうからもあったとおり自己評価をして、内部の委員会がありますのでそちらかけた上で子ども・子育て会議に諮るといところで、その年度1年間を振り返ってということになりますので、例年最初の会議のところの中身については諮っているような形です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 いろいろ分野は分けることができると思うんですけどもね、当然その分野別の会議とかそういうふうに進捗とか評価をするということではないんですかね。

- 益子委員長 子ども福祉係長。
- 高野子ども福祉係長 そのとおりで、全て一同にやります。
- 益子委員長 堤委員。
- 堤委員 もう一つ、子ども・子育て会議の進捗からどう評価をしていくということだと思っただけけれども、それは議会に対してはどういうふうに報告していただけるというふうに考えるんですかね。
- 益子委員長 子育て支援課長。
- 押久保子育て支援課長 具体的に今のところ、例えば今ですと第2期計画ですけれども、当然この5年間、毎年のように評価のほうをさせていただいていたんですが、都度、都度、議員さんたちに何らかのアナウンスをするというふうなことはやっております。
- 堤委員 ちょっと何だかよく分からない。
- 益子委員長 やっていないと。  
堤委員。
- 堤委員 福祉教育常任委員会ということで、何か常任委員会とタイアップして何かいろいろ進捗とか評価に対していろいろと前へ進めていくことも可能かと思っておりますので、何か議会等の連携も考えていただければと思いますけれども、これは意見です。
- 益子委員長 意見でよろしいですか。  
また意見の場で述べていただければと思います。  
そのほかございますか。  
〔「ありません」と言う人あり〕
- 益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。  
討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。  
副委員長。
- 星副委員長 皆さんにというか、こちらのプランの先ほどからちょっとかなりしつこいようなんで

すけれども、教育機会確保法、これは不登校の登校拒否を考える親の会だったりとか全国規模で、本当に子供の不登校に悩む親たちがアンケートを取って、国会議員の超党派と共に考えてつくり上げた基本法になります。やはり、登校拒否また不登校を持つ家庭、その親御さんというのは、今まではこの基本法ができる前は学校復帰のみだったんです。学校教育法しかなかったので、学校に行けなくなっちゃった子供の居場所は学校しかないと定められていたところを何とかつくり上げて、教育機会確保法というのが制定されました。

本当に私がここにすごくこだわっていたのは、そういった経緯もあるからなんですね。そこに対して物すごく強い意思を持っているというか、学校復帰としか書かれていないと、じゃ、そこしか那須塩原市はやらないのかというふうに受け止められかねない場合もあります。

なので、本当に、今はこの計画に関してはちょっと入れるのはもう難しいと思いますので、事務局の職員の方には引継ぎしていきながら、PDC Aサイクルの中でもそういうところはどうなのということを聞いていただければなとは思っていますが、また国でやっていますCOCOLOプランは教育機会確保法ができて、その次にできた国の施策でもありますので、別に学校復帰を削れとは言わないんです。もちろん学校復帰を望んでいらっしゃる親御さん、御家庭もたくさんいるのも知っていますし、行きたくても変えられないから悩むんですよ。もうどうしても行けないって本当に行きたいんだけども行けないって悩んでしまうので、そういったところでの負担感も軽くするように、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うという、そういう何というんでしょうね、社会的自立という言葉に言い換えればそういうふうになると思うんですが、そういった文言を

ぜひ次の計画の中に織り込んでいただきたいなど私は考えるんですが、委員の皆さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○益子委員長 議員間討議ということでよろしいですか。

○星副委員長 議員間討議をお願いします。

○益子委員長 ただいま副委員長から議員間討議の申出がありました。皆様にお伺いしたいということで、その文言の部分についての御意見かと思いますが、それぞれ私のほうから指名いたしますので、御意見をお願いいたします。

まず、眞壁委員、お願いいたします。

○眞壁委員 ここに書いてある社会的復帰というのが、やはり第一の私は目的だと思いますので、変更する必要はないかと。

○星副委員長 今は変更ではなくて、次期計画の中にそれを入れていただくというのではないのかなという、どうでしょうか。

○眞壁委員 それはちょっと考えていないです。

○益子委員長 相馬委員、お願いいたします。

○相馬委員 この計画書、各具体的な施策というところに、様々な所管課というようにきちんと載ってございまして、その所管課で具体的に実施していく。そして、それをまとめてPDCAサイクルして管理をしていくという中で、95ページ等にソーシャルワーカー等による相談支援ということで学校教育課とかってなっておりますので、様々な、もちろん教育委員会も含めての計画というふうには読み取れます。

ただし、不登校の対策について、この次期計画に入れるかどうかについては、すみません、今ちょっとそれがいいのか悪いのかというか、もちろん入れるべきなんだろうというふうに思いますが、次期計画のその内容よっての判断かなというふうには思います。

○益子委員長 続きまして、室井委員、お願いいたします。

○室井委員 私の親戚にも、やはり不登校の子供さんいらっしゃって、保護者の方の思いとしては学校に行ってもらいたいけれども行けないからって、そのはざまで悩んでらっしゃるのをずっと聞いていましたので、やはり学校復帰というのが最大の目標ではあるにしても、そこまで行けない子のことを思うと、やはりあの文言というのが、今後のものについては必要かなと思います。

以上です。

○益子委員長 堤委員、お願いいたします。

○堤委員 子供の居場所という点ではいろんなパターンがあるかと思っておりますので、ここの中の今回の子ども・子育て未来プランの中でまだ漏れているところが結構あるかと思っておりますので、やはりそれは今の段階で気づいたところは網羅していくべきだというふうに思います。

○益子委員長 最後に、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 何と言っていいのか、30歳までも子供にして、そこに関して子ども未来部がこの計画を持っていろんな施策をやっていくということ自体に、私は物すごく大変そうで、人もいないのに、ごめんなさいね、そんなこと言ってはいけませんけれども。こういうものを一つの課でいろんな課に分けて、それを評価までしてやるってどうなんだろうって考えてしまったときに、星委員が言ったようなところ、個別のことにいくよりも先にこれは一体何なんだというところで止まっています。すみません。

それで、つまり生まれる前からの妊婦さんから30歳までといたら人生の半分ですよ。それを市の一つの課で、すみません、何か大変そうで何とも言えなくて。

取りあえず、子供を育てるのは学校だけではないし、家庭を社会を持っているところなので、3期目になるんですけども、できる限りのことをやっていただくしかないんじゃないかなというふうに、那須塩原市の子供たちがやっぱり羽ばたいといけるというか、大人になれるようなできる範囲でやっていただくことしかないし、教育委員会のやっぱり何というんですか、一緒になってというんですかねということしかないんじゃないかと。ごめんなさい、何かうまく意見が言えなくて重すぎて、すみません、そんなことを感じます。

○益子委員長 星副委員長に申し上げます。

ただいま、様々な意見が各委員から出されましたが、さらに何うことございますか。

○星副委員長 ないです。

○益子委員長 よろしいですか。

○星副委員長 はい、ありがとうございます。

○益子委員長 それでは、ほかに討議すべき点ありますか。あるいは御意見などでも結構です。

堤委員。

○堤委員 先ほどちょっと申し上げましたけれども、やっぱり非常に分野が広くて、なかなか評価というのを数字で表しにくい内容だと思うんですね。今回はいろいろA B C Dとか、そういう段階で評価のところが多量に出ているかと思うんですけども、分野が広いということなんだけれども、基本的にこの福祉教育常任委員会の中の子育て支援課の方のほうで事務局やるという格好ですから、そのところでしっかりと事務局のリーダーシップを執っていただいて、進捗をしっかりと管理していただくような格好になるかと思うんですが、この福祉教育常任委員会に対しても、やっぱり随時報告をしていただければというふうに私は考えます。

○益子委員長 御意見でよろしいですか。

○堤委員 はい。

○益子委員長 相馬委員。

○相馬委員 今の意見についてよろしいですか。

福祉教育常任委員会は調査権を持っておりますので、報告も当然でございますが、常任委員会として必要であれば調査を行っていく方向のほうがいいのではないかとというふうに思います。

○益子委員長 ただいま相馬委員からも、そのような方向でそういった調査権なども使って調査できるんじゃないかというような御意見ございました。

皆様、それで堤委員の意見に関して、そういった話なんです、そのような方向で委員会としてはよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのようにその際はそうしていただければと思います。

ほかに御意見、また討議すべき点ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第35号 第3期那須塩原市子ども・子育て未来プランー那須塩原市こども計画ーについては原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第35号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、福祉教育常任委員会を予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

押久保課長。

○押久保子育て支援課長（議案第25号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 82ページ、放課後児童対策費、放課後児童クラブ管理運営費、昨年度より7,203万1,000円増という格好なんですけれども、この常勤職員が配置されたということなんですけれども、その積算根拠をお聞きしたいと思います。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 委託料のほうの公設児童クラブのほうの件費の増加に関する積算根拠、民設分……

○堤委員 民設分というか増加分ということで。

○高野子ども福祉係長 民設クラブのほうの積算根拠のほうなんですけれども、こちらは国の基準に伴いまして、各クラブ常勤職員を2名以上配置した場合に基準額のほうが引き上がるような内容になっておりまして、おおむね1支援につき200万

程度上がる見込みであります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 民設のほうの児童クラブの数と、合計で何人常勤の職員が増えたかというのをお聞きしたいと思います。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 今民設クラブのほうは24クラブで、支援数が30支援ございます。来年度も同様の見込みでございまして、常勤の職員の数というのは各クラブ2名以上配置ということで、今も既に配置されているクラブが多くあるところではあるんですけども、なので今、各クラブ2名以上はいるということになっておりますので、合計60人程度になります。

○益子委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

山本委員。

○山本委員 76ページになります。真ん中の下にファミリーサポートセンターの運営費ということなんですけれども、これの運営の中で、どのぐらいの人が預かってほしい、それから預かりますよという両方あると思うんですが、どのぐらいを見込んで予算立てているのか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 委託料の歳出の際には見込みというのはあまり立てていない状況で、金額のやり取りについては利用した方とサポートする方お互いにやり取りをしてという形になりますので、現状でいいますと、2月末日の時点での利用会員として登録する人数ですと367名、サポート会員と補助していただく方は87名で、両方に登録している方が26名というような形になっています。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 預かるほうと預かってもらうほうと、それから両方やっている方もいるわけなんですけれども、

これは問題はないですか。この辺の予算で需要と供給というんですか、その辺が。

つまり別に、どう言っているんですかね。必要な人に、できる人がやっけてあげているという相互扶助みたいなものなんですけれども、もう長くやっているんですけれども、これ自体の何というんですか、運営に市がお金を出して委託をしていることに対しては、うまくずっといってこの予算が出ているんですか。ちょっと何とも言いにくい話なんですけれども。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 市のほうから委託しているところは、利用会員とかサポート会員の受付だったり、大きなところでいうと、それぞれの方のマッチングという部分になってきておりますので、マッチングの中で今の現状を委託先から聞いているものですと、利用したい方がサポート、都合によってというのはありますけれども、基本的にサポートは受けられているような形になっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 ここに利用助成というのはあるんですけれども、意外とこのファミリーサポートセンターを利用するというのは、ハードルが高い方がいらっしゃるんですね。やっぱりお金がかかるから利用できない。それから、逆にとても安いからというのはあれですけども便利なので、言ってみれば送迎に物すごく使われているんですけれども、その辺の市のほうでのお金の出し方というんですか、どうやって言っているのか、これって適切なのかということ。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 やはり、送迎支援というほうの部分が大きいんですけれども、市としては、それに対してお金というわけじゃなくて、やはり

どの方も同じように、市の要綱のほうで利用料という形が1時間当たり基本的に700円というところと、送迎に関しては実費ということで、それに伴うガソリン代というのも利用者からお支払いただいて、あくまで利用する方と送迎する方の間でのやり取りというところになっておりますので、改めて市が費用として出しているというふうにはないような形です。

あと、利用費助成の件につきましては、こちらについてはあくまでひとり親ですとか、そういった方を対象に利用料の半額の助成で、一月につき1万円を限度に助成しているものとなっております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 つまり利用の助成というのは本来のお金を半分だけ頂いて、そのほかは市が補助しているという形で払っているということではないですか。

○益子委員長 子ども福祉係長。

○高野子ども福祉係長 こちらのお金のやり取りに関しては、一旦利用した分はサポートしていただいた会員の方にお支払いいただきまして、そのあと手続をもって市のほうから本人のほうに戻しているような形になります。

○山本委員 分かりました。

続けていいですか。

○益子委員長 はい、どうぞ。

山本委員。

○山本委員 長寿センターに移りましたよね、事務所が。その前はしよっちゅう、何年か続けて移っていたんですけども、そのたびにお金がかかっていて、今年はそれがいないから減ったということなんですけども、その辺の経緯というか、また移るとか移らないとかというようなことがあるのか。そんなになぜ変わるのかすごく不思議な感じで、予算で聞くのも変な話なんですけども、それは何でそう

いうふうになって、そのたびにお金がかかって出してあげているのかということ。

○益子委員長 お答え大丈夫ですか。

子育て支援課長。

○押久保子育て支援課長 もともとは受託業者さん、NPO法人の子育てほっとねっとさんなんですけれども、その事務所でやっていたんですけれども、やはりそこでは本来業者さんのほうでやっている本来の業務もというふうなところがありましたので、要するにこの事業はやはり分かりやすくしよう、事務所の借上げの負担だったり何だったり、そういう面倒な話が当時はあったそうです。なので、当然うちの市の事業としてやっているものですから、ただ単に運営をお任せしているという事業ですので、当初から長寿センターで、要するにあの施設はそういう目的も、要するに福祉的な意味合いの施設なんですね。そもそもの建設のお話で。

当初からそれだったんですけれども、当時なかなかいろいろあつて入れなかったようなんです。厚崎公民館を使わせていただけるといようなお話になったので、確かにエアコンを設置したり、什器含めてお金かけてしまったんですけれども、やはりあそこは社会教育施設なものですから目的外使用になってしまうんですね。

私ここに来て、やっぱりそれはまずいよなというところで、その辺で本来もともと長寿センターというふうなことを構想していたわけですから、もうそこに移って、よっぽどのことがない限りもう移転はないです。

○山本委員 そうですか。

○押久保子育て支援課長 本来あそこにしたかったのが、ちょっと確かに余計な予算執行をしてしまったなというふうなところもありますが、もう今後はございません。

○山本委員 了解です。

○益子委員長 そのほかございますか。

進行を副委員長と交代します。

○星副委員長 進行を交代します。

委員長。

○益子委員長 予算執行計画書82ページ、3款民生費、2項7目児童等手当費、遺児手当費2001事業についてお伺いいたします。

今課長の御説明の中で、遺児手当の話だったかと思うんですが、この遺児手当の受給されている方が何名いらっしゃるか、その点ちょっと伺います。

○星副委員長 係長。

○小畑給付係長 給付係長の小畑と申します。

令和6年度的人数が562名となっております、来年度見込みが少し増加を見込んでおりまして571名を見込んでの計算となっております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 若干増えたのかなと思っておりまして、562名ということで。そうしますと、この遺児手当というものは一律の給付の額なのでしょうか、その件お伺いします。

○星副委員長 係長。

○小畑給付係長 児童1人当たり3,000円の給付となっております。1か月当たり3,000円の給付となっております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 月額1回当たりの給付が3,000円ということで、そうしますと親御さんが例えば片方はいらっしゃるとか、両方いらっしゃるのか、そういった親御さんの規定はなくて、どちらかでもいらっしゃるなければ該当するというところで、3,000円ということの認識で間違いはないでしょうか。

○星副委員長 係長。

○小畑給付係長 おっしゃるとおりで、遺児手当ということで、お父さん、お母さん、保護者の方のもしくは両方がお亡くなりになった場合に支給される手当となっております。額も同様です。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうすると、親御さんもいらっしゃる両方と片方にかかわらず、市のほうからそういった手当が出ているということで了解しました。

そうしますと若干増えているということで、562名、昨今の物価だとかいろんな何に関しても生活しづらいというところで、1人当たり3,000円という給付の根拠は適正なのか、その点ちょっとお伺いしたいんですが。

○星副委員長 係長。

○小畑給付係長 金額に関しましては、今、委員から御指摘があったように、物価高を踏まえて今後検討していきたいと考えております。現時点では明確な変更の予定というのは立ってっておりません。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

そのほかございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て支援課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時33分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

### ◎子育て相談課の審査

○益子委員長 ただいまから、子育て相談課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

子育て相談課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎議案第25号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

菊地課長。

○菊地子育て相談課長 (議案第25号について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 今のお話ですと、電子母子手帳アプリ、これは紙がもう完全になくなったのかどうか、完全に電子手帳アプリだけなのかどうかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 紙の母子手帳もそのまま運用はしております。

あくまでもこの電子母子手帳は紙の母子手帳を補完する役割を担うということになっておりますので、双方併用した形での運用ということになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 機能追加ということで、主などんな機能があって今回どの機能を追加したかというのが、何か分かればお願いします。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 まだはっきりと変更するというのはまだ決定ではなく、これから検討していく段階にはなるんですけども、今想定しているものは、予防接種関係の管理機能でありますとか、ほかのアプリ等がありますので、そういったところの連携でありましたり、そういったところを今のところは想定をしているところです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 歳出のほうで、引き続きちょっと質問させていただきます。

80ページで、要支援児童放課後支援費で6001事業なんですけど、事業の対象の地域が黒磯地区、西那須野地区、塩原地区というふうになってあります。先ほど新規開設準備として制度運用されるということなんだけれども、なぜ新規開設準備に至ったのかという経緯を聞かせていただければと思います。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 こちらについては、今現在の事業者との契約期間3年間ということで、7年度末でその3年間が終了するということになります。改めて事業者を募っていくということになります。

事業者を選定したときに、仮に現在の事業者ではない新たな事業者と契約となった場合に、新たな事業者がその事業を開始するに当たっての開設準備ということで予算は計上はさせていただいているということになっています。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 開設準備金として596万4,000円という格好の計上があるんですけども、主な内容はどこに計画されているんでしょうか。

○益子委員長 児童家庭担当グループリーダー。

○戸室児童家庭担当GL この場所に関しては今、黒磯地区1か所、西那須野地区、塩原地区で1か所ということで合計2か所開設しております。なので、この金額は2か所分の金額となっております。なので、1か所あたりはこの半分になります。

見込んでいるものとしては、人件費と備品購入費、あと場所を借りるときの敷金、礼金、賃借料などを見込んでおります。

○堤委員 分かりました。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 同じところなんですけれども、今、黒磯と西那須野に1つで2つ、ここに開設準備でお金が出ているということは、見込みがあって出しているのかなと思ったんですが、どこかに1つ増やす、あるいはやめるから新しいところ、その辺が分かっているところがあれば教えてください。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 今現在で増やすとかというところではなく、あくまでも今までどおり市内2か所というところを考えているところですので、もう変わる見込みがあるからということではなくて、あくまでも仮に新たな事業者が出てきて、その事業者を選定した場合というようなところでの配分の計上ということになっているところです。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 この2か所分かりますし、多分委員会で見ていろいろ御意見聞いたんですけど、結構市に対していろいろな思いが片方のほうはありました。なので、その辺がうまくやっている方と市とで折り合いがつかなくなってしまって、もしかしたら8年度からはもうやりたくないよとも言われているのかなって、ここに何というか入っていたので思ったのですが、そういうわけではないですね。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 そういうことではございませんで、今の事業者等とは都度情報交換をさせていただきながら事業のほうは進めているところで、来年度についても、今のところはそういったやめるであるとか、そういった話にはなっておりませんので、情報交換しながら事業のほうは継続ということで進んでいるところです。なので、その契約期間が7年度までなんですけれども、それ以降は

やらないよとかというようなところではないという、現時点ではですね。

○山本委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

副委員長、どうぞ。

○星副委員長 そうすると、一応どうなるか分からないけれども、予算をこれは取っておくということではあると思うんですが、そのまま仮に継続になった場合は、準備金としてこれは開設準備になっていますので、500万何がしは今度不用額として計上ということになってくるんですか。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 お見込みのとおりでして、仮に現在の事業者がまた新たに選定された場合には、今計上しているものは不用になります。

○益子委員長 よろしいですか。

ほかございますか。

副委員長。

○星副委員長 その次のページ、81ページなんですが、女性相談支援費3001事業です。こちらなんですが、DV相談支援ということなんですけれども、こういった事業件数、それを教えていただきたいんですが。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL DVの相談件数とか、そういった……。

○星副委員長 そうですね、相談件数がどのぐらい実績あったら。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 分かりました。

○益子委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 失礼いたしました。

DVの相談件数なんですけれども、過去3年分、那須塩原市のほうで受けた件数といたしましては、令和3年度で約60人の相談を受けております。令和4年度は59人、令和5年度で58人の相談を受けてまして、令和6年度の2月末時点では67名の相談を受けておりまして、件数としては約1.2倍増という形で推移しているところです。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 年々少なくなるときもありますけれども、増えてきているというのがこの傾向で読み取れるんですが、ここに伴う予算、相談支援事業の7万円ということで、ここってあまり毎年大体もう固定化されていて増えることがなかったと思うんですけども、年々増えていきますが、この予算でやっていけるのかどうかというか、そこを聞いちゃうとあれなんですけれども、何というんでしょうね、もう少し予算があってもいいのかなと思うんですが、そのあたり肌感覚でいいんで、実際のところこの相談支援員さん関わることもたくさんあると思いますが、これでやっていけるのかどうか。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL DVの相談件数が上がっていて、予算のほうが増加しないで対応できるのかという点につきましては、まずDVの相談支援につきましては本市の場合、女性相談員、予算のほうでは3名取っているんですけども、現在2名の配置で対応しているところです。

次年度は3名に増員できる見込みとなっております、相談支援員さんのスキルアップですとか、そういったところを本市だけではなくて、県の男女共同参画センターですとか、健康福祉センターですとか、あとはこちら補助金のほうもありますけれども、女性団体支援、女性団体さんとかと連携しながら対応しているところでありまして、今のところ予算上の対応については、県のほうで様々な事業を、例えば女性相談のスーパーバイズですとか、あとDVのLINE相談ですとか、県のほうでやっている事業を活用させていただきながら対応できておりますので、本市のほうでは予算のほうは増加して計上はしていないんですけども、支援のほうの幅は広がっていると感じておりますので、DVを受けている方は、あらゆるうちの市だけではなくても、いろんなところに相談できるような体制にはなっているかなと考えております。

○山本委員 関連して。

○益子委員長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 同じところなんですけど、何度か委員会で聞いているんですけど、ここではないんですけども、DV被害者支援団体への30万円の補助なんですけど、これは那須塩原市になって以来、1円も上がっていないんですね。下がってもいいんですけど。

今どのくらい的那須塩原市の方がここに行っているのかというのはちょっと分からないんですが、那須塩原市はDVの方が少なくはないので、この補助金をもっと多くしてくれといつも言っているんですが、どういう経緯でこれが変わらないのか教えてください。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 前回の委員会

でもちょっと御指摘をいただきまして、今回の予算を計上するに当たっては、本事業について団体さんの補助対象としている前年度の実績ですとか、あとは直接団体さんとお話しさせていただいて、またDVの現状であったり、また本市だけではなくて県内のほかの市町でも補助のほうをしておりますので、そういったことを考慮した上で、金額のほうやっぱり30万円が妥当な額だというところで、今回については判断させていただいて、計上させていただいております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 DVって関係のない人は全く関係がないんですね。これで傷ついているというか、とても問題のある方は集中して問題になっていて、なかなか見えにくいものではあるんですけども、市民協働推進課の中では、今もうずっと長い間、高校生に対してDVの出前授業をずっと続けています。なぜそれがそこにあって、DVがここにあるかって、そういうところも多分、市の縦割りの関係かとは思いますが、とても那須塩原市は少なくない、なかなか数字には出にくいんですが、昔から逃げたり保護されたり遠くへ行ったりというのは、なくはないんですね。

やっぱりこのDV被害者支援団体というのは非常に特異な存在で、ノウハウを持っていますし、実際のところここに逃げてという言い方は変なんですけど、行っているというような那須塩原市の方もいます。あまり表に出せない話ですよ、プライベートなことなので、妥当だというのをおっしゃいましたけれども、何が妥当なのかという、多分根拠はないんだと思うんですよ。

です。ぜひ実態を調べていただいているということもなかなか難しいんですけども、なきやいけないものですし、命に関わることもありますので、来年度の予算のときには、もう私も言うことがで

きなくなりますが、ぜひ考慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○益子委員長 意見でよろしいですか。

○山本委員 はい。

○益子委員長 また、意見を申し添える質疑がございますので、そのときをお願いいたします。

ほかございますか。

相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 予算の御説明をいただきまして、印象としては現状維持とか、ちょっと減っていますよというような説明が多かったような気がします。

先ほど、第3期子ども・子育て未来プランというところで、様々な具体的な事業というところで所管課を子育て相談課としている項目って結構あったんだと思うんですが、今回の予算で、未来プランの妊娠期から子供が30歳ぐらいまでを想定してますよというプランの中に、例えばライフステージに応じた事業ということで、先ほどの計画の73ページに思春期保健事業ということで、子育て相談課ということで中学生・高校生というふうに載っている。こういった今般出してきた第3期の計画と今回の令和7年度予算については、この計画をスタートするに当たって、この予算で網羅されているのかどうか御説明いただきたいと思います。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 今回の子育て相談課関係予算の計上に当たっては、やはりそういった総合的に勘案したところは、今後のこのプランに基づく施策というところでも、我々としても計画に乗せるに当たっては、より精査した上での計画には乗せている。事業実施に当たっても、あらゆるものを精査をして積み上げたもので計上はしておりますので、計画に基づく事業実施という

ころでは、この予算でいけるというふうな判断をしています。

減っている要因としても、やはりいろんな様々、うちで言うと様々な妊娠期から子育て期までということになりますので、より妊産婦、子供、子育てというふうになると、どうしてもやっぱり少子化でありますとか、実際現状としまして妊娠届出数というところは減っていく、出生数も減っているということもありますので、そういったところを見ますと、各検診でありますとか、そういった事業経費というのは、自然とそれだけかかる経費というのが下がっているということも現状としてございます。

そういったところもいろいろ考慮した上でということになりますので、事業そのものを縮小するという考えではございませんで、引き続きやっているものが、例えば今おっしゃられた思春期保健事業なども、国のほうでもかなりこの事業を注視して強化していかないとならないと、プレコンセプションケアとかというふうに言われているようなところもございますので、我々としてもこういったところも重要視はしてきているということでは自覚はした上での、今回こういった計上とさせていただきます。

○相馬委員 分かりました。

○益子委員長 そのほかございますか。

副委員長、どうぞ。

○星副委員長 81ページの発達支援システム推進費なんですけど、こちらのほうの実績を伺います。

○益子委員長 子育て相談課長。

○菊地子育て相談課長 確認をさせていただいて、これは登録……

○星副委員長 登録者数ですね。

○益子委員長 よろしいですか。

発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 大変失礼いたしました。

発達支援システムの登録者数、こちらの過去3年になりますけれども、令和3年度につきましては338人、令和4年度につきましては368人、令和5年度につきましては368人です。

こちらは直近の数字になりますけれども、令和7年1月1日現在で375名の加入をいただいております。

○益子委員長 副委員長。

○星副委員長 だんだん市民の方に浸透されてきているのかなというふうに思うんですが、こちらは何というんでしょうね、フォローですね、かなり登録はしたけれども、ちょっと登録はしたものの市のほうから何のアプローチもないというような御意見とかもいただいたりはするんですが、そのあたりのフォローアップ体制とかはどのように取られているのかお伺いいたします。

○益子委員長 発達支援・ひとり親担当グループリーダー。

○相馬発達支援・ひとり親担当GL 発達支援システム登録者のフォローアップ体制がどうなっているかということになるんですけども、発達支援システムの大きい一つの事業としましては、ライフステージが変わるとき、例えば幼稚園が小学校、小学校から中学校、中学校から高校へ上がる際に、毎年個別の支援計画というものを蓄積していきまして、それをスケジュールが変わるときに引き継ぐというところが大きな業務というかになっておりますので、基本的には小学校に在籍している6年間の間では、基本的には学校さんからいただいた個別の支援計画等をいただいて、それを蓄積するのがメインになっておりますので、ただその期間何もフォローアップがないというふうになってしまうと、やっぱり保護者の方も不安にな

ってしまっているところもありますので、基本的には年に2回の発達支援システムに関する広報紙を送付させていただいて、相談事とかお悩み事とかがあれば相談してくださいということですか、あとは心理士の先生に入らせていただいておりますので、そういう専門家の相談を受けますよということで、相談があれば受けられる体制を取りつつ、あとこちらは例えば中間年度、例えば4年生になったりとか、6年生になったりとか次の進学を控えるタイミングには、こちらからプッシュ型としてフォロー電話ということで、うちの職員から直接保護者さんのほうに御連絡を差し上げて、近況どうですかということで聞き取りをさせていただいて、そちらで何かお困り事があれば、こちらで対応できることは対応しますし、必要なつなぐ先があればつなぐということで、定期的にはフォローのほうはするよう形です今対応しております。

○益子委員長 いいですか。

副委員長、どうぞ。

○星副委員長 分かりました。

登録はしたけれども何のアプローチもないというのと、登録した意味ないじゃんという声なんかも聞こえてきたりするので、しっかりフォローアップをお願いしたいと思います。

○益子委員長 意見ということでよろしいですか。

○星副委員長 はい。

○益子委員長 またその意見の際にお願いしたいと思います。

そのほかございますか。

ここで進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を交代いたします。

委員長。

○益子委員長 私のほうからも1点、質問させください。

計画書の89ページになります。

4款衛生費、1項3目母子衛生費、不妊治療費助成費2001事業についてお伺いいたします。扶助費の中にあります先進医療費の助成という話だったかと思うんですが、こちらの内容をちょっとお伺いします。

○星副委員長 主幹兼グループリーダー。

○金山母子保健担当主幹兼GL 先進医療につきましては、7年4月1日から助成を開始するというところで準備を進めております。

先進医療というのは、簡単にお話をさせていただくと保険診療、通常皆さん保険診療を受けているんですけども、混合診療といって保険診療と自由診療は一緒にはできない形になっているんですけども、厚生労働大臣が認めた医療、そのものが先進医療といまして、それは特別に保険診療と一緒に併せて治療を受けられるといったものが先進医療になります。

ですから、不妊治療、現在13種類になりますけれども、そちらのほうを自費で受ける方々に対しての助成をしましょうという形の制度になります。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、先ほどの計画にも続いてくる部分なのかなと思って、手厚いライフステージの部分なのかなと思いますが、そうしますと先進医療ということで、不妊治療された方が厚生労働大臣の部分であるという話だったんですが、何名分ぐらい大体想定されているのか、その点ちょっとお伺いいたします。

○星副委員長 主幹兼グループリーダー。

○金山母子保健担当主幹兼GL 現行13治療ありますけれども、県内で治療ができる医療機関は、自治医科大学と国際医療福祉大学と中央クリニック、3か所あるんですけども、東京のほうにもたくさんあるんですけども、13治療の中で受けられるもの、そして単価がそれほど高くないものが

多々あるものですから、一応15万を上限に4名分という形で予算化しております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 15万を上限に4組分ということでした。

そうしますと、不妊治療でそういった治療を希望される方もいらっしゃると思うんですが、万が一4名以上応募があった際は、どのようにしてその4名にして選抜といいますか、抽せんしていくのか、その点ちょっとお伺いしたいんですが。

○星副委員長 主幹兼グループリーダー。

○金山母子保健担当主幹兼GL 上限15万円、そして4名を超えた際には、補正もしくは通常の不妊治療費の助成の枠がありますので、その中で必ず受けて、該当になる方には必ず助成をするという形で支援していきたいと考えております。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

そのほかございますか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て相談課所管の審査事項は以上となります。ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時15分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

#### ◎保育課の審査

○益子委員長 ただいまから、保育課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまでございます。

保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会(第二分科会)に切り替え、審査を行います。

#### ◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

佐藤課長。

○佐藤保育課長 （議案第25号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 79ページの民間保育施設運営支援費の中の新規事業、借上げの支援事業なのですが、これは一応何人分を計上してあって、このお金はその保育士さんに直接いくのか、保育園にいくのか、その辺の説明をお願いします。

○益子委員長 保育課長。

○佐藤保育課長 こちらの新規事業、保育士宿舍借上支援事業でございますけれども、対象人数は10名になります。

こちらの事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、移住してきた保育士のために宿舍を借り上げた事業者に対しまして、行う補助でございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 保育士さんがほかから移住してくるということは、一人の人もいますけれども、御家族でという方もあると思うんですけども、その辺はどんな形であれ同じお金をということによろしいですか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 世帯をお持ちの方も同じように補助を受けられるのかという質問かと思えます。

基本的に、その世帯の方が住居手当ですかそれに類する補助、そういったものを持っていない場合には補助をするというような形で補助をしたいというふうに考えているところです。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 移住とか定住というのは、この予算ではなくて、いろいろな補助が出ますよね。そういうものと、ですから両方出ることではなくて、何もない人にこれを使うということによろしいです

か。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 御認識のとおりでございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど10人分というお話だったんですが、10人で足りるといえるのか、その辺はどういう考えなんでしょうか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 10人という人数につきましては、先行している自治体等の実績とかを鑑みて、あと市の規模ですとか、そういったものを考えて、今回10という、ちょっと個人的には大きな目標かなと思っています。

というのも、やっぱり移住してくる保育士さんがどれだけいるかということもありますし、あとは事業者負担分ということもあるので、事業者さんがきちんとその部分を出してくれるかというような問題もあったりするかなというふうに考えております。

ただ、市としましては、市が大きく移住定住というものを進めているという観点から、保育士さんというのは若い女性というところが多くいるということもありますので、そういったところをターゲットとしても合致しているかなというところで、こういった施策を打って保育士の確保と移住の促進、そういったものにつなげていきたいというふうに市としては考えております。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 予算で載せても、実際の若い保育士の資格を持っている方に届くとは限らないと思うんですけども、どんな形でこれを宣伝するとか、募集をするとか、その辺はどんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 もちろん各事業者さんの求人の中

で、こういった事業に参加しますよとかPRしてもらったりですとか、あとは市のほうでは、各保育士の養成施設、そういったところへのPRとか、そういったことで周知を図っていきたい。もちろん市のホームページとか、そういったところは当然やっていくというところではございますが、そういった形で広くPRしていききたいなと思っているとこです。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 保育士の資格を持っていらっしゃる方って、意外と多いのではないかなと思います。

先ほどのお話だと、若いという形容詞をつけましたけれども、若くないとかベテランのと言えればいいんですか、そういう方が少し間が空いちゃったとしても、またそういうところで働こうかなというようなこともあると思うんですね。ただ、家庭があつたりするとなかなかというのがあつと思うんです。

その辺は初めから若い方をターゲットにして10人というふうに、心のどこかで思ったりしたんですか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 若い方に限定するものではなくて、広く潜在保育士さんも含めて来ていただきたいというふうに考えている事業でございます。失礼しました。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 うまくそういうところに、来てくださると一石二鳥だし、いいんじゃないかなということだと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 同じところで関連です。予算が423万円ということで10で割ると42万ぐらいなんですけれども、これは個人の対象の方に直接渡るわけですね。事業主さんから経由して渡るんですか。

○益子委員長 保育課長。

○佐藤保育課長 あくまでも保育事業所設置者に対してという、個人ではなく施設に対して支払うということになっています。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 この支払いをする条件としては、保育士の資格がある人なのか、あるいは資格を取ろうとしている人も含まれるのか、どちらなのでしょう。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 こちらの事業については保育士、保育士の資格を持っている人ということで。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 移住というイメージで宿舍借り上げというふうになっているんですけども、保育士の資格を持っている人で保育業務に携わっていない方は、市内の中でもたくさんおられると思うんですね。特に、この移住というところで絞って支援するというのは何か意味があるということなんですか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 市として移住施策というところを大きく推進しているというところが一つあるかなと思います。あとは、そういったところ市として進めているというところでやっていきたいというところが一番大きなところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 先ほど申しあげましたように、市内に保育士のOBの方だとか、まだ潜在の保育士になる方はたくさんおられると思いますので、そういう人のところと差別になるような感じで、まだ保育士になりたいんだけど、という人も結構おられると思いますので、そういう人に対しての扱いというか、何か違いというか、その考え方はどういふふうに整理されておるのか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 潜在保育士の掘り起こしについては、これまで就職支援講座ということで、保育士の復帰に向けたサポートするような講座をやったところなんですけれども、なかなか講座の受講ですとか、実際の保育現場への復帰というところにつながっていかない、難しいところがあるというところが正直あります。

なので、潜在保育士さんというとなんかいらっしやった、何人かというかいろんなパターンがあるかなと思うんですけれども、一番多いのは一度保育園とかに勤めていただいて、何か例えば結婚ですとか家庭の事情とかいろんな事情がある中でお辞めになって、そういった方がなかなか復帰してこない現状がある。もちろんそういった方もターゲットにしていきたいというところはあるんですけれども、辞められた理由があって、保育という現場に復帰するということではなかなか難しい状況になっているというところがあるので、それよりは保育士の確保という観点からいうと、まさらかな状態といったらあれですけれども、そういったところのほうが保育士確保にはつながるのかなというところもあって、今回はそういう移住というところで色をつけてやっていきたいというふうにしては考えているところです。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 移住というところで、最初の支援出した後、例えば2年間住まないといけないとか、そういうような条件はあるのでしょうか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 定住の期間の要件等はございません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今のところを終わって、次に行きたいんですが。

○益子委員長 どうぞ。

○堤委員 引き続きまして、77ページです。

保育総務費の中で報償金という項目あるかと思えます。報償金は2種類、謝礼で保育園等職員研修講師と保育園等芸術家派遣事業講師というのがあるんですけれども、職員研修は大体推察がつくんですけれども、保育園等芸術家派遣事業の講師という内容をお聞かせいただければと思います。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 保育園等芸術家派遣事業ということで、市内の各保育園に芸術家さんを派遣している事業がございます。ふだん触れないような芸術活動に触れて、感性豊かになっていただくというか、そういった形での取組をしているところです。その講師の派遣に伴うお支払いということで計上しているものでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 それは対象保育園は幾つぐらい想定をされているんですか。

○益子委員長 企画係長。

○鍋島企画係長 17園を予定しています。

○益子委員長 よろしいですか。

○堤委員 了解しました。

○益子委員長 ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

進行をここで副委員長と交代いたします。

○星副委員長 進行を交代いたします。

委員長。

○益子委員長 78ページの3款民生費、2項2目保育園管理費、保育園管理運営費2001事業についてお伺いいたします。

課長の御説明の中で、公立保育園8園の部分、こちらをまとめてということで、確か令和7年度ですか、年度に分けて、あと教育総務課のほうの包括管理業務ということで一括でという話だった

かと思うんですが、そうすると、例えば公立保育園にしても8園ある中で、どのタイミングで管理されるときに、例えばどこが壊れましたよとか、そういう話の部分は保育園のほうから連絡をしてそこに見てもらうのか、その部分一括でどのような仕組みで管理運営されるのか、その点ちょっとお伺いしたいんですが。

○星副委員長 課長補佐。

○田中保育課長補佐 包括管理業務に関しては、基本的にはこれから業者との説明会というか、そういったものが入ってくるので、詳しく保育園のほうから上げていくのか、お問合せフォームみたいなのがあってそこに入力するかというのは、すみません、これから説明会があるところです。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、保育園のほうではこれからということで、その点了解いたしました。

そうしますと、そのタイミングではそれに備えてということなのかもしれませんが、今までだったら個別、個別の園ごとにこういった部分で上がっていたかと思うんですが、公立保育所8園に一括でまとめて運営するに当たってのメリッ的なもの、どのようにこの部分があるのか、その点ちょっとお伺いしたいんですが。

○星副委員長 課長補佐。

○田中保育課長補佐 やはり、保育園の中の保育士さんというのは、やっぱり保育業務を専門という形でやられていますので、今までも何かが壊れたよの壊れたたびに保育課のほうに連絡が入って、お金のこともありますし、修繕業者のほうも入りますので、そういったところでの手配でやっぱり若干時間がかかってしまうというのがあります。

なので、その包括管理になることによって、やはり専門業者の方になりますので、その辺はスムーズにいくのではないかと考えております。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうしますと、保育園の保育士の先生方など保育園の方々は業務に専念できて、さらに専門業者に見ていただけるのでスピード感アップするということかなと思いますけれども、そうすると逆に言うと何というんだらう、保育園のほうの部分で、例えば先ほどこれからという話だったかと思うんですが、専門性で見てもらえるというところでメリットあるかと思うけれども、逆に何というんだらう、個別個別に保育園が開園された間に、例えば事業者さんが個別に見てくれるように随時、時間が決まって入ってくるのかとか、どのタイミングで見ていくような想定をしているのか。例えば保育園が閉まっている間に見てもらえるのかとか、随時随時、開いている間も随時何かあれば、不都合あれば管理するという考えでいらっしゃるか、その点ちょっとお伺いしたいんですが。

○星副委員長 課長補佐。

○田中保育課長補佐 基本的には連絡を包括管理業務のほうの業者のほうに連絡すると、すぐに現地を確認するというところで説明があります。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうすると、例えばその各園の代表の方が何か不都合があったときには、例えば一括で今後管理される教育総務課なり、その事業者さんのほうに連絡をするというような認識ですか。

○星副委員長 課長補佐。

○田中保育課長補佐 そのとおりです。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 では、続いて伺ってまいります。

79ページ、先ほど山本委員が質疑したのとちょっと絡んでくるんですが、周知の部分はこの2項3目の認可保育園費の民間保育施設運営支援費1001の新規の保育士宿舍借上支援事業費について

なんです、先ほど山本委員の中では、周知の部分は、例えば保育の養成所のほうにされるという話あったと思うんですが、実際保育士の養成所、例えば学校なりとかだと思んですが、そこに連絡、例えば若い方ですとか、その学校で学んでいる方、いろんな方いらっしゃると思うんでその方に説明をして、今回のこの事業については民間の事業者さんに支払うという話になっていたかと思うんですが、その部分の例えば養成所のほうに周知をしますけれども、やりたいという話があっても、例えば自分が働く先の民間事業者さんがやってくれるんだと思うんですけども、この事業知らなくてとか、いや、それは私やりませんという話になると、せっかくこういったいい事業があっても、なかなか民間事業者さんのほうに支払いが入ることになると、保育士さんが興味を持ってやりたいですという話をして、民間事業者さんが知らなかったりとか、場合によってはそれをやりませんという話になってしまう可能性もあるかなと思うんですが、この点をちょっとどのように考えているのか、その点ちょっとお伺いしたいんですが。

○星副委員長 係長。

○鍋島企画係長 その辺はやっぱり保育士確保という民間保育施設にとって大きな課題になっているところなので、できる限り丁寧な説明をして協力を仰いでいくというところが一番になってくるかなと思います。

そうした上で、ある程度、どこの事業者さんも対応してくれそうというのを、できる限り機運醸成じゃないですけども、つくった上で、対象者、ターゲットに向けての周知というところにつなげていきたいなという形で考えているところでございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 ぜひそういったところと、午前中のほうの計画なんかもあったかと思うんですが、こちらのほうにもやはりこちらは関連してくる部分だと思いますし、すごくこの子育ての部分であったりとか移住定住というのはお答えがありましたけれども、そういった視点からも大変可能性のある制度だなと思いますので、ぜひそういった視点でもいってほしいんですが、併せて先ほどこれも堤委員と山本委員の話にあったかと思うんですが、市外の方を対象とされるという話あったかと思うんですが、市外ですと、例えばお隣ですとか、あるいは東京圏だったりとか、日本国内にもいろいろ距離数はあると思うんですけども、別に距離はかかわらず、一概に距離はかかわらず、市外の方が本市の民間の保育施設に勤めるという方がいらっしゃればその方が該当されるというような認識でよろしいですか。

○星副委員長 係長。

○鍋島企画係長 今のところ市外からの移住した保育士というところで考えてございます。

○星副委員長 委員長。

○益子委員長 そうすると、繰り返しになってしまっているんですが、お隣だろうが遠くだろうが関係ない、市外だったら該当するというようなことですか。

○星副委員長 係長。

○鍋島企画係長 そのとおりです。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 進行を委員長と代わります。

○益子委員長 進行を交代いたします。

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

山本委員。

○山本委員 78ページの保育園管理運営費の真ん中ほどに賃借料があります。その中に旧いなむら保育園の放射能除去土の保管用地というのがあるんですが、これは多分いなむら保育園を新しく造っ

たときの、もともとのところの土地を借りているところに、放射能の土があるのがそのままあると思うんですが、これってまだずっと置いておいてお金を払うんですか。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 除去土につきましては、まだ今後の方向性がまだ見えていない状況でございますので、現状とすれば今の状況を、除去土の処分方法、そういったものが示されるまでは継続する形になるかなと思っています。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 仕方がないことだろうと思うんですが、あんまり置いておいてほしくないなと思いますので、そのところは分かりました。

○益子委員長 そのほかございますか。  
いいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ほかになければ、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第25号 令和7年度那須塩原市一般会計予算は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

保育課所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時11分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

### ◎その他

○益子委員長 それでは、次第3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 事務局から何かございますか。  
事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

○益子委員長 ほかになければ、それでは、次第4、その他を終了といたします。

◇

### ◎閉会の宣告

○益子委員長 以上で、委員会の審査事項は全て終

了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願い申し上げます。

これをもちまして、福祉教育常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時12分